

第二章 暮らしと入所者作業



大風子油とプロミン

(左：長島愛生園歴史館蔵、右：光明園蔵)

プロミン以前 ハンセン病の治療薬は主に大風子油が用いられてきた。東南アジア原産のイイギリ科の成熟種子を圧搾抽出させたこの薬は、根本治癒をもたらすものではなかった。また、一九四四年（昭和一九）のセファランチンなど新しい薬も試用されたが、大風子油を超える効果をもたらすものは現れなかった。隔離政策によって療養所に入所した患者は、治癒をもたらすものではない大風子油によって、病勢の進行を食い止めるだけの治療を受けるしかなかった。つまり療養所は、治療面から見ても患者が治癒して社会に復帰するという希望もないままの終の棲家、収容所といえる性格のものであった。

プロミンの登場 一九四三年（昭和一八）、プロミンが、ハンセン病に有効なことがアメリカで発表された。日本では一九四六年（昭和二一）に、東京大学薬学部の石館守三教授が国産プロミンの合成に成功し、多磨全生園と愛生園とで試験治療が開始され、らい菌の消滅というそれまでになかった効果が確認された。一九五〇年（昭和二五）には、愛生園で全国初のプロミンによる「全治患者」が現れ、退所している（「山陽新聞」八月十日）。こうしてハンセン病は初めて治療可能な病気へと大きく転換した。

プロミンは当初、経口薬ではなく静脈注射であり、また治療過程で病勢の管理が必要なため入院治療が必要であった（森修一・石井則久「ハンセン病と医学Ⅱ―絶対隔離政策の進展と確立―」『Leprosy』二〇〇七）。しかし、その後一九五八年（昭和三三）、プロミンの有効成分をより精製したDDS（ジアミノ ジフェニル スルフォン）が登場した。このDDSは経口薬であり、それまで入院してプロミンの注射を受けていたものから、外来でも内服薬によってハンセン病の治療が可能となった（「新薬五〇年史 四ハンセン病治療薬の開発と影響」小澤光・丸山裕『薬史学雑誌』二〇〇二）。

プロミンやそれに続くDDSの登場により、外来治療が可能な病気になったということは、患者を療養所に終生隔離する必要がなくなったということを意味する。このことで療養所は治る見込みがなく、一生を隔離されて過ごす収容所から、一時的に入院して治療し、治癒すれば退所する病院へと変わらなければならなかったといえる。なお、一九七一年（昭和四六）にらい菌に殺菌作用のあるリファンピシンが使用されるようになり、確実に体内かららい菌を消滅させ、ハンセン病は治癒し得る感染症となった。さらに現在ではMDT（多

剤併用療法）が導入され、治療経過中に多くの苦痛を患者に与えるらしい反応の軽減をも望めるようになった。

プロミンの獲得と治療 プロミンが効果的な治療薬と判明すると、その獲得を目指すのはごく当たり前のことであろう。少ないプロミン予算の増額のために入所者たちは請願書を作成し（資料七六）、プロミンの獲得に力を注いだ。光明園では使用計画が何度も練られ（資料七八・八一・八三）、業者との間で価格協議を行おうとしている（資料八〇）。そして厚生省予算だけでなく園独自の予算で一万二千本あまりを購入している（資料八二）。プロミンは注射場で看護師によって注射された（資料八八）。その様子や症状の変化などは多くの入所者によって記録されているが（資料七七）、光田の依頼で病歴や症状の状態を詳しく記した資料八五は貴重な資料といえる。

療養所での医療 療養所での医療行為の一端をみると次のようである。整形外科についてのアンケート（資料九四）によると整形外科手術を受けた人は約一四％、希望者も約二七％に及んでいる。整形外科治療のため一時入園する患者もいた（資料九六）。これらはもちろん将来の退所・社会復帰を目的としたものが多数と思われる。また、資料九五では精神

病対策に苦慮している療養所の状況が垣間見られる。一方で資料九八では、一九六七年度（昭和四二）からの一〇年間の事故死のデータが記載されているが、縊死・入水した入所者が六人を数えるなど、治療することが判明し、その治療に専念していたにも関わらず、なおつらく苦しい療養生活が続いていたことが想像できる。こうしたなかで医師への不満（資料九七）や要望（資料九九）など、自ら声を挙げて医療を改善していこうとする入所者の姿もまた、そこにあったのである。

遺体の解剖 前出の光田の回想で「法を侵した」（宇佐美治氏陳述録取書）二つのうちの一つが遺体の解剖である。両園の開所当時には既に遺体の解剖が行われていて、解剖許可願などが残されている。戦後も解剖は頻繁に行われ、資料一〇〇では両園とも死亡者全員に行うことが明記されている。また解剖を承諾する遺族は妻が多いが、資料一〇二では承諾した遺族は友人となっている。これらのことから患者本人の意志にかかわらず、死亡したら形式だけ整えられてほぼ強制的に解剖されたということが分かる。しかし、数十年にわたって行われた膨大な解剖の結果がどのように生かされてきたのかについては全く疑問である。なお、遺体の解剖と胎

児標本については「検証会議最終報告書（別冊）胎児等標本調査報告」に詳しいので、参照されたい。

軽快退所 患者を強制収容する最大の名目は、感染源を隔離して蔓延を防ぐということである。そうであるならば治癒した入所者は速やかに退所させ、社会に復帰させることが当然といえる。これを軽快退所という。軽快退所の事例は、少数ながらプロミンによるハンセン病の治癒以前からあった。例えば愛生園の「患者退園処理簿」を見ると、一九三二年（昭和六）六月～十二月の半年間に退所した入所者は三五名、そのうち二四名は軽快退所、残りの一名はハンセン病ではないと診断され退所している。しかし、軽快退所の内容を詳細に見ると、治癒した者は一名だけで、残りは一時帰省のまま帰ってこない者や、素行や家庭に問題があつて退所した者を軽快退所として処理している場合が見られる。他にも逃走や犯罪行為による強制退所などいろいろな退所の形があつたが、全ての患者の隔離を目指すなか、治癒でない退所は名目上認められなかつたのであろう。

やがてプロミンが登場し、ハンセン病が治る病気となると、治癒した入所者が退所を希望し、実際に許可されることも増えてきた（資料一〇三・一〇五・一〇七）。そこで一九五八年

（昭和三三）軽快退所の医学的基準を設定し（資料一〇四）、入所者が退所するための手続きや検査基準を示した。この基準は非常に厳しいものであつたが、軽快退所する入所者が増え、そのための資金の貸し付けなども行われた（資料一〇六）。いくつかのデータがあるが、愛生園の「保管書綴」によると、一九四八（昭和二三）～一九七六年（昭和五一）の軽快退所者数は男一七〇名、女六二名を数える。軽快退所し、社会復帰した入所者の年令や復帰後の職業は多岐にわたるが（資料一〇八・一〇九）、そのほとんどの場合で、社会に戻つたときの偏見・差別や生活面・金銭面の問題と戦わなくてはならなかつた。退所者の辛苦については『隔絶の里程』や「検証会議最終報告書（別冊）」に詳しい。また、長期の療養生活による社会復帰への不安を抱えた入所者や、重い後遺症を持つ入所者たちの多くは軽快退所には踏み切れなかつた。一九六三年（昭和三八）の愛生園のアンケートでは、社会復帰を希望する入所者は全体の二一％にとどまっている（愛生園蔵「各種委員会答申書・報告書資料綴」）。また、資料一一〇ではハンセン病の各県担当官が「出る者はもう既に出ている」「社会復帰はもう望んでいない」などと意見を述べていて、当時の行政側の社会復帰への否定的な見方が表れ

ている。

軽快退所したものの、病気の再発や後遺症の悪化に加えて、生活への不安を感じるなどして療養所へ再入所する者も多かった。別の療養所を軽快退所した者が愛生園に再入所したり、一時帰省や軽快退所を繰り返す入所者もいた（資料一一二）。それぞれに種々の事情があったと思われるが、隔離された療養生活が入所者の社会への適応能力を削いでいったこと、DSによる治療でも再発があったこと、仕事によっては手足などに外傷を負い、重症化して後遺症が悪化した者がいたことなど、いかに退所者を受け入れる環境が社会的にも医学的にも整っていないか想像させるのである。

暮らしの諸相 瀬戸内の一小島の療養所に入所した人たちは、地理的な意味合いだけでなく、まさに社会から隔絶されたなかに置かれることとなったが、その暮らしぶりはどのようなものであったのだろうか。ここでは、特徴のある暮らしの一端をうかがうことのできるもの、及び療養所内の組織・規約などの資料を選んで収録した。

まず、前編でも取り上げた上水道問題であるが、山本博之編「長島愛生園上水道の変遷」（資料一一三）を収録した。光明園の長島移転をはじめ、さらには入所者が相次ぐなかでの

水需要の増加は、当初設置した水源井戸の水位の低下を招き、加えて水道管の老朽化による漏水などがあって、上水道対策は緊急を要するものとなっていた。結局は呂久牛窓水道事業団からの給水を受けることとなって落ち着くのであるが、本資料はその間の経緯を簡潔にまとめたものとなっている。

次に、入所者にとって大きく変化したものの一つに、選挙権の獲得・行使があった。一九四五年（昭和二〇）十二月の衆議院議員選挙法改正公布により、長い間の念願であった選挙権が認められた。入所者が初めて選挙権を行使したのは、翌四六年六月の多磨全生園における衆議院補欠選挙であるが、ここ長島では一九四七年四月の裳掛村長選挙が最初であったようである（資料一一六・一一七）。収録した選挙関係の資料の中で注目されるのは、投票箱の消毒問題である（資料一一八）。資料によると消毒が取りやめとなったのは、一九九五年（平成七）になつてのようである。

瀬戸内の島に設置された療養所での暮らしにとって大きな問題は、眼前に広がる海との関わりであろう。島周辺での漁業行為は、とくに地元漁協との調整が必要であったから、漁業権獲得の請願に及んだ。一九四七年（昭和二二）三月に栗下信策を代表者として、GHQの岡山軍政部長には実現への

斡旋を依頼し、また厚生大臣あてには請願文及び理由書が提出された。「日本国ヨリ癩ヲ根絶スル為、将又栄養補給ノ為」として、食料不足の対応とともに特に魚介類によるタンパク質の補給を目的にすることが述べられている。県に対して、軍政部長からは勧告が、厚生省からも指導があり、受諾へ向けての動きがみられる。実際には裳掛漁協の黙認もあったものの、陸からや入所者製作の小舟による釣りが続けられたから、以後確かな協定が求められるに至った。そして、一九五六年（昭和三一）に船数・出漁時間及び沿岸部の一定の範囲内に限定しての漁業権が認められた（資料一一九〜一二二）。特に、厚生省医務局長からの通達のなかに、海水中ではらい菌増殖は見られないから、海水を通じての感染はないとの見解が示されているのは注目される。

戦後になってからの患者収容なども、従来と同じくいわゆる世間の目を避けて行われたため、夜間での行動とならざるを得なかった。その場合、時間的な損失が多くなり、円滑な行動が制限されることが多かった。光明園では、岡山市に連絡事務所の設置を計画したが、もとより国費での設置運営を求めるとは限界があった。そこで、民間などからの援助を求めることになり後援会が設置された。そして、後援会の趣意

書がまとめられ、関係各位に協力の依頼が行われた。事務所はこの募金によって建設され、一九五二年十二月に竣工した。連絡所とあわせて図書館の設置についての協力も依頼されている（資料一一四）。

物品の乏しい入所者の暮らしにとって、外部から寄せられる援助物資は大きな意味をもった。なかでもララ物資（L A—アジア救済連盟）と呼ばれたアメリカの宗教団体からの食料・衣服・日用品などの援助物資は、戦後間もない島の暮らしに大いに役立つ品々となった。一九四七年二月に光明園へ第一回のララ物資が到着・配布されたが、『楓』に寄せられた感謝の言葉には、当時の療養所内での暮らしと援助の持つ意味とをうかがうことができる。

つぎに、不自由者の中にあっても厳しい環境に置かれているのが視覚障害者たちであった。収録した盲人会の要望からは、ハンディを背負った人々からの期待が読み取れる。戦後の暮らしは増床計画の実施などによって、幾分改善されていたが、ここにみる夫婦舎及び私設風呂に関しての細かな規定には、限られた空間での住宅施設を終始有効利用しようとする姿が眼に浮かんでくるようである（資料一二三・一二六・一二七）。

一方では、画期的な治療薬の出現と使用とによって、治療する者も多くなったから、園外への外出の機会は多くなっていった。里帰りはもとより、各地への旅行をはじめバスレクと称するレクリエーションも盛んに行われるようになった。ここでは、山陰地方へのバスレクと大きく海外へ飛び立ったエルサレム旅行の事例を取り上げた。しかし、いずれも外出許可及び無菌証明書などが必要となっていて、健康診断を受けた後その証明書が発行されたのである（資料一二四・一二五）。

なお、長らく逃走防止の一策だとの指摘のあった園内通用券は、愛生園では一九四八年（昭和二三）三月で、光明園では一九五四年（昭和二九）十二月で、日本銀行券との切り替えが行われた。

療養所内には数々の組織があり、それぞれの規則・規約を備えて活発な活動をしていた（資料一二八・一二九）。

まず、園長を会長とした光明園慰安会は、施設と入所者との自助的組織であり、寄附行為（いわゆる組織の規程）を定めて活動した。愛生園でも同様の組織である慰安会があった。一方、敬和会（自治会）ではさらに加えて、会員の中で作業に従事することの不可能な会員へ援助のための互助組織が設

けられていた。互助規定によると、互助金・慰問品などを贈呈するのを主な活動としていた。

愛生・光明両園での入所者作業 入所者作業とはハンセン病療養所の入所者が行う作業のことである。もともと園側が施設・設備の運営を円滑に行うために、不足していた作業人員を入所者自身に分担させることで補ったもので、両園ともに開所当初から行われていた。入所者にとっては療養のみの単調な生活の解消とともに、作業賃金という収入を得る手段でもあった。しかしその実情は、低額な作業賃金や重労働の作業による病状・障害の悪化をはじめ、軽症の入所者が重症者や身体の不自由な入所者の世話をする病棟看護・不自由者付添など、入所者が入所者を支えるという制度の根本的な在り方など多くの問題点を抱えていた。

戦後になっても入所者作業は行われた。作業を統括・管理したのは入所者自治会であり、資料一五〇・一五一のように作業規定や施行細則を設け、細かく作業の内容などを定めた。一九六八年（昭和四三）の愛生園の作業種目は八五種目（資料一三七）、一九七一年（昭和四六）の光明園の作業種目は六二種目（資料一五一）を数え、園内の多くの作業に入所者が従事していたことが分かる。その種目も、不自由者付添（看

護)や食事配達、し尿処理といった園の運営に直接関係するものから、理髪、畳表替、木工といった日常生活における作業、さらには図書係やタイピストといった作業まで多岐にわたり、療養所内の生活に不可欠なものとなっていた。

作業の返還 プロミンの登場によってハンセン病が治癒することが分かった昭和二〇年代以降、中心となって作業を担っていた軽症者の退所が増加し、一方では入所者の高齢化とあわせて作業従事可能者の数を減らしていった。さらに一九四七年(昭和二二)に初めて作業賃が予算化され、一九五三年(昭和二八)の予防法改正とも相まって(資料一三〇)、作業を入所者から園側に返還する流れが動き始めた。資料一三〇によると、愛生園では看護・給食・洗濯の作業から返還されていたことが記録されている。

しかし、園の運営の末端にまで及んでいた作業を一度に返還することは無理であり、また、入所者に代わる職員の予算確保もままならない状況であった。最も基本的な病棟の看護師の確保すら難しい中で、自治会は作業の実態を調査し、リンクをつけて園側に順次返還を求め(資料一五三)、園長に返還種目を通告する(資料一三八)などしていった。時には作業放棄やハリスト、厚生省への陳情までもおこないなが

ら(資料一三三)、作業の返還に取り組んでいった。そして一九七一年(昭和四六)に作業管理返還に関する覚書(資料一三九)を交わし、作業の管理業務全般が自治会から園に移された。

一方で、作業従事者への賃金増額の要求(資料一三二)や週休二日制の導入(資料一四五)も行われるなど作業環境の改善も進んでいった。二〇〇八年(平成二〇)現在、清掃活動などごく一部を除いて入所者作業は残っていない。

国民年金 入所者作業は重症者を除くほとんどの者が従事しなくてはならなかった。しかし、それは低額ながら収入を得る窓口の一つであり、家族からの仕送りや軍人恩給などがない者にとっては、最大の現金収入でもあった。

一九五九年(昭和三四)四月、「国民年金法」が公布された。この法律がハンセン病患者にも適用されるのか、当初は疑問の声も上がったが、特別条項が規定され、ハンセン病患者にも適用されることとなった(資料一五五・一五六)。認定基準に従って診断が行われ、最初に支給を受けた者は愛生園のデータで七〇〇名余、入所者の半数近くにのぼった。しかし、この法律は園内に大きな波紋を生じた。それまで作業従事者と、作業が不可能な不自由者とに分かれていた入所者は、

新たに年金受給者と非受給者という別の枠組みにも組み込まれることになった。今まで看護される側であった不自由者はその多くが年金受給者となって年金を受け取る一方で、作業従事者は軽症者が多く、非受給者となることが多かった。そして作業従事者の一か月の作業賃は、不自由者である年金受給者が受け取る年金額よりも少なくなった。ここに作業賃と年金額の逆転現象が起こったのである。また、作業従事者の中にも年金受給者が存在したことから、年金受給者は作業をやめさせられるなどの混乱が拡がった。さらに外国人へは全く年金が支給されず、年金の種類（拠出制年金・福祉年金・老齢年金）による支給額の格差も広がり、入所者は収入金額による幾層もの階層に分かれることになった。

一九六六年（昭和四一）の年金法改正でも、年齢による制限や診断基準の曖昧さなどから、年金の種類による格差は余り埋まらなかった。しかし入所者の粘り強い運動の結果、一九七〇年（昭和四五）らい調査会に示されたいわゆる二階堂メモ（資料一六三）により、拠出制障害年金制度の弾力的な運用が示された。これはそれまで認定基準により年金の種類が分けられていたが、その基準を弾力的に運用することによって、全ての種類の年金受給者を一番高額な拠出制障害年

金受給者に認定していこうとするもので、これにより年金の種類による格差は埋まっていた。

さらに一九七一年（昭和四六）、外国人や高齢者、作業に従事する軽症者などの非年金受給者たちには自費方式が導入された。自費とは「自分の発意と自由な決定でその使途を決めることができる費用」であって、最高額として拠出制障害年金額相当分、作業などで収入がある者にはその差額分を支給することとした。これにより、年金支給によって生まれた格差は一応の解決を見たのである。また、拠出制障害年金額が物価の上昇などにより増額されると、自費もその金額にスライドされて増額されることになり、物価の上昇などによる経済的負担は拠出制障害年金受給者と同じように軽減されるようになった。

第一節 医療

1 プロミンの登場と治療

七四 最初のプロミン治療

(愛生図書館蔵『昭和二十二・二十三年年報』昭和24年刊)

第三、治療

〔中略〕

癩療法は大風子油注射一週二回皮下に二瓦宛行ふ。用ふる大風子油は厚生省衛生試験所製のものあり。昭和二十二年に於て特にプロミン、感光色素ルミンなる両新薬を患者に試用せり。斑紋型癩患者にては斑紋の消褪早く、一、二の刺激して一時斑紋の充血、著明となりたるものあれ共、非常に良好に経過せり。神経型に於ても増悪せるものなく、麻痺軽快し、結節型に於ても多数のものに試みて、比較的初期と思はるゝものは勿論重症にも効果を示せり。昭和二十三年も研究続行中なり。然れども治療開始以来期間未だ短く、結論を求むるに至らざれども更に徹底的研究を試みんとす。

七五 愛生園のプロミン療法の現状

(愛生園神谷書庫蔵『昭和二十三年度年報』昭和24年刊)

一、事業概況

〔中略〕

(二) 患者治療の概況

〔中略〕

癩治療としては大風子油の注射、内服として大風子油の散剤及塗布の形式に於て、その病状に応じて投与してゐる。尚、本年度の後半期よりプロミンを可及的に使用する様になつて来てゐる。

〔中略〕

二、愛生園に於ける「プロミン」療法の現状

愛生園に於ては、昭和二十二年一月結節癩七名に対して「プロミン」を使用以来、昭和二十三年五月には更に結節癩三名を増加、此が効果を追求して来た。

昭和二十三年九月厚生省の指示以後、斑紋癩・神経癩についても漸次増加、昭和二十四年三月三十一日現在、次の様に実施中である。

一、治療人員 四一〇名

結節癩 三九〇名 斑紋癩 一四名 神経癩 一六名

二、治療法 次の四法を実施す

- (一) 第二法 一日一〇cc、午前午后各五ccづゝ静脈内注射、此を二週間連続後一週間休薬、次后反覆す
- (二) 第二法 一日五cc、午前午后二回静脈内注射、此を四ヶ月連続後三週間休薬、次后反覆す
- (三) 第三法 一日三cc、一回静脈内注射、一ヶ月后五・〇ccに変へ四ヶ月連続后三週間休薬す
- (四) 第四法 一日三・〇cc、一回静脈内注射、四ヶ月連続后三週間休薬す

(四) 臨床所見

- 一、結節癩については一般に表在性小結節は治療開始后一週間に於て発赤軟化、次いで自潰し痂皮を作り約三週間后にして癬痕治療するか、又は潰瘍を作らずして吸収す、深在性結節の吸収は極めて緩慢なり
- 結節の吸収 {潰瘍を併ふ場合 三二% } …… 八六%
 {潰瘍を伴はぬ場合 六八% } …… 八九%
- 浸潤の吸収 …… 二〇%
- 眉毛頭髮新生 …… 六〇%
- 結節性紅斑発現率 …… 三%
- 二、斑紋・神経癩、顕著なる変化を認めない、治療后三ヶ月にして斑紋辺縁隆起消失、赤色やゝ褪色せしもの …… 八三%

三、「プロミン」治療経過年数

経過年数	二年二ヶ月	十ヶ月	五ヶ月	三ヶ月	一ヶ月未満
人員	七	三	二五	四八	三二七

四、「プロミン」治療成績

治療期間の短いものについては省略し、五ヶ月以上経過せし三十五名について略述す

- (一) 被検者 結節癩二九名 斑紋癩五名 神経癩一名
- (二) 発病后経過年数 一―五年 六一―一〇年 一一年以上
 - 一三名 一三名 九名
- (三) 注射法 第一法 一三名 第二法 二三名

(二) 粘膜症状

- 一、鼻閉塞緩解 八六% 二、鼻閉塞増悪 三%
- 三、眼球結膜結節吸収 三% 四、喉頭狭窄による呼吸困難の緩解 一二%
- (三) 神経症状
 - 一、神経痛 軽快 一七% 不変 七四% 増悪 九%
 - 二、知覚障害 一一% 八〇% 九%

	三、運動障害	一〇〇%
	(四) 其他	
	潰瘍の治癒	三八%
	(五) 光田氏反応	不変
	(六) 局所菌検索所見	退行変性 六八%
		不変 三二%
	(七) 血液所見	
	増加	不変 減少
	赤血球 四六%	四% 五〇%
	白血球 七〇%	三〇%
	血沈 二八%	二% 七〇%
	(八) 諸検査	
	増加	不変 減少
	比体重 六六%	一五% 一九%
	握力 七〇%	一八% 一二%
	視力 一五%	三八% 四七%
	(九) 副作用	
	視力障害 一四例	全身倦怠 九例
	熱感 八例	頭痛 七例
	心悸亢進 四例	虹彩炎 四例

	睡眠障害	四例	食思不振	四例
	蟻走感	二例	眩暈	一例
	眼痛	一例	黄疸	一例
	皮膚炎	二例		
	(一〇) 総合判定			
	軽快	一五名	四二%	
	病勢停止	二〇名	五八%	
	増悪	〇		

(一一) 結論

- 一、治療后一年二ヶ月より五ヶ月間の三五名について観察するに、癩の「プロミン」に対する効果は一応相当の効果あると認める
- 二、結節癩に有効で特に急性に新生した表在性小結節に最も有効にして、斑紋神経癩はそれより効果が少い
- 三、大風子油より効果の現はれるのは早い、大風子油に代る治療薬とは結論出来ない
- 四、プロミンは治療薬として優秀であるが、尚今后長期の研究にまつ点が多い

〔後略〕

七六 プロミン予算計上の請願書

(愛生園蔵「入園者教育関係綴」昭和24年)

請願書

一、プロミンを速かに全患者に治療出来るよう御尽力を願ひます。

私共千四百余名の愛生園入園患者は、騒然たる興奮と沈鬱悲愁の想ひの裡に、皆様に請願書を捧げ、血涙の哀情を披瀝して、標記の件に関する御理解と御配慮を請ひ願ふ次第であります。

皆様、今や、不治と云ふ宿命の桎梏に抑圧されて来た暗黒無惨な癩患者に対しても、復活再生の光明が訪れました。幾百千年の間、癩者の虚しい夢であり、念じて甲斐ない悲願であった、治癩特效薬「プロミン」の出現がそれであります。既にその薬効は、当園に於ても過去二ヶ年余にわたる慎重な実験によって、画期的な新治癩薬たる事が確認されて居ります。全病友齊しく、完全治癒への期待にはずみ、蘇生の意欲に燃えて居ります。想へば過去永年月の間、絶望の悲憤に、のたうちながら闇から闇に葬られた癩者の汚辱の歴史に今こそ終止符が付されんとしてゐます。

プロミンの薬効は、毎日に、現実に、私共の顔面の浮腫

が引き、全身の潰瘍が治り、そして失はれんとしてゐた視力を取戻し、気管切開必須と恐れられた咽喉が癒りつゝあります。然も過去に於ける無責任な新薬の如き副作用による病勢悪化した者は二百名中全く皆無であります。プロミンこそ実に私共の命の綱と熱望する所以であります。

此の時に当り「国家財政の窮状は、プロミン予算六千万円を六分の一に削減す」との言語に絶する通報に接したのであります。

此の悲報こそは、一万の全国入園患者を闇に葬る死の宣告であり、道義的極刑でなくして、何でありませう。病友一同驚愕に騒然とし、或は声を吞んで哀哭の涙を禁ずる事が出来ません。

私達は今迄プロミンの驚意的薬効^{〔異〕}を眼の当り日々眺めながら、その高価と予算の僅少さの為に(プロミン一アンプル六十円、一人一日一アンプルの注射一年二百日注射するとして、一年間一人の費用一万二千元、全国入園患者一人として一億二千万円を必要とします)、纔か入園患者の二割にも満たぬ者しか、その恩恵に浴し得ない焦燥を只管、二十四年度の予算六千万円計上に期待して参つたのであります。時々刻々腐敗変貌する肉体の苦痛と懊悩とに、自ら

抗し親らを制しつゝ、明日を案ぜられる重傷な病友に先を譲つて参りました。やがて、皆様の御理解によつて、全員プロミンの恩恵を与へられる日の近しと信じ祈つて来たからであります。

当園に於て、先日五十名分のプロミン入荷の報一度伝はるや、約七百名に余る患者が医局に^{〔殺〕}剝到したのであります。二月の嚴寒の最中に、屋外に蜿々と堵列して数時間待つ事も厭はなかつたのであります。然も尚、他に数百名の患者は、堵列の苦行に耐え得ぬ自らの健康を嘆しながら、悲しい諦めの床に臥つて動けなかつたのであります。生死分岐の関頭に立つた者の必死焦心の姿であります。不治と云ふ因習蒙昧の常識を叩き破り、絶望の諦観から脱却して復活蘇生の歡喜を共にすべき骨肉への心情を御汲取り願ひ度いのであります。

此の度のプロミン予算削減の内報にして真ならば、之こそ私共患者をして、生きながら棺して蓋に釘さるゝ音を聞かす冷酷無惨な^{〔所〕}処為に外ならず誠に痛憤の限りであります。之こそは私共患者の道義的人格が剥奪毀損されたと申すべく、祖国日本の癩浄化の為の聖なる犠牲と自ら觀し諦め来たつた強制収容隔離の癩園生活に対して、今や懷疑と否定と

を禁じ得ないのであります。骨肉と絶して生涯を捧げ、その為にこそ祈念して惜まなかつた祖国の浄化が、斯くも無理解な処置に委ねらるゝと致しますならば、私共患者は挙つて憤死するの外ないのでありませう。

私共は治癒再生の暁を目前に望み得た今にして何故に、活かしもせず殺しもせざる冷酷非情の裡に此上暗中模索の彷徨を必要とすべきでせうか。祖国日本は何故癩の汚濁を明日へ続けなければならぬと云ふのでありませう。

今若し予算の足らざる為に療養所内に於てプロミン治療が不可能となるなら、万余の未収容病友は、今後その家庭に留つて、無理算段を尽してもプロミンの自費治療をする事とせう。その結果現在の収容隔離政策の意図に逆行し、伝染の公算と機会を益々大きくするは必定であります。民族八千万永却^{〔劫〕}の血の純潔を念ふ時、単に国民一人当り一円にも価せぬ六阡万円のプロミン予算の計上が許せぬ理由が何処にありませう。

皆様、無癩日本の将来の為に念じ祈る事は私共患者のみの悲劇的義務であり、宿命的な刑罰とさるゝのでせうか。宿命の圧制と虚無の諦観から、永らく三猿主義的な消極的生き方に馴れた私共患者が、己の生命復活の可能を啓示

する新薬プロミンの出現によつて、痛烈な生命への渴望と意欲とに燃え立つの余り、最早、謙虚も遠慮も自制をも顧慮する余裕を失つたのであります。

私共癩患者が蘇生に歓喜する時が、即ち祖国日本が癩淨化と云ふ世紀の悲願達成の秋であります。

何卒この私共の表情を御汲取り下さいまして、プロミン予算六阡万円全額復活計上の実現と、速かに全員にプロミン治療のおし及ぶ様御尽力願ひ度く、茲に御請願申し上げます次第であります。

昭和二十四年三月 日

岡山県邑久郡裳掛村長島愛生園

入園者総代

プロミン治療促進委員会

委員長 田中 文夫^(雄)

七七 プロトミン治療の経過

(光明自治会蔵「あゆみ」創刊号 昭和24年)

プロトミン治療三ヶ月

副団長 野口俊口

終戦後四度の春を迎へた頃より園内に於て新薬プロトミンに

就て喧しく云ひ始めた。今やプロトミンは我々癩者にとりてなくてはならぬ治療薬となつた。当園に於ても昨年十一月中旬より開始され、受療者二十六名中に私も入る事が出来た。開始以来日曜日を除いて八十九回、今少し自分の発病より現在に至る病状について書き、何分でも皆さんの資料にもなれば幸と思ふ。

此の度警防団機関誌発刊に際し、此の機会を得た事を喜んでゐます。

私は御存知の如く結節癩の部に属し、発病以来四年目にして病勢が進み、其の間地方にてネオヒドノコール治療を行ふたが、顔面手足に急性結節が多数に出て化膿し、四、五日にして二目と見られぬ姿となり十四年六月入園した。

当時大風子油注射による治療以外に無く、全国療養所に於ても治療よりも隔離療法に重きをおきて、新入園者をして暗然たらしめ日日病苦に悩む者は私だけではなかつたと思ひます。

其後戦争中ではあつたが病氣も少し良くなり、二十年の秋には懐しの故郷に一度帰省もした。併し大風子油は其頃より私を嫌つて、身体の所々に堅くなり三ヶ所も切解^(開)した。其後又も二十一年の春より次ぎくと腐り始め、病菌は私の目をも侵し始めた。一時は新聞も読めず悲観のどん底に落ちて、食

糧は食べてもく、食べ足らず、毎日苦悶の生活に追ひまくられて、不自由舎に行く事も考へたが、二十一年の夏よりお灸をすえる事により目の方も少しは良くなりつゝも、依然として病勢は衰へず、二十二年の春には菌は咽喉を侵し、私より声を奪つた。顔は蜂の巣の如くになり手足の至る所には潰瘍性の傷が出来て、今想ふも恐ろしい姿となり果てた。

私が妻を力とする生活が始まつた。永の年月癩者としての体験は次ぎくと味つた。其間セファランチン、感光色素と新薬治療が発表されたが、何時とはなく火の消へる様に忘れられた。此のセファランチン治療によつて病友は死に、ある者は病気が進み多くの犠牲者が出た。当時としては非常に期待もした。やつて頂けない者は残念がつた。私はどんな気持でか又締めてもいたのか深く考へもしなかつたが、大風子注射による治療より他にない病者の生活は、淋しい時には二十グラムも入れた事もあつたが、他にない此の治療を唯一のたよりに痛さをこらへて続けてゐた。折もおりプロトミン治療が発表され、米国に於ては続々と全快退園者があるとの事、私は此の新薬こそ我等が永年待ち求めてゐた治療薬と想つて申込をした。

幸ひ治療を受ける様になつたが、開始二、三日目頃より少し

熱が出て頭のしんがズキンくと痛く、気分がすぐれなかつた。七日目頃より手の指に熱コブが出ると同時に、爪の根元が八本まで黒くなり次ぎくに腐り始めた頃には、申込當時の意気ごみも何処へやら、「ダメダナー」と思ったが、傷の乾きが少し早いので、希望を持つて毎日午前、午後と二回の注射に通つた。

其の間先生並に看護婦さんが親切に病状の変化について色々とお世話下さり、時にはげましても下された。其の内熱も下り、十二月下旬頃には顔の色が良くなり始め、明けて正月の中旬頃には注射直後鼻に青臭い匂がプンと来た。其れも何時とはなく良くなり、鼻の傷もほとんど無く、つまるのも楽になり、其の頃より美しくなつたと云つてくれる人もあり、二月中旬の経過診察の時に一先生は良く効いた方ですと云つて下さつた。

其后忘れもしない三月二日の夜、ふとしたはずみに一年前に侵された咽喉より不思議な声が出始め、私の喜びは自分の耳を疑がい一時的ではないだらうかと心配しつゝ、二、三分おきに声を出して見る。

其の日は治療開始より八十九回であつた。

以上の如くにして現在、顔、手足共に傷もなく毎日喜びの日々

を送つて居ります。此の喜びを全入園者の方々と共に喜ぶ日の早からん事を祈りつゝ。

備考 第一回受療者は来る三月十八日にて第一クールを終り三週間休み。 一九四九、三、五記

七八 プロミン研究注射実施計画

(光明園蔵「プロミン関係書類」昭和23年)

プロミン研究注射実施計画 ㊦ 昭和廿三年十月

一、注射場所 特別治療室 (恩賜治療室)

一、担当者 各医官当直医官 (稲葉、梅川、高橋、岡田)

第二回注射、諸検査
経過観察

当直看護婦……第一回、第三回注射

一、注射日時 毎日 (日曜を除く)

第一回 第二回 第三回

二回注射法 午前九^{十一}八^{十一}時 (二^{十一}変^{十一}更) 午後三時

三回注射法 午前九^{十一}八^{十一}時 (二^{十一}変^{十一}更) 午後三時 午後九^八時

一回注射法 午後三時

一、注射量法 (α法) 暫定投薬法 一日二回分割注射 五cc

静脈内 連続四ヶ月

(β法) 一日三回 " 五cc

(γ法) 一日^一二回 " 十^五cc

静脈内 (連続二週 休薬一週)

一、注射器消毒法 七〇%アルコール消毒 煮沸消毒

一、受療者数 α法^{十五}十〇名 β法五名 γ法^七五名 計^{十五}二十^七名

一、受療者選定法 十月三十一日放送募集

(内科へ十一月一日―五日間申込)

局長指示により選定

1. 年令、性、病型片よらぬこと (指示)

2. 感染児童及初期患者は必ず入れること (指示)

3. 除外すべきもの

神経癩^{マモ}陳旧固定せるもの

結節癩重症のもの

外来治療不能のもの

重症合併症あるもの

一、注意 本治療法を受けるものは、他の大風子内服、注射

法、セファランチン、ルミン療法を中止する。

違反者には本療法を中止する。

プロミン受療者名は、一般注射室に明示し、違反者なきやうにする。

C表 毎月送付

宛名 東京都千代田区霞ヶ関
厚生省予防局予防課
癩新治療薬研究委員会

昭二三、一〇、二八 プロミン療法医官打合せ

二三、一〇、三一 希望者募集放送

二三、一一、一 希望者申込受付

一一、五 申込〆切

一一、六 第一次患者選定（病歴により）

一一、八 第二次選定（診察により）

一一、九 検査

一一、一一 治療開始、写真

一一、一二

室名 特別治療室

検査 {体重、身長} : 特別治療室

視力 : 眼科

・血球計算

・血色素測定

・赤沈

・検尿（蛋白・沈渣）

・癩菌染色

写真

…内科

○別途園購入プロミン 一本六〇円（吉富）

主〇〇〇本十八万円 …十ヶ―ル（四ヶ―用）三〇人分

五〇〇〇本三〇万円（二四年一月二十日入手）

七九 プロミン研究注射の園内放送

（光明園蔵「プロミン関係書類」昭和24年）

園放送 第二回プロトミン研究注射 医務課長

昭和二四、一、三〇 午後七時 十一時半

一、第一回研究注射の経過報告、志願者への協力感謝

一、第二回研究注射の目的、大風子の中止、諸検査への協力

希望、第一回の補足（喉頭狭窄、神経痛、軽症者、眼症状、潰瘍）

一、選定方法

前回志願者の残り及特に研究注射効果判定の目標あるもの

選定会ギ、医ム課長、各医官、看ゴ係長、園長の指定ありしものを加ふ

選定目標、研究効果判定上適當と認めるもの（主として症状において）

一、今後の選定方針

研究的治療を従とし、入園者希望を主として行ひ、本省予算で購入次第逐次全入園者に及ぼす。その際は選定困難と考へられる時は、「ちゅうせん」によるかもしれない。

一、第二回研究注射受療者名発表

検査二月一日頃 注射開始 二月七日（月）

八〇 プロミン獲得の参考

（光明園蔵「プロミン関係書類」昭和24年 原本横書）

プロミン獲得の参考 二四、二六、二五

§ 全生園より昭和二四年度プロミン予算一〇〇〇万円に削減さるとの入電あり。

§ 一〇〇〇万円の予算ならば、本園は、一〇ヶ所に分けるとして、一〇〇万円割当となる。約七〇人 一年分である。

（一六、六六六A）（アメリカ法にて）

§ 特に隔週投与法を採用すれば、一ヶ月に一四日やるとして

一人当一四本、一年分は一六八本となる。

一六、六六六本あらば、九九人にできる。

§ 潰瘍患者一一七名として、喉頭狭窄などを入れて、約二〇〇名にやる為には二〇〇万円を要する。（隔週投与法）

§ 最低要求量 三五〇人分 三五〇万円

§ 予算少きときは、園予算で買ふ。繙帯材料費を節約できる。

併しその為には、潰瘍患者を優先的に治療する。

§ 製薬業者に価格をまけさせる必要あり。

八一 プロトミン注射実施方法の変更

（光明園蔵「プロミン関係書類」昭和24年

〔欄外〕 園長〔印〕 医務課長〔印〕 医療係長〔印〕 看護係長〔印〕

プロトミン注射変更の件

昭和二十四年七月二十三日

医 務 課〔印〕

一、実施予定日 昭和二十四年八月五日（金）^一以後

一、隔週注射法を廃止し、代わりに毎週半量（二・五cc）注射法を行う。

一、注射時刻及患者数（但し水曜は午前中に全部終了）

(1)午前九時半より (2)午後一時より二時半まで

A群 (1-26)	二五名	A群 (1-20)	二〇名
D群 (101-200)	一〇〇名	B群 (31-60)	二九名 主〇名
E群 (201-350)	一五〇名	C群 (61-100)	三〇名 四七名
F群 (351-400)	五〇名	G群 (401-530)	一三〇名
計	三二六名	計	二一六名

但し、病室、準病室、出張ヲ要スルモノは午後
に行う。

一、プロミン出張注射は原則として行はず、医師の証明^{許可}ある
ものに限る。

一、プロミン治療主任は稲葉技官とし、月(午後)、水(午
前)に相談に応ずる。

一、看護婦配置

午前 婦長、松原、安田、山本、山口 以上五名
午後 以上の外、看護婦をA、B二群に分ち、交互に
勤務する。

追記

出張治療の許可は申出により注射室終了後に往診して行
う。

不要者は次回より通療のこと。

追記 二四、七、三〇調、プロミン出張治療者理由調 (稲葉)

四六名

八二 プロトミン入手量調

(光明園蔵「プロミン関係書類」昭和24年)

プロトミン入手量調

医務課(印)

回数	年月日	入手量(五cc入)	種類	
第一回		二、七〇〇	厚生省	
第二回	二四、一、二一	五、〇〇〇	本園	
第三回	二四、二、三	五、〇〇〇	本園	
第四回	二四、三、七	九、二〇〇	七二、一〇〇本園 七二、〇〇〇厚生省	
第五回	二四、三、二七	三、七〇〇 一五〇	厚生省(慰安金) MTL	使用残二〇、八五〇
第六回	二四、四、三〇	九、〇〇〇	厚生省	昭和二十四年度四一二月分 七四〇〇〇〇中
第七回	二四、六、一一	一〇、〇〇〇	厚生省	同前
第八回	二四、七、四	五五、〇〇〇	厚生省	同前
第九回	以下明細簿は看護長保管			

八三 プロトミン使用計画の参考

(光明園蔵「プロトミン関係書類」昭和24年)

プロトミン使用計画参考 昭和二四、七、二三

医務課印

一、厚生省配給量 四月―十一月(八ヶ月分)

七四、〇〇〇本(五cc入として)

一、隔週注射法を一日一本として毎週注射をする場合

厚生省法(α) 一九名 三、四五八本

米国法(γ) 七二名 一一、五二〇本

厚生省法(但一日一回) 四二六名 七七、五三二本

計 九二、五一〇本

不足 一八、五一〇本

一、隔週法を一日半量(二・五cc)として毎週注射する場合

厚生省法 一九名 三、四五八本

米国法 七二名 一一、五二〇本

半量法 四二六名 三八、七六六本

計 五三、七四四本

余分 二〇、二五六本

希望者増加と、半量法中、全量に増量する者の分

八四 プロミン治療の進展

(愛生図書室蔵「昭和二十六年年報」昭和27年刊)

第三、治療

[中略]

(二) 最近の癩治療について

癩治療として目下愛生園に於て実施せるものは次の各種療法である。即ち大風子油皮下注射法、大風子油散内服、プロミン療法、プロミゾール療法、ダイアゾン療法、コンテーペン療法、ストレプトマイシン療法、パス療法等である。

(イ) 大風子油療法

皮下注射法として週三回、三・〇乃至五・〇cc皮下及び筋肉内に注射する。或は大風子油を散剤にして内服する。実施者三〇四名。

(ロ) プロミン療法

昭和二十二年一月より本園に於ては結節癩一〇名に対して初めて試用し、爾来治療研究を続け昭和二十六年十二月末現在迄の概況は次の通りである。

(一) 治療人員 七八七名

結節癩 七三四名

増悪	不変	軽快	効果		例数	増悪	不変	軽快	効果	
			期間	期間					期間	期間
○	二五%	七五%	六	一	二六	二	六六%	一九%	一	一月
一%	二三%	七六%	二	二	四二	七	五九%	三四%	二	二月
一%	二一%	七八%	六	二	一〇三	二	四五%	五三%	三	三月
○	二三%	七七%	三	三	七八	四	五三%	四三%	四	四月
○	一八%	八二%	四	四	四三	二	三五%	六三%	五	五月
○	二六%	七四%	六	四	六五	一	二九%	七〇%	六	六月
					三二	〇	二八%	七二%	一	一年

1. 治療期間別軽快率

(三) 効果

一年未満

一六五名

二年

五三名

三年

四七名

三年三カ月

二五名

三年八カ月

四名

五年

七名

(二) 治療経過年数

神経癩

斑紋癩

三七名

一六名

八五 プロミン治療の経過報告

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫「病理標本 スケッチ及び写真」)

昭和16(30年)

病歴

鳴上 W・B

一、昭和十六年七月二十九日入園。

大正十一年十一月二十三日生

一、昭和十八年七月、右の二の腕にはじめて熱瘤三ヶ余り出る。その頃より鼻がつまるのがひどくなった。(太楓子注射を時々受ける程度)

一、昭和十九年春、セファランチン錠剤を服用、四肢顔面が

例数	増悪	不変	軽快	効果	
				病型	計
七二〇	二%	二四%	七四%	結節癩	七二〇
三二	九%	七二%	一九%	神経癩	三二
一三	七%	七%	八六%	斑紋癩	一三
七六五	二%	二六%	七二%	計	七六五

〔後略〕

2. 軽快率

例数	三〇	五九	六五	三〇	五	六
----	----	----	----	----	---	---

はれる、セフアランチンは半年余りつゞける。

一、昭和二十年一月末「タン毒」で一・のくり入室。

一、半月余りで退室、その後体が熱つぼく体のはれが引くと共に四肢の皮膚の底に結節が出はじめる。(板結節とのことでした)

一、二十一年になり、声がいよく出にくくなり、三月十八日以後びつたり声が出なくなつた。それから半年間、毎日の様に吸入に通ふ。同時に按摩にかかる。(肩が凝り息がつまるようになるので)

二十一年、二十二年とは熱心に太楓子油の注射にかよいました。頭の毛が抜け鼻は変形しかけた。

一、昭和二十三年八月十五日、熱瘤で四十度からの熱が出、便所にたほれたりしたので水上一号に入室、約半月余りは熱と盗汗の中に食事もろくにとらずすごし、九月三十日退室。

昭和二十四年四月十一日、水上二号へ入室

一ヶ月余りで退室

” 三月二十一日よりプロミン3cc静注

” 七月 二・のくり入室(一ヶ月余り)

九月 同右(一ヶ月余り)

七月頃より五cc

プロミンを打つと熱瘤が出るので時々休みました。

二十四年十月、声が少しづつ出るようになった。

二十五年七月、八月、十月と一ヶ月余りづつ二・のくりへ熱瘤で入室。

二十六年一月十四日より三月二十七日まで住友上一号に熱瘤で入室、この時は前後三回ひどい熱が出て、頭髮はほとんど抜ける。

七月二十九日―八月十八日まで

二・のくり入室

二十七年三月十一日―一ヶ月余り

二・のくり入室(この頃からプロミゾールにかへる)
(朱線)

その後熱瘤は徐々に出ないようになりました。

プロミゾールは最初半分づつ、一日二回

昭和二十八年(プロミゾール一日三錠)

体重は十一貫七百匁前後でしたが、割に元気で臥床することなどあまりなく、すごしました。

昭和二十九年

左頸のリンパ腺の手術を夏に(八月の盆前)に受けました。

昭和三十年（プロミゾール一日六錠）

H・M

秋に磯遊びに行つて火傷（左足裏）をして一ヶ月住友上

昭和七年二月一日生

一号に入室しましたが、体は元気でずっと現在までつゞ

いてゐます。（現在は一日三錠）

一、病名 結節癩軽症
二、原因 癩菌によるものなるも感染源不詳

現在体重は十三貫五百匁ぐらゐです。

三、経過 昭和二十六年十一月二十一日収容後、プロミンそ

食慾もあります。

の他の化学療法を継続し、本年四月以来日米共同

よくねむれます。

化学療法の対象として特殊療法を試みた結果、著

以上、概略をのみ乱筆にて記しました。

明に軽快し現在は一見して殆んど外観上疾病を認

七月十七日夜

め得ざる程になった、治癒の見込十分なるものと

光田園長先生

確信するに至つた。

二伸

四、現症

全身殆んど菌の排出を認め得ず、唯左耳朶より極

知人でよくなつてゐる方にも書いてもらふようにとの仰せ

めて微少の菌を組織中より見出すのみ。

でございますが、なかく困難です。

右診断する。

先生方が直接お扱ひになつて聞かれた方が確実かと存じま

昭和二十七年十一月二十九日

す。

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三番地

医師 難波 政士

八六 軽快の診断書

（光明園蔵「患者関係診断書綴」昭和27年）

八七 退院証明書

（光明園蔵「患者関係診断書綴」昭和29年）

診断書

本籍地 富山県 □町 □番地

退院証明書

T・U

明治十九年一月八日生

右は、昭和二十四年十二月十九日、ハンセン氏病の診断にて本園に収容となり、爾来特殊化学療法施行の結果、昭和二十九年六月九日全身検査の結果、何等の症状を認めざるに到れり。

細菌 陰性、神経肥厚 陰性

全々症状軽癒固定せるものと認める

右証明する

昭和二十九年九月十七日

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明 邑久光明園

医務課長 難波 政士

八八 看護係とプロミン

(愛生園神谷書庫蔵「長濤会報」No.16 昭和32年)

職場めぐり

—看護係の巻(その一)—

〔中略〕

プロミン

寺尾富貴子

看護係の第二治療棟の様子をお知らせ致しますと、此の治

療棟は芳田婦長さんが、三カ所(新良田治療分室、日出治療分室、大師堂プロミン注射場)の監督に当っておられます。

次に、此の治療棟の内容をお知らせ致しますと、新良田治療分室、此の分室は東部地区に有り、オリオン病室及び少年舎高校宿舍東部住宅地区の患者治療(本病の治療及び投薬)及び処置に依っております。

日出治療分室、此の分室は内科分室とプロミン注射場の二つを含めて呼び、日出不自由者の内科処置と、不自由者地区及び日出大住宅地区患者の治療(本病の治療及び投薬)に当っております。

大師堂プロミン注射場、西小住宅及び西部不自由者地区の患者のプロミン注射及び投薬に当っております。

では、次に、大師堂プロミン注射場の内容をお知らせ致しますと、二名のナースと一名の看護助手によって仕事が行われ、ナースはプロミン注射の静注を、助手は注射の受付消毒と注射器洗い等に当っており、注射時間は毎日午前九時、十時半迄と土曜をのぞく午後三時、三時半迄の二回に別れて注射を行っております。

注射は五ccと三ccの二組に別れ、主に犀川先生に依って、患者の病状及び体力に依じて注射量が定められ、患者は毎日

注射場に向いて来て治療を受けるわけです。

プロミン注射の外に各種の癩治療薬（プロミゾール、テベノン、D・D・S等の錠剤）の投与は一週一回日が定めて有り、その日に一週間分をまとめて投与致しております。

其の外火木土の三日間は、看護士さんの田中さんにより大風子注射の筋注が行われます。

このプロミン注射は、四カ月間注射を受けて、三週間休薬期間が有り、又次のクールに入ります。すでに注射を始めてから十年近くの歳月が流れ様としており、最初から引続いて注射を受けておる患者も有ります。

新入園の方達は、此の大師堂プロミン場に於いて、始めて^{〔初〕}本病に対する治療が行われるわけですが、これら一人一人の方達がプロミン注射を始めて快方に向かうのを見ると仕事に対する喜びを感じますが、又反面に入園に至る迄の苦しみ或は悩みを乗り越えて、一日も早く島の生活になれ、落着いて治療に励んでくれる事を絶えず心に思っております。

八九 プロミン治療の効力

（愛生編集部蔵『愛生』第一四卷第一号 昭和35年）

戦後十五年略史

森田竹次

〔中略〕

二、プロミン治療

スルフォン剤は、はじめはドイツのI・G染料会社が染料の色素をつくつたことに出發している。その研究をすすめ、一九四一年になつて、動物の結核に使用した結果が発表されている。

同じ一九四一年、アメリカの国立ハンゼン氏病療養所であるカービルで、はじめてハンゼン氏病に使用した結果、「この薬剤を用いた数人の患者は、数ヶ月後はかなり軽快を示したのである。一九四三年になると、「カービルにおいて今まで使用された如何なる治らい薬にもまさつて、最も推奨されるべきものである」となつたのである。

日本においては、一九四五年東大薬学科石館守三教授によつて、はじめてプロミンが化学的に合成され、一九四六年全生園、東大皮膚科で試用され、一九四七年には愛生園でも使用され、その卓効が確認されるに至つたのである。同年十月の第二十一回の日本らい学会では、六題のプロミン治療の成果が発表されている。一九四八年になると、試薬はふえ、その受けつけには、患者は寒風にふるえながら列をつくるという状態であつた。

プロミン治療について、患者側のうごきが目立っていることは、それまではいくたびか新薬があらわれては消え、特効があるように新聞や雑誌に報道されても、新薬の治療を受けた者は、かえって病気を重らせたという苦い経験だけを残してきたので、患者たちは、新薬といつても格別の反応を示さないと同時に、警戒するぐらいのことが関の山であった。熱心なのは医者の方で、かんじんの患者は逃げてまわつたものである。ところが、プロミンについての反応は全くちがつていた。一九四八年十一月一日には、多磨全生園で「プロミン獲得促進委員会」が発足し、十二月七日には東大石館守三博士が、みづから全生園に出かけ、促進委員会と懇談している。これらに先だつて、石館博士は患者のパンフレット作成に際して、執筆を依頼され、それに答えて、

不幸な病に日夜悩んでいる皆様のことを思いますとデットしておれぬ気がします。科学進歩の時代と申しながら、随分永い間光明が与えられなかつた過去を顧みますとき、皆様の焦燥察するに余りあります。小生一薬学者として何とかして同胞皆様の苦悩を軽くすることができればと、永い間の念願でした。漸く今日その一部が実現したこと何よりの喜びであります。

と書き送っている。医者よりも患者がよるこんで、自分のつくつた薬を先をきそつて求めている姿を知つた石館博士のよるこびは、どんなであつたらう。生涯で二度と味わえない人道的昂奮をおぼえていたのである。

『プロミン』の効果は、数ヶ月にして結節はいえ、傷はなおり、咽喉を切開しているものも、たちまちにして元通りになるといふ夢のようなことが、目の前に起つたのである。ここで、当時の愛生園の患者自治会のうごきを記録しておくことは、大切なことだと思ふ。「プロミン促進委員会」設置の呼びかけをうけても、当時の「うたがい深い魂」の持ち主たちは、統一行動には立ち上らなかつた。下部のほしい要求におかれて、光田園長との懇談会をもち、文書活動をするにわつた。

その懇談会では、光田園長は、患者の質問に答えて、「大風子以上にきかない、安心して大風子をやっておれ、何十年もの実績のあるものに信頼を置いた方がいい」

ということをくり返し、プロミン六千万円の医療の要求運動をおさえる努力をしたものであり、患者自治会の方も、消極的であつたことは、当時（昭和二十三年十二月二十三日）全生会代表鈴木寅雄氏が、愛生園患者総代にあてた手紙のな

かで、

プロミンの効力について、いまだ疑義を持たれておられる療養所もある由、長期間にわたるプロミン治療を実施しておられない療養所においては、御無理はないことと思いますが、実際、奇績〔跡〕のようなプロミンの臨床効果をこの目で見、この体で確めた私たちは、誠に意外に思っております。

(中略) 最早、議論の時期ではないと信じます。私たちは現在、かつての先輩の体験しなかつた革命的な岐路に遭遇しております。らいは不治等という封建的な潜在意識にとられて時を過せば、あたら尊い病友のいのちが失なわれてゆくのであります。一日の遅延は幾十の生命を失うことになるのです。

と、文章はていねいだが、その行間には、強い憤りが脈うつている。その後、厚生省はプロミン委員会を結成、全国療養所のプロミン治療の結果をまとめ、六千万円のプロミン予算が一千万円に削減されたことについて、はげしい復活の要求をはじめた。他方、患者側もようやくプロミンの効果についての認識がゆきわたり、「プロミン獲得推進委員会」代表湯川恒美氏は、池田勇人大蔵大臣に直接陳情するところまでもり上つていった。

こうして、プロミン獲得運動は、政治運動にまで発展していった。

一九四九年四月十九日には、プロミン予算五千万円が衆参両院を通過し、全患者に施薬できることになつて、四月三十日には「プロミン獲得推進委員会」は、解散声明を発表した。愛生園における治療結果について、当時の外科医長、犀川一夫氏は、

一、ライ性結節及び浸潤の吸収

特に比較的急性に出た表在性の結節浸潤は三週間も治療すると、早いものは吸収しはじめるが大体六ヶ月の治療で肉眼的には上記の結節浸潤の吸収がある。然し深在性の結節の吸収に至つては非常に緩慢である。

二、癩性潰瘍の治癒

癩療養所で一番治療に困つていたのは結節自潰の潰瘍で、これは結節の吸収と同時に著明に治癒するものである。最近「プロミン」治療をはじめてから療養所の外科の相様は一変し、昔に比して治療も大変容易になつた事は何より比〔此〕の間の消息を物語つている。内には五年以上も種々な治療に抵抗した所謂癩性下腿潰瘍が六ヶ月の「プロミン」注射によつて全身の結節吸収と共にきれいに治癒した例もある。

三、鼻、咽喉頭粘膜の癩性浸潤及び潰瘍の吸収

皮膚に於けると同様粘膜の浸潤、潰瘍もまたよく吸収、治癒するので、このために鼻閉塞喉頭狭窄等が著明に緩解する。鼻閉塞に至つては治療後何よりも真先に軽快する症状である。

四、斑紋癩に見る結核様斑紋

これもまたよく吸収するものである。

五、諸神経症状はどうであろうか

神経症状としての知覚、運動神経障害による麻痺症状に対しては効果は殆んど無効と云つて良いであろう。」（愛生誌昭和二十五年一月号）と報告している。

プロミン治療は、ハンゼン氏病の性格を治る病氣へと根本的にかえることになつた。このプロミン獲得斗争によつて、全国患者の統一された組織への欲求がたかまり、昭和二十五年になると、全国十一ヶ所の療養所の内、松ヶ丘、草津、多摩^{〔磨〕}、菊池、星塚の五ヶ所の自治会は全患協を結成し、全国に呼びかけを行なつた。

〔後略〕

九〇 新收容患者の感染例

（愛生園蔵「記録」昭和30年）

園長〔自署〕庶務課長[㊤] 主任[㊤]

昭和三十年二月十五日 施行 二月十八日

案

〔秘〕

園長

厚生省医務局国立療養所課長

宛各通

〃 公衆衛生局結核予防課長

新收容患者の感染例について

去る二月九日大阪府より收容した患者の事情を聴取した結果、感染したと思はれる点が明瞭であるので参考に供し度報告します。

記

一、收容した患者は本年十才男（T）で、九才六ヶ月目に発病した。母親の言では血縁關係に本病に発病した者がない模様である。

二、感染したと思はれる点

患者（T）は、生後一年九ヶ月頃より満二ヶ年間、家庭の都合で和歌山県伊都郡□村の姻戚に預けて居た。預り先は患者（T）の母親の叔母の夫の兄の家庭であつ

た。偶々其家庭に（叔母の夫の兄の子）発病した患者某が居た。此の患者某が当時幼児であった（T）と寝食を共にし、又入浴したりして面倒を見ていた事実がある。而して九才六ヶ月の冬、足に湯タンポをしたとき温感が失はれたと見へ、其部に水疱を生じた。以て、無痛性潰瘍が其処に出来た。顔面に知覚脱失性の斑紋を生じた。により癩の発病を確認した。尚、当時（T）を面倒見ていた患者某は、昭和二十六年邑久光明園に収容されているが、姻戚関係の系統図は別紙の通りである。

〔後略〕

られた医官の派遣方御願いします。

在宅らい患者一斉調査実施要項

一、調査の目的

在宅らい患者の医学的及び社会的実態を把握し、らい予防対策の推進を図るため、基礎資料を得るため。

二、調査の時期及び実施の方法

昭和三十年十月十七日より十一月二十四日までとする。

実施については指定医及び担当職員をもって調査班を編成し、別表行動予定にもとづいて実施する。

三、調査の対象

九一 検診指定医の派遣依頼

（愛生園蔵「記録」昭和30年）

〔欄外〕

〔園長〕^① 庶務課長^② 医務課長代〔自署〕 主任^③

兵結第三、九九三号

昭和三十年十月十三日

兵庫県衛生部長^④印

国立療養所長島愛生園長殿

らい検診指定医の派遣依頼について

標記のことについて、別紙計画表のとおり県下在宅らい患者の調査並びに検診を致したいので、さきに本県指定医に定め

五、保健所の協力

保健所は調査について適宜協力するものとする。

別紙調査票に記載する項目とする。

- (一) 調査期間現在の在宅者全員
- (二) 期間中に新たに発見した患者
- (三) 期間中に退所した患者

四、調査事項

九二 整形手術等の基準

(光明自治会蔵「規定条項集録」昭和32年頃力)

既退園者の整形手術受療申込に関する基準
等治療に関する基準

- 一、受療申込者については医務課長の診断を経て、執行委員会に於て査定し決定する。
- 二、受療期間中は仮入園者としての処遇をする(居住場所—予診室 収容所アフターケア)。
- 三、仮入園の期間については医務課長の診断に基き、執行委員会にて査定する。但し、二ヶ月以上の長期に亘ると見込まれるときは、再入園者として取扱う。
- 四、受療仮入園中、再入園扱にするときは手続完了日を以て決定する。
- 五、仮入園中の処遇については左の通りとする。
 - イ、慰安金、自治会援護金の支給はしない。
 - ロ、貸与品：寝具一式
 - 支給品：石ケン、チリ紙
- ハ、外出の規定は入園者に準ずる。
- ニ、諸費用(治療費、食費、その他)は無料とする。

九三 らい菌陰性の診断書

(愛生園蔵「親展文書綴」昭和35年)

診断書

現住所 岡山県久郡久町虫明六、五三九番地

国立療養所長島愛生園

K・E こと K・E

大正十四年七月二十五日生

- 一、病名 神経ライ中等症
- 二、現症 体格栄養共に中等度。
 顔面神経左右とも軽度に麻ひす。
 約五年前急性増悪を経過したが、現在は皮ふに活動性病巣認めず。
 知覚麻ひは顔面、両前膊、右下腿に認め、軽度の色素脱失を認める。
 眉毛尋常、両手指は屈曲し中等度の鷲爪手を呈す。
 右下肢は足関節に於て軽度の下垂を示すが、歩行障害は著明ではない。
 ライ菌 鼻汁皮ふ共に陰性。
 伝染のおそれなきものと認む。

右のとおり診断す。

昭和三十五年六月十一日

国立療養所長島愛生園

医師 横田篤三

問D. あなたは、自分が菌陰性か陽性か知っていますか
(菌検査の結果について)

	計		性別不明	累計	男女合計 百分率
	男	女			
1、知っている	386	204	9	599	61.55%
(イ) 菌陰性です	255	140	4	399	
(ロ) 菌陽性です	131	64	5	200	
2、知らない	162	144	7	313	32.27%
(イ) 菌検査をした ことがない	20	7	0	27	2.77%
(ロ) 菌検査をしたが結果を きいたことがない	97	106	2	205	21.07%
(ハ) 忘れた	17	10	2	29	2.78%
(ニ) 関心がない	29	21	3	55	5.65%
回答なし	18	43	0	61	6.18%

備考 百分率は調査人員 973 人に対するものである

問C. あなたの現在の健康状態は (健康状態の分類)
—該当する項があれば幾つでもよい—

	計		性別不明	累計	調査人員(973)に 対する百分率
	男	女			
1、胸部疾患がある	53	53	1	87	8.94%
2、胃腸が悪く治療している	132	82	3	217	22.3%
3、心臓が悪い	46	55	1	102	10.48%
4、肝臓、腎臓その他 内臓疾患がある	62	58	0	120	12.33%
5、血圧が高い、 又は低すぎる	124	78	4	206	21.17%
6、貧血の症状がある	126	115	0	241	24.77%
7、耳鼻咽喉が悪く 治療している	161	74	5	240	24.67%
8、常に外科疾患がある	163	103	4	270	27.75%
9、眼が悪い	241	166	4	411	42.24%
10、歯が悪い	276	221	10	507	52.11%
11、婦人科の疾患がある	0	15	0	15	1.54%
12、その他に病気がある	67	43	1	111	11.41%
13、本病以外、特に治療する 程の病気はない	83	60	2	145	14.99%
回答なし	33	20	2	55	5.66%
調査人員 (男・女計)	957	16	16	973人	

九四 医療アンケート集計〔抄〕
(愛生自治会蔵「資料 No. 4 医療についてのアンケート集計」昭和 39 年)

問F あなたは本病の治療をどのようにしていますか
(本病の治療について)

	計	百分率	性別不明	累計	男女計の百分率
1、入園以来まじめに 続けている	男 204	20.97%	4	342	% 35.14
	女 134	13.77%			
2、大体続けている	男 210	21.58%	7	336	" 34.53
	女 119	12.23%			
3、ときどき治療 している	男 73	7.52%	4	149	" 15.31
	女 72	7.39%			
4、治療はしていない	男 66	6.78%	1	115	" 11.82
	女 48	4.93%			
回答なし	17	1.95%	2	46	" 3.20
	27	2.77%			

問E あなたは本病の診察をどのように受けていますか
(本病の診察について)

	計	百分率	性別不明	累計	男女計の百分率
1、定期検査の時だけ	男 314	32.27%	6	551	% 56.63
	女 231	23.74%			
2、呼び出された時だけ	男 177	18.19%	6	294	" 30.22
	女 111	11.41%			
3、病気がさわいた 時だけ	男 79	8.12%	2	136	" 13.88
	女 55	5.65%			
4、常に気をつけて 受けている	男 114	11.72%	4	173	" 17.78
	女 55	5.65%			
5、入園した時以外 受けたことがない	17	1.75%	0	32	" 3.29
	15	1.54%			
回答なし	24	2.47%	1	48	" 4.93
	23	2.36%			

備考 2項目以上に回答している答がある

問H. 整形外科についてあなたは、次のどの項に該当
しますか

	計	百分率	性別不明	累計	百分率
1、整形手術を受けた	男 97 女 37	9.96% 3.81%	0	134	13.77%
(イ) 自分で希望した	男 72 女 22	7.39% 2.36%	0	94	9.75%
(ロ) 医師にすすめられて 受けた	男 25 女 15	2.51% 1.51%	0	40	4.02%
2、整形手術を希望してい るので早くしてほしい	男 29 女 7	2.99% 0.71%	0	36	3.70%
3、整形手術を希望してい るが現在はできない	男 160 女 68	16.44% 6.99%	0	228	23.43%
(イ) 配偶者が不自由で 入室できない	男 31 女 9	3.19% 0.92%	0	40	4.11%
(ロ) 作業の都合で 出来ない	男 16 女 7	1.65% 0.71%	0	23	2.36%
(ハ) 設備、医師、技術が充 実してからにしたい	男 75 女 37	7.70% 3.81%	0	112	11.51%
(ニ) 自分の健康の都合で できない	男 38 女 15	3.94% 1.51%	0	53	5.45%
4、整形手術は希望しない	男 75 女 49	7.70% 5.04%	0	124	12.74%
回答なし	男 268 女 238	27.54% 25.90%	14	520	53.44%

問G. あなたは、治ライ薬をどのようにしていますか
(治ライ薬について)

	計	百分率	性別不明	累計	男女合計百分率
1、医師の指示通り やっている	男 275 女 167	28.26% 17.16%	6	448	46.04%
2、自分で加減しながら やっている	男 187 女 134	19.22% 13.77%	8	329	33.81%
(イ) 菌陰性になったから	男 36 女 13		0	49	5.04%
(ロ) 胃腸が肝臓が 悪いから	男 53 女 45		1	99	10.17%
(ハ) 副作用が起きたから	男 19 女 15		0	34	3.49%
(ニ) 薬に不安があるから	男 24 女 13		0	37	3.80%
(ホ) その他答なし、 又は不明	男 女		2	110	11.31%
3、薬の変更を指示され 困っている	男 25 女 21	2.57% 2.15%	0	46	4.73%
回答なし	男 101 女 95		0	196	20.14%

九五 精神障害者対策〔抄〕

〔光明自治会蔵「支部報療養生生活研究委員会資料綴」昭和40年

原本横書〕

一、設備の（ホ） 運営状況について

邑 久 支 部

従来の精神病棟は不便な地であり、かつ湿地であるため、現在は一名しか入室していない。臨時に病棟付近に病棟を作り、三名収容している。他は一般病棟の個室六室の中、五室を使用している。従って、ベット数は一〇床あるが使用できるのは三床であり、一般病室を使用しているので緊急時には（重症者）ししよをきたしている。医師は兼任で医務部長と原田医官が担当している。一日も早く瀬戸内ブロックの精神病棟の建設が望まれる。

〔中略〕

長 島 支 部

一、運営状況、二交代、当直制、看護婦（人）看護助手は
 大師堂プロミン場と兼務

二、看護状況、特殊薬物療法に併せてレクリエーション、
 作業療法を行なっていますが、身体障害度に差があり、

最もよい効果をもたらすチームで行なうスポーツや高度な作業は不可能です。

従って極めて初歩的、消極的な療法しか実施出来ませんので、レクリエーション作業療法共に限度があります。又本病や合併症の治療にも相当な時間が必要であり、合併症や身体障害のために患者は好褥的となり易いので、それを防ぐ努力も必要で、一般の精神病院に比べて看護の向上をはばむものが多大ですが、患者さんの人間性の復活をめざして努力しています。

〔中略〕

三、治療

長 島 支 部

どのような治療がなされているか、及びその成績

精神病者に対しては、薬物療法に精神療法も加味して行なっており、シヨク療法（インシュリン 雷げき）は適応者が現在なく、又各種本病による後遺症のため実施していない。

成績に関しては、精神病者というものはただ薬物だけを投与しておけばよいという様な治療では社会性をもたらすことは出来ないので、医師看護婦が一体となってチームワー

クよろしく始めて患者の社会性、自発性、生への意志を呼びおこすものですから、漸次充実してきた治療体制より陳旧性の精神病者にも可成りよい成績を上げることが可能になり、又、将来より一層の治癒成績を得ることが出来ると確信しております。

〔中略〕

邑 久 支 部

診察随時

治療 電気療法、特殊薬物療法、作業療法。

成績 効果あるも全治の見込みなし。

〔中略〕

四、精神病対策の改善についての問題

〔中略〕

邑 久 支 部

ブロック精神病棟建設以外に対策はない。

長 島 支 部

一、精神病者が寛解（治癒）した場合、園内患者はその寛解患者を敬遠することなく一個の人格ある人間として迎えてほしい。

二、無為無茫に陥り易い陳旧性精神病者に対し、社会性生産性自発性を促す作業、レクリエーション療養法を実施しようとしても本病による後遺症のため実行が不可能であり無体に臥すという傾向になり易い。
三、長らく懸念の病棟問題は一応軌道にのったので、今後は看護体制の充実を強力に出来ればと思う。

〔中略〕

九六 整形手術と入退園の記録

（愛生園蔵「患者通報」昭和46年 原本横書）

園長 印 事務部長 印 庶務課長 印 福祉室長 印 医事班長 印

係長 印 係 印 長 発 第 四 八 〇 号 昭 和 四 六 年 四 月 二 七 日

控 徳島県知事殿

徳島県知事殿

秘 患者通報 国立療養所長島愛生園長

患者通報

下記の者、昭和四六年四月二二日入園いたしましたので通知します。

記

姓 名 S・S

備考	入所前住所	本籍地	(生年月日)
	同上	香川県木田郡庵治町□□	大正一二年三月二六日生

園長^① 事務部長^② 庶務課長^③ 福祉室長^④
 医務部長^⑤ 係長^⑥ 係長^⑦

⑧ 長発第一三一二号 昭和四六年一二月三日

香川県知事殿

⑨ 国立療養所長島愛生園長

患者通報

下記の者、昭和四六年一二月二日転園いたしましたので通知
 します。

記

備考	入所前住所	本籍地	姓名 (生年月日)
整形手術終了のため。	同上	香川県木田郡庵治町□□	S・H 大正一二年三月二六日生

九七 流感と入所者の意見〔抄〕

(愛生自治会「報告書綴」昭和51年 原本横書)

記録(流感を体験した入園者の苦情意見要望集)

この記録は、流感を体験した入園者の苦情・意見・要望等を公聴会一回、参加人員三十一名の協力を得て集めたものです。一九七六年一月〜二月八日までの間、羅患者三三二名、死亡者一名(一月中)このうち流感が原因とみられるもの九名、こゝ数年の一月中の死亡者は最高二名であることからも、この度の流感の経験は、その猛威に加えて、園当局の対処のあまさ、医師・看護婦の不足からくる羅患者の要求に応じきれない医療体制等々が指摘されます。

この記録を作製する最大の目的は、この経験を二度と繰返してはならないという、全入園者の悲願をこめ、国・厚生省・園当局に対し「医師・看護婦の充増員」をはじめとする医療の充実を強く訴えることにあります。

要求し医師、看護婦の充増員。病室とベット数の倍増。緊急時に対処できる園内の医師・看護婦等、動員体制の確立と園長の陳頭^(陣)指揮、日常における療養生活指導の徹底。

国立療養所長島愛生園入園者自治会

流感についての公聴会記録〔略〕

九八 入所者事故死の状況報告

(光明園蔵「雑件綴」昭和52年 原本横書)

〔欄外〕
一園長[㊞] 副園長[㊞] 事務部長[㊞] 医・会課長[㊞] 係長[㊞]

光発第五八四号

昭和五二年七月二五日

厚生省医務局国立療養所課長殿

国立療養所邑久光明園長

入園者事故死の状況について報告

標記について下記のとおり報告します

記

一、事故発生年月日 昭和五二年五月九日

一、事故死患者氏名 H・H

一、生年月日 明治四五年四月五日

一、近親者 H・M(夫)

一、入園月日 昭和六年九月一三日(大阪府外島保

養院に入院)

一、退園月日 昭和五二年五月九日

一、本籍 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三

一、病名 らい及び高血圧症、慢性胃炎、貧血

症、子宮術後後遺症

昭和五二年四月二一日第三病棟に

入院

一、状況

五月九日、AM一一・四五頃巡回した時、いないことに気が付き、隣ベットの患者に聞いた処、便所にも行ったのだろうかとの返事であり、便所を探し、又病棟内も探したが見当らず、再度隣ベットの患者に聞いた処、一・三〇の時鐘が鳴る前に出て行った由、二・〇〇頃当直婦長に報告、婦長外看護婦二名で病棟内外を探したが見付からず、二・三〇頃福祉当直に連絡した。

福祉当直は連絡を受けると同時に庶務当直に連絡、福祉、庶務、看護、当直者で搜索したが発見出来ず。福祉室長に連絡、直に職員を召集、手分けして探した処、五・〇〇頃病棟より約一五〇m位離れた木尾湾に浮いているのを発見、当直医師の診断により死亡を確認、牛窓署係官二名により七・〇〇頃検死を終る。

一、原因

不明、本人は熱心なキリスト教信者であり、日頃より患者の面倒見がよく、お母さんと慕われていた。従って自分が色々な病いが重さなり、その痛み辛さを他人に話して、同情を得ることも出来ず、一人で苦しんでいた様子があり、

死亡の前日は下着等清潔なものに着替へており、覚悟の自殺と推定される。

過去 10 年間の事故死調				
年 度	事 故 件 数		自殺方法	備 考
	件 数	男女別		
42 年度	1	男	縊 死	
43 年度	1	〃	火 傷	
〃	1	〃	縊 死	
44 年度	1	〃	縊 死	
45 年度	1	〃	〃	
〃	1	〃	〃	
52 年度	1	女	入 水	
計	7			

九 九 医療改善対策委員会検討課題報告

(光明自治会蔵「医療改善対策委員会関係書」昭和52年 原本横書)

医療改善対策委員会 検討課題報告 邑久支部

(一) 患者側(病棟入室者をのぞく)の医療に対する不安、

要求について。

イ、基本治療

治らい薬を変更するときは、患者の要望を聞いて慎重にしてもらいたい。やゝもするとモルモツト的治療と受取れる場合がある。

ロ、内科

治療困難な病気には主治医だけでなく診療会議を開いて研究し、患者の不安を除くように要望したい。

ハ、眼科

常勤専門医が欠員のため、パート医が月に一回の診察しかないので大変不安である。特に急に眼の痛み、充血、光彩点等の時には大変不安であり困っている。

ニ、外科

常勤専門医が欠員で、パート医が月に二回程度の診察のため、相談にも仲々応じてもらえないし、折骨等の場合又は症状が急に悪化した時困っている。

ホ、歯科

治療前、特に抜歯をする時は患者の要望も十分に聞いてからにしてほしい。また、丁寧な治療と義歯は早く作ってほしい要望がある。

へ、耳鼻科

専門医は居られるが高令者でもあり、治療が粗雑である。

ト、医療機械器具について

歯科、耳鼻科、眼科は特に診療機械が古く、毎日の治療にさしつかえている。

(二) 病棟入室者の要望をあきらかにし、主要な具体例をあげて下さい。

一、看護助手が少ないため、入室者の生活介助、補食介助が大変悪く、老人病の患者は特に困っている。

二、看護婦の言葉使いが「ぞんざい」で、患者の気持を逆なですることが多い。また、軽症なものとは不自由なもの、老人、盲人の分けへだてのないように、親切に看護してほしい。

(三) 医師のおかれている現状をあきらかにする。

八、医師の充足状況 S五二・九現在

	医師			
	内科	診療科名	専門科名	年令
〃	外科			七一
〃	外科			不明
〃	科			男

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鍼治療	精神科	病理	麻酔科	眼科	基本治療	整形外科	泌尿科	皮膚科	泌尿科	婦人科
鍼灸		解剖	手術	手術						
不明	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
女	〃	〃	〃	〃	〃	男	〃	女	〃	〃

医師定員数(一一) 医師現員数(八) パート医師数(一五)

イ、一、医師の数が少ないため当直医は副園長を含め四人なので月に八日〜一〇日ある。

二、研究費等も少なく張り合いがない。

ロ、医療改善のために医師の意見をきいて下さい。診療機具を整備して、働きやすい環境を作ってほしい。

ハ、前掲しました。

(四) 医師を充増員できない原因はどこにあるか検討しあきらかにして下さい。

俸給が低い、医官々舎が古い、交通の便が悪い、子供の学校、特に高校・大学への進学に困る。長島架橋が出来れば条件は随分と良くなる。

(五) 医師充増員の当面の対策と長期対策について検討して下さい。

俸給及び研究費の増額、整備費の増額、長島架橋の促進。

(六) ハ氏病療養所施設間の相互協力の実態をあきらかにして下さい。

イ、転園治療について

A) 送りだしている側

一) 人員数 五人 二) 科別 外科五件

B) 受け入れ側

一) 人員数 〇人 二) 科別 ー

ロ、出張治療について

A) 送りだしている側

一) 医師人員数 〇 二) ー 三) ー

B) 受け入れ側

一) 医師人員数 二人 二) 患者数 一三〇人

三) 科別 外科、基本治療

ハ、施設間の協力上の問題をあきらかにして下さい。

送り出す施設も医師数が不足なので大変だと思う。然し当園のように医師不足の施設としては大変に助かるので、謝金等を大巾に増額してほしい。

二、互の施設の理解と医師間の交流を密にする。

(七) 地域医療機関との協力について

一、岡山病院、岡山療養所、岡大との協力は密にしているが、まだ入院可能にはならないのが残念である。

イ、出張治療を受けている。

一) 医師人員数 一三人 二) 患者数 三七三人

三) 科別 内科、外科、眼科、婦人科、泌尿科、皮膚科、整形外科、基本治療、精神病、鍼治療

ロ、地域の病院、療養所に通院して治療を受けている。

一、二共になし。

ハ、地域、あるいは遠隔の病院、療養所に入院治療をしている。

一、二共になし。

二、イ・ロ・ハ項の問題点。

一ヶ月に一回ぐらいの診療なので、術後の不安や意の

場合に困っている。

ホ、イ・ロ・ハの項においての対策について

謝金の増額、受入れ側の誠意ある対応。

(八) 医療センターについて

イ、内容充実の構想

ロ、利用方法

ハ、問題点

ニ、今後の対策

イ・ロ・ハ・ニ 委員会として医療センターの結論が出

ていないので無記入とします。

(九) 在宅患者および退所者に行っている治療について

一) 件数 七五件 二) 科別 基本治療 七五件

(一〇) 看護婦の現状、問題点、対策

イ、一) 看護婦数 五二人 二) 賃金職員 〇人

ロ、どのような問題点がありますか

正看護婦が少なく応急の処置に困ることがある。

ハ、患者と看護婦との関係改善に対する配慮について

互の信頼関係を強めること

ニ、患者側の看護婦に対する要望

なげやりの看護を止めること

ホ、看護婦の医療改善に対する要望

働きやすい環境と医師の充員

(一一) 医薬品についての問題点

イ、薬品の不足について

薬品費が不足で、パート医師の要望する効果的であ

きかくな薬品が購入して貰えない。

ロ、副作用で被害を受けた実例

鎮痛剤ソクランの中毒によって死亡者まで出た。

ハ、その他

(一二) 医療機械設備について問題点をあきらかにして下さい。

い。

老朽なものが多く、更新及び整備したい機械器具九九点

金額二、七〇〇万円

(一三) 医療問題について、他に検討すべき課題

老人病棟の設置

以上

一〇〇 解剖の実態と問題点〔抄〕

〔光明自治会蔵「支部報療養生活研究委員会資料綴」昭和40年〕

P. その他の雑件

〔中略〕

邑久支部

一、解剖の実態

イ、全屍体を解剖する。

ロ、解剖は岡山大学より解剖学の医師が来て、療養所医官が立ち合いの上行なう。

解剖所見を京都大学に送付し、^{〔適〕}適切な所見と指導を受ける。

その結果、治療と研究に^{〔貢献〕}こうけんするところ大であり、非常によい制度である。

長島支部

一、解剖の実態

(イ) 病理解剖は原則として死亡者全員に行なうこととしている。

以下最近五ヶ年間に於ける実施状況

死亡者数		三五年	三六年	三七年	三八年	三九年
	二九	二二	二四	二〇	一八	

解剖数	二七	二〇	三二	一七	一八
-----	----	----	----	----	----

(ロ) 病理組織の標本の製作。臨床と病理所見の検討。

病理解剖による診断 (長島支部)

(昭和三九年一月・一二月)

病理解剖による診断	件数	備考
悪性 癌	三	廻盲部癌一、腎癌及び肝癌一
老 衰	三	前立腺癌並びにその骨への転移一
肺 炎	五	
脳 出 血	二	
肝 疾 患	二	
そ の 他	三	

(ハ) 解剖は屍体解剖保存法による。

(ニ) 現在解剖医の有資格者 愛生五名

(ホ) 解剖の結果の概要は「感話」として観体報告を行なっている。

〔後略〕

一〇一 遺族の諾否確認不能証明書

(光明園蔵「解剖に関する遺族の承諾書綴」昭和44年 原本横書)

死体解剖保存法施行規則(第一条)

第三号書式

遺族の諾否確認不能証明書

一 死亡者の住所及び氏名

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三の一

氏名 M・Y

二 直接死因及び間接死因

脳出血

三 死体の解剖を特に必要と認める理由

頭痛、嘔吐、意識不明にて病が急変したので、死因をたしかめたい。

四 遺族の所在が不明のときはその旨及びその理由

五 遺族が遠隔の地に移住するなどの理由により遺族の諾否

の判明するのを待つては、その解剖の目的が殆んど達せられない事が明らかな場合は、その旨及びその理由

遺族は遠隔の地にあり死亡の時は遺族に知らせないで

ほしいとのことを友人Y・S氏に生前約束していた為

上記の死体については、遺族の承諾がなくともその解剖が必

要であることを証明する。

昭和四四年一月二五日

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六一〇〇

主治医氏名印 岡林栄子印

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六一〇〇

医師又は
歯科医師 氏名印 塩沼英之助印

一〇二 遺族の解剖承諾書

(光明園蔵「解剖に関する遺族の承諾書綴」昭和44年 原本横書)

死体解剖保存法施行規則(第一条)

第二号書式

解剖に関する遺族の承諾書

一 死者の住所及び氏名

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三の一

氏名 M・Y

二 死亡年月日

昭和四四年一月二五日

三 死亡の場所

岡山県邑久郡邑久町虫明邑久光明園第二病棟

上記の死体が死体解剖保存法の規定に基づいて解剖されるこ

とに異存ありません

昭和四四年一月二五日

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三の一

死者との続柄 友人

氏名印 Y・S 印

第二、四九七号 双葉寮 号室

^{〔朱書〕}「軽退」 診察依頼書

氏名 A・K

一四才

2 軽快退所と再入所

一〇三 軽快退所の願い出

(光明園蔵「雑書綴 一号」昭和28・29年)

昭和二十八年十一月二十六日

園長 印 医務課長〔自署〕 庶務課長 印 補導係長 印

軽快退園願ひ出について

標記につき、左記の者から願ひ出がりましたが、許可退園さしてよろしいか。

記

收容番号	收容年月日	氏名	生年月日	送致別	本籍又は住所
二四九七	昭二五、三、一	A・K	昭二二、三、二六	京都	京都市□区□町□

別紙診察書添付

^{〔朱書〕}「軽退」
右の者十時帰省を願ひ出でておりますから診察方よろしく御願ひいたします

昭和二十八年十一月二十日

事務分館 印

医務課御中

一、病状 全身に異常を認めず。

一、菌 (一)

右の通りである

診察医官 難波政士 印

参考事項 差支なし

昭和二十九年一月十一日起案 光発第二五号

昭和 年 月十三日施行

園長 庶務課長 印 主任 印

案

園長

京都府衛生部長 宛

軽快退園許可について

貴管内左記の者は、当園に於て療養中でありましたが、医官により各種細密検査並に診察の結果、症状固定し病毒伝播の慮れなきものと認め、軽快退園を許可したから通知いたします。

記

貴管内京都市 □ 区 □

A・K

昭和十二年三月二十六日生

一、軽快退園許可月日 昭和二十九年一月四日

一〇四 軽快退所取扱要領・医学的基準

(愛生園蔵「園関係諸規程等綴」昭和33年)

㊦ 軽快退所取扱要領 (案)

国立療養所長島愛生園

一、社会復帰を前提とした軽快退所は、本人の希望によつて取扱うこととし、その願出に対しては次のごとく処理する。

一 願出は医事係を通じて行うものとし、願出を受けた医事係ケース・ワーカーは、該患者を観察依頼票(別紙一)をもつて医務部に通報する。

二 医務部は個々の予後を判断し、解除基準に準拠した検査方針を定めて定期的な検査を観察期間中に行う(別紙二)。

三 医事係ケース・ワーカーは、本人の復帰する社会環境、能力の適性等からその可能性を判断するとともに、環境の不調整、復帰計画の相談にも応じて適切なる指導、助言を与えることによつて、その可能性の増大に努めることとする。

二、観察期間終了後の査定および軽快退所手続きは、次のとおり行う。

ただし、査定区分は可・否二区分とする。

一 査定はすべて軽快退所査定委員会において行い、検査結果、診断書(別紙三)に基く予後の見通しならびに復帰計画の可能性を総合して判定を行う。

提出書類 医務部：診断書、検査票

医事部：ケース記録、患者票、その他。

註：軽快退所査定委員会(仮称)

委員長：園長、委員(四名)：医務部長、担当医官、医事主任、ケースワーカー

二 査定良好なるものについては、該患者より軽快退所願

書の提出を求め、一時帰省に準じた軽快退所手続きを行う。ただし伺書（別紙四）は別様式とし、査定時提出書類を添付する。

a 当該患者から求められたときは許可証（別紙五）を交付する。

b 持出荷物の消毒ならびに点検

c 府県通報

d 世帯更生賃金の貸付対象者となる。

三、爾余の措置

一 軽快退所として除籍処理をなす。

二 世帯更生資金貸付希望者については、借入申込手続きを行う。

三 軽快退所後の健康管理（自発的な健康診断）について府県側と協力態勢をとる。

〔別紙一〜五省略〕

〔欄外〕
昭和三十三年十月

軽快退所の医学的基準

一 手続

検査を受けようとするものは、事務分館医事係にその旨を申出る。

医事係は観察依頼票を医局に出す。

医局は左記基準に従って検査する。

検査が終了したら査定委員会で検査の結果をはかる。

査定委員会は園長も加わり、二人以上の医師、医事係からなる。

病気の状態、家庭事情等を考慮し、必要があれば証明書を発行します。

二 検査基準

一、病状固定を判定する期間 結節型 少なくとも二年間

神経斑紋型 " 一年間

二、癩性皮疹、結節、浸潤が吸収、消退して後一年以上その部の知覚麻ひが拡がらないこと。

三、大耳神経、尺骨神経及びその他の神経の肥厚していないこと。

四、皮ふの塗沫標本において左の如く連続ことごとく菌陰性であること。

結節型 二カ月おき、なるべく多数の箇所より採り、連続

十回以上ことごとく陰性であること。

神経斑紋型 二カ月に一回、なるべく多くの箇所より採り、

連続六回以上ことごとく陰性であること。

五、前項の検査で菌陰性であった場合、病巣部の皮ふ一ヶ所以上から切片標本を作り、菌陰性であること。

六、光田氏反応（十五日目）が結節型の場合、七耗以上、神経斑紋型が十耗以上であること。

以上

一〇五 軽快退所許可

（和歌山県蔵「はんぜん氏病関係綴」昭和33年）

光発第三三五号

昭和三十三年八月七日

国立療養所邑久光明園長印

和歌山県衛生部長殿

軽快退園許可について

かねて本園において療養中の左記の者、病状固定し病毒伝播のおそれなきものと認め、八月四日付をもって軽快退園を許可したのでお通知申し上げます。

記

本籍地 和歌山県海草郡 □ 村 □

住所 同 じ

I・Y 男

一〇六 世帯更生資金の貸付

（光明自治会蔵「藤楓協会 世帯更生資金貸付運営要領」昭和33年）

療第一四六号

昭和三十三年十月二十三日

厚生省医務局国立療養所課長

各国立らい療養所長殿

世帯更生資金の貸付について

世帯更生資金貸付制度は、近時らい療養所において治療を受け軽快退所するものが増加の傾向にある現状下において、これら軽快退所するものゝ社会復帰を一層促進させるとともに、療養所に入所中の患者に対しても療養意欲を亢進させる意味において、本年度新たに創設されたものであるが、本制度は、この程財団法人藤楓協会が厚生省（公衆衛生局結核予防課）により委託をうけ、別添運営要領のとおり、事業を開始する運びとなったのでご了承の上、入所患者に対し周知方特段の配意を煩わしい。

なお、運営要領によると、療養所が直接事務を行う面はないが、本制度の円滑なる実施を図るため、実施機関である財団法人藤楓協会並びに都道府県等よりの照会に対して協力されるように願いたい。

世帯更生資金貸付運営要項（案）

一、趣旨

近時医学の進歩向上はめざましいものがあり、らい療養所において治療を受け軽快退所するものが逐年増加の傾向にある。しかるにこれらの人々は退所后生活に困窮しながらも前歴を秘すの余り他の福祉施策の援助をうけることもせず社会に放置されている現状である。

従つてこれら軽退者に対して適切な援助を与え、自立更生を助長することは極めて緊要であることにかんがみ、厚生資金貸付制度を創設し、現在療養所に入所中の者の療養意欲を亢進させるとともに、軽快者の社会復帰を一層促進せしめようとするものである。

二、貸付対象者

貸付対象者は、らい療養所よりの軽快退所者で、次の各号に該当するものとする。

- (一) 所得が少ないため僅少な出費等によつて生活を脅かされるおそれのあるもの。
- (二) 自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難なもの。

- (三) 資金の貸付、その他必要な援助及び指導を与えることによつて自立更生の実効をあげ得ると認められるもの。

三、貸付業務の実施機関

(一) 貸付主体

財団法人 藤楓協会

(二) 世帯更生資金貸付運営委員会

財団法人藤楓協会に關係行政機関の職員及び藤楓協会関係者をもつて構成する世帯更生資金貸付運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設けるものとする。

運営委員会は、資金運営の大綱、貸付の決定（保証人免除、貸付限度額の決定等）、延滞利子の免除、一時償還その他について藤楓協会長に意見を述べるものとする。

四、資金の種類

資金の種類は次の三種類とする。

- (一) 生業資金 生業を営むに必要な資金
- (二) 支度資金 就業するに際して必要な資金
- (三) 技能修得資金 事業を開始し、又は就業するために必要な知識、技能を修得するに要する資金

五、貸付の条件

(一) 貸付限度、措置期間及び償還期限は次のとおりとする。ただし事業の性質上、貸付限度を超える必要がある場合はその限度によらないことができる。

資金の種類	貸付限度	措置期間	償還期限	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円	一年間	据置期間経過後五年以内	
支度資金	一五、〇〇〇円	一年間	据置期間経過後三年以内	
技能修得資金	月額一、五〇〇円	技能修得資金貸付終了後一年間	据置期間経過後三年以内	貸付期間は六ヶ月を超えないものとする。ただし特別の場合は二年迄延長することができる。

- 一、償還期間には据置期間を含めないものとする。
- 二、据置期間の始期は、最終貸付を受けた日とする。
- 三、技能修得資金の貸付期間について六ヶ月を超え二年迄延長できる場合は、技能修得施設においてその技能を修得するために必要な期間を特定している場合に限るものとする。

(二) 貸付利子
無利子とする。

〔後略〕

一〇七 軽快退所処理伺

(愛生園蔵「軽快退所処理伺書」昭和35年)

昭和三十五年五月十八日

園長^印 事務部長^印 医務部長^印 医務課長^印 主任^印 係長^印

軽快退所処理伺

左記によって処理してよろしいか

記

一、願出人	Y・M(通称Y・H)	送致区分	兵庫県
一、軽快退所先	兵庫 ^府 尼崎 ^市 郡		
一、職業	入所前職業 鉄工所の工員		
一、貸付金希望の有無	有(生業、支度、技術習得)		無
一、指導ならびに助言事項			
一、査定	可		否
一、備考	家族の受入態勢は差支えないものである。		

^{〔欄外〕}昭和三十五年六月十七日、内科に於いて園長の診察を受けたもの」

〔検査票略〕

軽快退所願書

このたび左の理由により軽快退所いたしたいと思しますので御許可下さるようお願いいたします。

昭和三十五年五月二十日 氏名 五報恩上舎

Y・H㊦

長島愛生園長高島重孝殿

一、入園番号 □

一、入園年月日 昭和三十年五月四日

一、本籍地 大阪市□区□通り□

一、軽快退所先 兵庫県尼崎市□□

一、事由 社会ニ於テ債務弁済履行

医務部長殿

領収書

一金参百五拾円也

昭和三十五年九月十三日軽快退所旅費

但別紙 通

右領収致しました

昭和三十五年九月十二日 Y・MことY・H㊦

ケースワーカー喜多尾千早殿

財団法人長島愛生園慰安舎長殿

観察依頼票

入園番号 □ 氏名 Y・M (Y・H) 男

病型 神経型 軽症 明治三十六年十月十四日生

入所年月日 昭和三十年五月四日

右より軽快退所に係る観察依頼を受けましたので御連絡します。

昭和三十三年十一月七日

ケースワーカー 喜多尾千早

第拾参号 証明書

氏名 Y・M

明治三十六年十月十四日生

所見 臨床的治癒と認む

本籍 大阪府大阪市□区□□

転出先 兵庫県尼崎市□□

右は治療の経過良好にして退所したことを証明する

昭和三十五年九月十二日

岡山県邑久郡邑久町虫明六五三九番地

国立療養所長島愛生園長 高島重孝

⑧ 事務連絡

昭和三十五年九月十四日

国立療養所長島愛生園医事主任 小井 脇
 兵庫県衛生部予防課 大野主事殿

軽快退所患者通報

左記の者、昭和三十五年九月十三日軽快退所いたしましたので通知します。

記

一、姓名 (生年月日)	Y・M(通称Y・H) 明治三十六年十月十四日生
二、本籍地	大阪府大阪市〇区〇通〇
三、軽快退所先	兵庫県尼崎市〇〇
四、入所年月日	昭和三十年五月四日(兵庫県送致)
五、備考	

一〇八 軽快退所観察申出通報

(愛生園蔵「軽快退所観察申出通報」昭和36・37年 原本横書)

軽快退所観察申出通報

三六年六月一九日発送

一、秋田県南秋田郡〇町 M・A(I・K)

S一七、六、二四生

入所 昭和三四年四月一二日(高校入学のため松丘

保養園より転園)

軽退後電気会社に就職の予定

二、青森県三戸郡〇村〇〇 K・T

S一七、五、二二生

入所 昭和三三年四月一二日(高校入学のため松丘

保養園より転園)

知人の世話で料理人として就職の由

三、山形県寒河江市〇〇 A・M

S一七、六、二〇生

入所 昭和三四年四月一二日(高校入学のため東北

新生園より転園)

軽退後家族及親族の世話で事務方面に就職予定

(中略)

三七年二月 日発送

一三、鳥取県気高郡〇町〇〇 K・N

S一一年五月一日生

入所 昭和一六年九月三〇日

軽退後、当分農業の手伝い

一四、大阪府吹田市□町□□ A・Y (A・Y)

T一四年八月二日生

入所 昭和二二年八月四日

軽退後、家業(建材)の手伝い

一五、三重県阿芸郡^[安]□町□□ A・K

M三三年五月五日生

入所 昭和二二年七月九日

軽退後、家の留守居の予定

一六、三重県多気郡□町大字□□ Y・K

M二四年二月六日生

入所 昭和二二年九月九日

軽退後、家事手伝いの予定

一七、奈良県添上郡□村大字□□ N・S

S九年七月一三日生

入所 昭和二三年六月二〇日

軽退後、農業に従事

一八、名古屋市□区□町□□ I・K

M二五、二、五日生

入所 昭和二四年二月二二日

一九、三重県松坂市大字□□ T・K

M二二、六、二四日生

入所 昭和二四年六月一日

軽退後、二男Mの処に帰る、妻も軽退を強く

望んでいる、軽退決定次第新築の予定

二〇、滋賀県神崎郡□村□□ H・K

S二〇、一、二三日生

入所 昭和二五年三月九日

軽退後、店員になる予定

二一、大阪市□区□□ N・M

M一八、四、三〇日生

入所 昭和三五年三月三十一日

軽退後、隠居の予定

[後略]

一〇九 社会復帰者数と職業

(光明園蔵「医事関係書綴」昭和41〜45年)

ハンセン氏病院における医療社会事業的調査

国立療養所邑久光明園 S四六、一現在

最近5ヶ年間の社会復帰者数

S 41	42	43	44	計
20	36	10	6	76

社会復帰者の職業（最近3年間）

農 業			労務者 60 人の内訳	
商 業				
主婦	3	0.4%	自動車運転手	3
学 生			洋 裁	1
労 務 者	60	79%	理髪・美容	
事 務 員	1	0.13%	職 工	50
店 員			大 工	
無 職	3	0.4%	船 員	
不 明	5	0.6%	道 路 工 夫	
死 亡	3	0.4%	建 設 業	
再 入	1	0.13%	そ の 他	6
合 計	76		合 計	60

一一〇 昭和五十四年度担当官会議議事録

（愛生園蔵「担当官会議」昭和54年 原本横書）

昭和五十四年度らい担当官会議議事録

日 時 昭和五十四年一〇月五日（金）
 場 所 岡山市まきび会館
 出席者 別紙出席者名簿のとおり
 担当施設 邑久光明園

〔中略〕

京 都

社会復帰は実現しないだらう。園に帰りたいとい
 って光明の対岸まで行っても駄目だった。酒喰み
 だったからか。老後の対策で養老院的な施設を作
 ってもらいたい。

西

先般、患者を久々で家族に会はしたらと思ひ連れ
 て行った処、家族はもの凄く怒った。社会復帰前
 提はもう遅い。

鳥 取

出る者は、もう既に出ている。
 患者の気持ちでは、社会復帰をもう望んでいない。
 園を出ない。

京 都

光明園長

一年位で癒る者は、帰すと言って入れる。何回か
 帰してもやる。高令者の場合、もう家に帰す方向
 を考えている。二、三年も経つと帰り難くなるの
 で、一年位で帰す。

兵 庫

援護、検診の問題もある。もう少し時間が欲しい。
 在宅患者三七名居る。検診年一回行っている。社
 会復帰ともからむ。訪問検診二〇人位しか出来な
 い。軽症で代替りがあり、息子は知っているが、

嫁は知らないという。その程度の症状である（特定の者の説明か？）

光明

在宅患者の検診、指定医の件、医師が医学的に判断する機会がない。各県の検診はバラバラであるが、厚生省から何も出て来ない。日本的に考えて統一したい。この会議に指定医が出席したことがない。

西

検診は、うちでは、指定医が原田先生になっていく。

〔後略〕

一一一 再入所者の実態

（愛生園神谷書庫蔵「長濤会報」No.10 昭和32年）

再入園者の実態

現代、社会復帰の問題がコロニー設置の要望に迄進展しているのです、その裏面の流れとも云うべき再入園状況を分析してみるのは、あながち意味のないことではあるまいと思う。さ々やかな統計ではあるが、昭和三十一年の再入園患者九例を取挙げて分析してみたいと思う。なお昨年の入園患者数は高校生徒二十八名を含めて九十九名となつている。

一、再入園の原因別内訳は次の通りである。

- | | |
|-----------------|----|
| 1、病症の悪化した者 | 五例 |
| 2、生活の困難に因る者 | 二例 |
| 3、らいであることが発覚した者 | 一例 |
| 4、家庭不和に因る者 | 一例 |

計

九例

1は個々の肉体的な問題であり、退所時なお治療継続の必要があつたものと思われる。2は経済的な因子が否まれており、療養中の空白が原因で就職の困難さがあつたのでなからうか。一般的には勤労意欲の多寡が先ず考えられようが、自己支持の点も一応危ぶみたい。3は飽く迄も社会的なものであり、らいであることから環境の不調整をかもし出したものである。一考を要する問題と思われるが、此の場合、職を追われたのでなく、むしろ自分から身を引いたものと解すべきであろう。4は本人がらいであるということから、家庭関係の不調整を来たしたものである。

二、在宅期間別にみると次の通りである。

- | | |
|-------|----|
| 一年〜二年 | 一例 |
| 二年〜三年 | 二例 |
| 三年〜四年 | 三例 |

四年～五年 二例
 五年以上 一例

計 九例

在宅期間は、一時帰省後、再入園する迄の期間を計上しているが、三年乃至四年間在宅していた患者が1/3を占めているのが目立つ。

三、この中には軽快退園した者が含まれているだろうか。九例の中には他園を退園した者二例を含めているが、この二例が実はその園を軽快退園したものであつた。

以上三点について述べたが、本年に入つてからは、二月現在迄に既に四例の再入をみている。病症の悪化したもの、一例。らいであることが発覚した者、一例。治療継続の必要ある者、二例。それは最近各府県衛生部が在宅患者の入所勧奨に意を注いでいるからであり、適切なる指導に基づくものである。らいであることが発覚した者一例がまた発生したことは、社会復帰（主に就職）の至難さを物語るものであり、らいと社会の調整、即ち社会の認識が必要不可欠の問題となつて表面に浮び上がってくる。それは医学の究明を俟つより外ないと云うことが結論ともなる。（心光邦夫）

在 園 経 歴

葵寮 2号

氏名	H・Y	生年月日	大正10年7月28日	入園年月日	昭和26年5月27日
出身地名	岐阜県	宗教	真宗	年令	29才
賞罰		職業其ノ他			地方公務員
役員					
		作 業 其 ノ 他			
年月日	摘 要	年月日	摘 要		
昭和26	双葉寮々姉 8-12		一時帰省 6.15-6.22迄		
27	同 1-		同 1.24-2.14迄		
			軽退 28.11		
29	7.30再入園（葵3号）				
	看護人 9-12				
30	同 1-				
〃	（葵）寮長 4-		一時帰省 9.21—期間切10.22		
31	不看 11-		帰省籍切		
32	不看 2-8		一時帰省 5.15-7.23		
32	養育 9				
33	同 9				
34	同 1-4		一時帰省 10.7-11.17		
34	衣修 5-12				
35	〃 1-4		軽 退		

一一一 在所経歴

（光明自治会蔵「在園経歴」昭和35年）

第二節 入所者の暮らし

1 暮らしの諸相

一一三 愛生園上水道の変遷〔抄〕

〔愛生園蔵〕長島愛生園上水道の変遷〔昭和42年〕

〔表紙〕

長島愛生園上水道の変遷
山本博之

長島愛生園上水道の変遷

山本博之

〔附图1略〕

〔前略〕

昭和二十六年になつて、使用水量の追々の増加に伴い、才の峠から、光明園分岐点に至る（瀬溝海底管を除く）延長五、九六七米に石綿管一五〇米の併設が行なわれて、同時に虫明地区の要望によつて併設管から八力所の消火栓新設が行

なわれた。併せて、水源地ポンプも四〇馬力に増設された。

その後、愛生園及び光明園も逐次増床して、昭和二十八年には、愛生園は定員二、二一〇名となつた。この年、木尾海底管のうち綱管（昭和八年敷設管）は腐蝕のための漏水がひどくなり、二〇〇耗鉄管への敷設替が行なわれた。この頃から、島内両園の使用水量は増加の傾向が強くなつて、これまでの水源井ポンプ運転も、短時間、断続運転でよかつたものが、夏季等使用量増加期には、ポンプの連続運転による揚水を行なわなくては、必要量が不足するようになった。水源井の水位下降は連続運転ついに、ポンプ位より、六米も下降を示すようになった。そのような無理な揚水のために数々の悪条件が次々と発生した。水質悪化が、ポンプ、送水管へのスケール附着増加となつてあらわれ、送水管は附着するスケールに比例して送水管内に圧力上昇し、送水能力低下、送水管接合部の漏水となつてあらわれてきた。送水管は県道に敷設してあるため、漏水増大による道路損傷が多くなり、道路使用者からの苦情がしばしば持ち込まれるようになった。

昭和二十九年、これらの漏水防止、送水能力向上目的のため、邑久町の土地（町有）を借用し、水源地、浄水場間、邑久町本庄八一五番地の地点に加圧ポンプ計を設置した。尚こ

の土地借用の条件として邑久町内敷設管に二カ所の消火栓を新設した。

〔中略〕

昭和二十六年以来、水源井の水位下降は段々と激しくなり、二十九年の鴨越井せき決壊による影響もあつて、三十一年にはついに六米以上も下降するようになり、水源井が揚水不能の状態を度々示すようになった。かつまた附近の民家の井戸も、水源井の多量揚水のため、夏季には枯渇する個所が出来、苦情がしばしば持ち込まれるようになった。この頃の最大（日）一、一〇〇立方メートルの受水量でも、愛生光明両園で夏季には水不足を来たすようになって島内での定期夜間断水は、二十九年頃より始まり、三十一年にはついに昼夜断水は年中の恒例となつて、断水を行なわれないのは、年間を通じてごく寒い一時期になつてしまつていた。更に三十二年には水源井の揚水量は平均必要量一、一〇〇立方メートルを確保することが困難となり、浄水に必要な余剰水も確保困難となつて、ついに水源井から原水を送水するようになった。

昭和三十二年、新水源井を求めるため数々の調査を行なつた結果、邑久町豆田地区か、久志良地区を予定地に定め、新水源井設置計画を予算申請した。

昭和三十四年県土木課長ら一行が来園し、県道敷設の本園送水管の漏水多発に伴う県道の損傷に対し、早急に敷設替のない時は、送水停止も止むを得ないとの嚴重な勧告を受けた。

この頃、水源地から才の峠配水塔間に敷設されている送水管の数カ所の切断調査を行なつた結果、管内に鉄分の酸化物が多量に附着して、その厚さ五耗にも達し通水をさまたげていることが判明した。その上、管材質も鑄鉄の黒鉛が軟弱化していることがわかつた。また敷設当時の埋設覆土も平均八〇糎であつたのが、その後車輛の交通の増加、道路改修等の理由も重なつて、管の推定敷設覆土も八〇〜三〇糎の現状になつていくことがわかつた。その上管の接合部の鉛止ヤーンの腐蝕によつて管の接合部分の漏水が続出の状況であつた。この年このような現状を、重ねて本省、中国医務出張所へ報告し、早急な水源井及び送水管の改修予算配布を願つた。早速本省より水道施設調査の一行の来園があり、その結果として、長島島内で水源を求めるように調査指示があつた。直ちに岡山市水道局一行によつて電波探知器の水脈調査、岡大地質学教授一行による地質調査を、関係職員同行の上、島内全域にわたつて踏査した。然し結果はすべて悲觀的なものしか得られなかつた。昭和三年の調査と全く同じであつた。

そこで建設中の邑久牛窓上水道組合よりの勧誘もあつて、自営水道するか邑久水道の供給を受けるかの検討会議が度々行なわれた。県衛生部長のあつせんもあり、供給を受けることに状態はかたむきつつあつた。

昭和三十四年九月、県衛生部において上水道給水購入契約の協議会が、厚生省整備課長、中国医務出張所次長ら臨席のもとに開催され、正式に邑久牛窓上水道組合からの給水を受けることに決定した。特に自営水道を今後続けて行く場合、次の諸点が問題視された。

- 1、経費
 - 人件費、電気料、施設整備費、各所修繕費、等が自営の場合でも相当額となる。特に、設備費、修繕費、等が年々増加することは明らかであつた。当時、水源及び加圧ポンプ所、3名、浄水場4名の職員がいた。
- 2、水源井
 - 水源井予定地が、地元民の反対が強く、新水源井を求めることが絶望的な状況であつた。
- 3、送水管敷設
 - 仮に水源井が求められたとしても、現在県道に敷設

してある管は老朽度いちじるしいため敷設替を行なわなければならず、すでに邑久牛窓上水道組合も管の敷設を行なつている現状では、併設することが、先ず困難状況であつた。

申合せ事項

- 1、島外官舎（水源地、浄水場官舎を除く）の使用水は、島内官舎の使用水量との関係上、島内の使用量に一本計算とすること。

- 2、官舎及び備品類は貸与しないこと。

覚書（要点のみ）

- 1、上水道の供給を受けるため設備費の一部負担金として二、五〇〇万円を昭和三十五年度から二カ年度以内に支払うものとする。
- 2、上水道水は瀬溝渡しの計量給水とし、五月より十月まで基本水量は月四五、〇〇〇立方メートル、基本料金は月八二万円、十一月より四月まで月三三、〇〇〇立方メートル、基本料金は月五四万九千円とし（註 単価十八円）超過料金は一立方メートル当たり十八円とする。但し次の場所を含む。

- 1、 虫明愛生園車庫（上町）
 - 2、 虫明愛生園事務所（浜）
 - 3、 虫明光明国車庫（塩谷）
- 尚、量水器使用量は月二、〇〇〇円とする。
- 3、 上水道給水開始予定日は昭和三十五年六月一日とする。

以下略

昭和三十四年九月十日

覚書の給水量について詳細について書くと、次のようになる。

- 1、 使用水量について
この覚書によれば、日平均送水量、一五〇立方米計画水量としてゐる。この内訳は愛生園六〇%、光明園四〇%であつて、すなわち

愛生園	光明園
-----	-----

五月より十月迄	九〇〇立方米	六〇〇立方米
十一月より四月迄	六六〇立方米	四四〇立方米

となる。島外を含む（上町車庫、虫明事務所、塩屋車庫）

昭和三十五年九月から、昭和三十七年十月迄の水道料金算出について、次のような方式が取られている。

基本科については、過使用、不足使用にかかわらず、基本

量即基本料金として支払い、超過水量に関しては、島内量水器指数、島外量水器指数を合算し、各々支払いを行なつていた。当然基本料金も、愛生園六〇%、光明園四〇%の按分で支払つてゐる。

例（昭和三十八年八月分）

瀬溝量水器による使用量

大 四三、三九二立方米

小 二、五四〇立方米 計 四五、九三二立方米

光明園島外使用量（塩屋車庫） 二二六立方米

愛生園島外使用量（上町車庫等） 四二四立方米

島内量水器愛生園使用量 三〇、三九七立方米

” 光明園 ” 一七、〇二一立方米

以上により

光明園はこの月基本量 一八、〇〇〇立方米以内にあるため

（島内） （島外）

（一七、〇二一＋二二六＝一七、二四七立方米）超過水量はなく、

（基本水量）（単価）（計器換料）

一八、〇〇〇×一八＋一、〇〇〇＝光明園支払分

愛生園支払分

愛生園はこの月基本水量二、七〇〇立方米を超過している

ため、

(島内) (島外) 超過水量は愛
三〇、三九七・四二四〓三〇、八二二立方メートル
生園が支払うことになり、

(島内) (島外) (総使用量)
一四五、九三二・二二六・四二四〓四六、五八二立方メートル

(光明基本量) (愛生基本量) (超過水量)
四六、五八二・一八、〇〇〇・二七、〇〇〇)〓一、五八二立方メートル

(基本量) (超過量) (単価) (計器換料)
二七、〇〇〇・一、五八二・一八・一、〇〇〇〓愛生園支払分

以上のような計算を行なつて両園で支払つていたが、この月のように実質的に光明園基本量に愛生園の超過水量が少々喰い込んでゐる事になることが、ほとんど毎度のことであり、光明園からの申し入れもあり、邑久水道、光明園、愛生園と話し合つた結果、三十七年十一月から、基本料も超過料も単価が全く同じであるため、基本料、超過料の区別を行なわず、各々の島内量水器、島外量水器の使用量に計器損料を加算したものを支払うことに決定した。但しこの場合瀬溝量水器との誤差水量は、両園の使用水量の百分比に按分して加除してゐる現在も使用量即支払は上記の方法であり、単価の改正も、三十八年七月から二十九円になつて、現在は、三十二円の単

価である。

昭和三十五年九月八日午前六時から、長島々内に給水を受けるようになった。以後翌年夏季は断水を行なわなくても必要量を充たすことが出来た。(附图3)

昭和三十五年愛生配水池から園内給水引出管、二〇〇耗石綿管延長二・四米の併設を行なつた。

昭和三十六年、瀬溝及び木尾海底管の敷設替を行なつた。

瀬溝は一五〇耗鉄メカニカル管、球状管六個を使用し、昭和五年敷設管を撤去した。木尾は一五〇耗鉄メカニカル管、球状管八個を使用し、昭和五年敷設管を撤去した。

昭和四十一年七月、瀬溝海底破損のため、四十二年三月二〇〇耗メカニカル鉄管に敷設替し、昭和九年の敷設管を撤去した。

(以下、計図2、表4略)

一一四 光明園岡山連絡事務所・図書館設置主旨

(瀬戸内市蔵田牛窓町文書「社会福祉協議会書類綴」昭和26年)

謹啓 時下益々御健勝にて御精励のこと、慶賀の至りに存上げます。

扱今般別紙趣意書の如く邑久光明園連絡事務所及び患者図

書館設置を計画致しましたにつきましては、予て社会福祉向上に御高配を賜っております貴殿の特別の御讃同御援助を得たく、就きましては近日中に係員を参上致させ、貴意を得たく存じますので、その節は御多忙中乍恐縮御引見の程御願申上げます。

救癩に貴き御生涯を捧げられつゝ先般崩御遊ばされました皇太后陛下の御霊を安んじ奉り且つ御遺志に沿ふべく、癩予防事業及癩者の福利厚生推進の為に今、後援会及園職員一同一層の責任を感じ、努力致す決心を固めました次第であります。何卒本事業達成に多大の御支援賜りますやう幾重にも懇願申上げる次第でございます。

昭和二十六年七月三十日

敬白

邑久光明園長

神宮 良一

邑久光明園後援会長 星島義兵衛

牛窓町々長

香川三六 殿

邑久光明園後援会趣意書

本園の歴史を遡れば今を去る四十余年前の明治四十二年大阪、京都二府、兵庫、奈良、和歌山、三重、鳥取、岐阜、滋賀、

福井、富山、石川、十県の府県聯合立として、大阪府下淀川河口外島に設けられました癩療養所外島保養院に始まりますが、同院が昭和九年九月二十一日突如として襲つた激烈な台風により、多数職員患者の貴い人命を奪ひ、施設は壊滅しましたのでこれが新生復興の園として、瀬戸内海岡山県の一小島長島の地を卜し、昭和十三年四月に建設開所され、十七年七月一日国立移管となつたものであります。其の間悲しむべき第二次大戦により物心両面に手酷ひ打撃を蒙りましたが終戦後の社会事情の好転特に厚生福祉面に於ける皇室、総司令部関係各省庁及び篤志の方々の一方ならぬ御芳情によりまして、一般社会の癩に対します認識も嵩まり、癩療養所の意義と地位も相当に評価され入園者の生活面も戦前より一段の向上をみましたことは、私共救癩に挺身致します者、洵に感謝に耐えぬところであり、各位とも御同慶に存ずる次第であります。

然るに御承知の如く当療養所は国立であり園に対する国の予算はすべて療養所の在所患者治療生活の現実をのみ対象として割当てられるのであります、これをもちまして一般他官庁に比し甚しく複雑多岐に亘る行政面並に患者生活保護面の運営処理を致さねばならぬので、日夜八百六十名の癩患者を

預り世話する当事者の甚だ困却致す場合が多々あるのであります。依つて全国十ヶ所の国立療養所は凡て必要に迫られて財団法人組織の慰安会を経営し国費を以つて支弁し得ざる患者慰安費、文化費等の幾分を辛うじて賄つてゐるのであります。何分にも会の収入が尠く何等纏つた事業が出来兼ねる実状であります。斯くの如く国費よりの支出、又は慰安会の乏しき収入によりましては不可能なるも、施設としまして絶対必要性を認めます光明園岡山連絡事務所及び光明園図書館等患者職員の福祉厚生施設の設置を大方の御援助により一日も早く実現致したく、茲に別紙光明園後援会規約による「邑久光明園後援会」を設けるに至りました。

講和条約締結も機運熟し日本もいよいよ世界注視の裡に新生の姿を間はんとするに至りました今日、文化社会に於ける疾病対策の焦点とされる癩疾病終熄えの努力は一段と強められねばならぬと同様に社会への安全保障の為に、家族故郷を犠牲にして収容された患者の福祉を図ることこそ、吾等の大いなる責務であり、且つ又社会の責務であると存じます。何卒如上の主旨御高察下さいまして、本主旨に全幅の御賛同給はりますよう切に願上げる次第であります。

国立療養所邑久光明園長 神宮 良一

邑久光明園後援会長

星島義兵衛

邑久光明園岡山連絡事務所設置主旨

各位におかれましても御承知の如く当園は岡山市より東に隔たること嶮路九里に及び、且つ又本土より離れた島嶼である為、連絡交通甚だ便宜悪しく、在来も患者収容時、園来訪者来岡、又職員出向の折など種々不便を感じ、又手違ひなどあつたのであります。昨今は特に癩事業の重要性に加へて一般社会の認識も高まり、軍政府部、厚生省、其他関係各省庁よりの視察、検査出張を始め、見学慰問等の来園者引きもきらず其上無癩運動よりする患者ベット数増置の為各府県よりの患者収容も、昨今頓に頻繁の度を加へ来つたのであります。収容はその殆どが患者の秘密保持の為深夜送致になりま

すので、収容車、職員は前日より出掛け、半日を駅に待ち、又夜間危険を冒して園迄二時間の悪路を輸送せねばならず、雨天の折は往々運転不能になる場合も生じますのであります。又連絡の遅延、手違ひあれば、送致されて岡山駅に到着した患者は当園より収容車到着迄の長時間居るべき場所なく、訪問者にしても、夜半、又不時に到着された方は甚だ迷惑されるのであります。一方園より岡山市に職員が用務を帯び出向

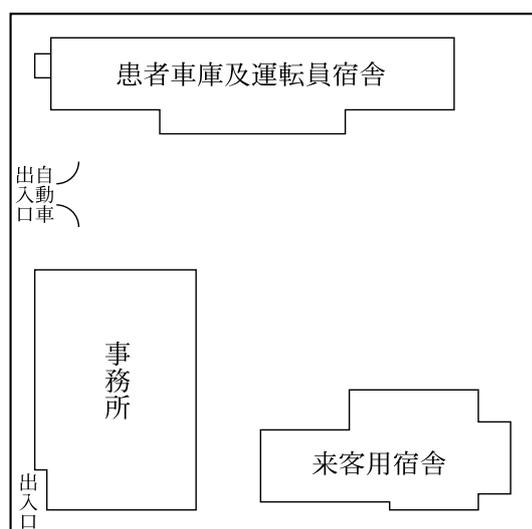
く場合も、駐車場もなく、又園と出張者との連絡もつかず用務遂行半ばにして引揚げざるを得ぬ事態も生ずるのであります。

以上の如き真に歎むを得ざる理由より、岡山市に別紙計画書の如く園の連絡事務所を設け、車庫（収容車常置の為）患者一時待合救護所、来園客、職員の宿泊所等の用に供さんと計画したものであります。当園の事業益々重要性和困難性を加へる秋、如上の主旨御高察下さいまして、当園岡山連絡事務所建設に何卒御援助給はりますやう切に願上げる次第であります。

国立療養所邑久光明園長 神宮 良一

邑久光明園後援会長 星島義兵衛

邑久光明園岡山連絡所配置図



邑久光明園図書館設置主旨

癩疾は癩菌が人体に侵入することにより依り起される伝染病であることは間違ひないところでありますが、実情は決して、他の伝染病院の如く、患者は単に隔離され、臥床治療を受け、治癒すれば退院するといった単純な形式ではなく、疾病としても非常に長期に亘り且進行、病状が千差万別で、現在のところ完全早期治癒の決め手がないといふ難病であります。これに加ふるに誤つた社会通念は、癩を以て一つの原罪的懲罰態となし、醜悪なるもの、罰深きものゝ代名詞とする場合も古来多いのであります。従つて一旦癩が発病するや、患者個人の肉体的苦痛は固より、精神的苦悩はより深く大きくその家族の受ける排斥嫌悪は甚しく、患者は往々にして自殺すること、よく新聞紙上に報ぜられるが如くであります。最近の山梨に於ける一家心中事件もこの典型的一例と申せませう。故に一度びこれ等苦悩と障害を乗り越えて入園し来つた患者は、癩療養所を世間の迫害と圧迫より逃れて自己を安住せしめる唯一の、且つ最後の場所と頼み、骨を埋むべき第二の故郷、入園者互ひを村人となすに至るのであります。幸に戦後新薬プロミンが米国の好意により導入され今迄に見ない軽快を齎しましたものゝ、既に病歴古りし大部分の者は、

身体の欠損を如何ともする術もないのであります。

斯ゝる癩者は、従つて入所して暫くするうち、疾病の治療に励むと共に、傷つけられたる精神を癒やし、肉体の汚損を、精神面を健全にし、輝かすことを以て補ひ且つ生甲斐と感ずるやうになるのは洵に自然なことでありませう。斯くして特に戦後文化国家として立直らんとする現下新日本の風潮と相俟つて、昨今患者は渴せる者の一掬の水を慕ふが如く、知識を求め、己が教養を高めんとする喜ぶべく讃ふべき傾向が漸次高まり来つたのであります。

即ち己が勉学せんとする機会と、教へらるべき人を求めんとして歇まないであります。図書館建設の声は今や患者の魂の叫びとなつてゐるのであります。

現在の入園者はすべて昼夜共同生活であり、己が勉強や思索にしましても他に煩らはされずになすことは難かしく、又日々隆んに且つ熱心となりつゝある文芸、宗教、知識探求の研究會も適当な文教設備、研究場所なき為、育つべき芽が涸みつゝある実情であります。吾々癩事業にたづさはる者、夙に図書館設置の必要を認め、鋭意それが実現を厚生省其他各關係面に陳情折^衝し来つたのであります。が趣意書に述べた如くこれ等の予算なく、現在迄、日々患者の切望の声を聞きつゝ

如何ともし難い苦痛を忍んできたのであります。

以上の如き事情の許、図書館の早期建設は、将来に亘り増々癩予防事業の重大性が叫ばれる秋、画竜点睛の効果を齎すものとして吾々癩事業に一身を捧げる者、切に願ふところであります。何卒茲に各位の御明察を忝うし癩療養所の精神上的の医局たる患者図書館建設に御援助給はりたく切に願ひ上げる次第であります。

国立療養所邑久光明園長 神宮 良一

邑久光明園後援会長 星島義兵衛

一一五 長島に簡易郵便局

(瀬戸内市蔵「邑久広報」昭和38年3月号)

長島に簡易郵便局

長島愛生園入園者の多年にわたる強い希望がいれられて、昨年八月二十五日町議会で簡易郵便局の委託契約を広島郵政局長と締結することの議決を行い、爾来設置についての諸準備をすゝめておりましたが、過般広島郵政局長と正式に郵政窓口事務委託契約が成立し、同園分館の一隅に木の香も新しい看板が掲げられ三月一日開局いたしました。名称は「長島簡易郵便局」局番号は「簡岡山六一」為替貯金記号は「簡う

いた」

今後約一六〇〇名の入園者及び三〇〇余の職員の人々に大きな利便を与えることでしょう。

一一六 長島の選挙

〔朝日新聞〕昭和22年3月8日

長島にも選挙の春

長島の国立療養所にも選挙の春が訪れ、今後の選挙には全有権者が挙つて投票出来ることになった、県地方課では内務省から愛生、光明両園に長く入所療養している者はその地に選挙権があるとの確認通牒があつたので、長島の孤島に投票および開票分会を設け、約二千の有権者に選挙の道をひらく

一一七 村長選挙投票録

〔瀬戸内市蔵旧牛窓町文書「各種議員選挙投票録」昭和22年

昭和二十二年四月五日 岡山県邑久郡裳掛村長選挙第二投

票分会投票録

- 一、投票分会八邑久郡裳掛村大学虫明六二五三番地国立療養所邑久光明園内礼拝堂ニ之ヲ設ケタリ
- 二、左ノ投票立会人八何レモ投票分会ヲ開クベキ時刻迄ニ投

票分会ニ参会シタリ

邑久郡裳掛村大学虫明六一〇〇番地 松本作太郎

同 上 布施 重治

投票分会ヲ開クベキ時刻ニ至リ投票立会人中参会スル者三人ニ達セザルニ依リ、投票分会長ハ臨時ニ投票分会ノ区画内ニ於ケル選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ、左ノ者ヲ投票立会人ニ選任シタリ

邑久郡裳掛村大学虫明六一〇〇番地 大西 秋太

- 三、投票分会ハ昭和二十二年四月五日午前七時ニ之ヲ開キタリ

四、投票分会長ハ投票立会人ト共ニ、投票ニ先キ投票分会ニ参会シタル選挙人ノ面前ニ於テ、投票函ヲ開キ其ノ空虚ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖シ、投票分会長及投票立会人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

五、投票分会長ハ投票立会人ノ面前ニ於テ、選挙人ヲ選挙人名簿ノ抄本ニ対照シタル後、到着番号札ト引換ニ投票用紙ヲ交付シタリ

- 六、選挙人ハ自ラ投票ヲ認め、投票分会長及投票立会人ノ面前ニ於テ之ヲ投函シタリ
- 七、午後六時ニ至リ投票分会長ハ投票時間ヲ終リタル旨ヲ告

ゲ、投票分会場ノ入口ヲ鎖シタリ

業務手 池田繁夫

八、午後六時投票分会場ニ在ル選挙人ノ投票結了シタルヲ以

嘱託 近江匡男

テ、投票分会長ハ投票立会人ト共ニ投票函ノ内蓋ノ投票

同 是友兼一

口及外蓋ヲ鎖シタリ

同 衣川雄三

九、投票函ヲ閉鎖シタルニ依リ、其ノ内蓋ノ鑰ハ投票函ヲ送

同 中村卓

致スベキ左ノ投票立会人之ヲ保管シ、外蓋ノ鑰ハ投票分

雇 稲葉定七

会長之ヲ保管ス

山本昇一

布施重治

岩田竹次

十、投票函及投票録選挙人名簿ノ抄本ヲ選挙長ニ送致スベキ

十四、投票分会場ニ臨監シタル官吏左ノ如シ

投票立会人左ノ如シ

地方事務官 大脇正

布施重治

十一、投票ヲ為シタル選挙人ノ総数

投票分会長ハ此ノ投票録ヲ作り投票立会人ト共ニ茲ニ署名ス
昭和二十二年四月五日

四(木) 百八人

投票分会長

内

小西庄太郎

選挙人名簿ノ抄本ニ記載セラレタル選挙人ニシテ投票

投票立会人

ヲ為シタル者

松本作太郎

四(木) 百八人

十二、午後六時四十分投票分会ノ事務ヲ結了シタリ

布施重治

十三、左ノ者ハ投票分会ノ事務ニ従事シタリ

大西秋太

厚生事務官 三川清

一一八 投票箱消毒とりやめ

(県立記録資料館蔵「ハンセン病関係二」平成7年 原本横書)

らい予防上の物件の消毒について

らい予防法(以下「法」という。)第九条においては、伝染させるおそれのある患者が使用し、又は、接触した物件は、その所持者が消毒等を実施することとなっている。

伝染のおそれの有無については、国立らい療養所への収容を定めた法第六条第四項と同様に指定医(法第五条)の診断によるものと解されるので、指定医の診断により伝染のおそれがないと判断された患者の接触した物件等については、消毒の必要はないと思料される。

ついては、知事が消毒を命じるにあたっては指定医の診断をさせる必要があるが、本県における指定医は、今回申し入れのあった邑久光明園、長島愛生園の医師に委嘱しているため、消毒を命じる状態にあるとは認識していない。

よって、投票箱の所持者である町及び療養所の相談の上、消毒の必要性について判断されたい。

○類似施設の存在する県の状況

香川県 消毒事例は聞いていない。

沖縄県 消毒事例は聞いていない。

○その他

市町村課において、邑久町から過去の経緯と町の意向を調査中

なお、らい予防法が廃止される等の機運がみられる現状からも、消毒等は不要と思われる。

長島愛生園及び邑久光明園における投票箱の消毒の廃止について

一、とき 平成七年五月九日(日)午前

二、来庁者 邑久町役場(選挙管理委員会事務局)

☎〇八六八二―二―一一一

木村総務課長・山本課長補佐

三、応対者 県選管 矢吹

四、相談内容

(一) 平成七年四月九日執行の岡山県議会議員選挙の際し、

邑久光明園の園長から、邑久町選挙管理委員会に対し、

「長島愛生園及び邑久光明園において使用した投票箱及び投票用紙を開票所を^(へ)送致する直前に消毒をすることと

しているが、これを^(頭)廃止するよう。」口答による申入れ

があった。

(二) 長島愛生園からは、具体的な申入れはなされていないが、邑久光明園の園長によると、同じ考えであるとのことであった。

(三) 長島愛生園及び邑久光明園の各投票所では、あらかじめ小さな穴を多数開けた投票箱に患者が投票用紙を入れることとしている。投票が終了したら、直ちに、投票箱の外から消毒薬を噴霧し、開票所を^{〔ハ〕}送致し、開票所では他の投票箱と一緒に開披して開票作業を行っている。

(四) 長島愛生園及び邑久光明園の投票所の概要
これは、ずっと以前から行っている。
島全体がハンセン病療養所の施設である。

投票所	選挙人名簿登録者数 (日七、三、三〇現在)	投票の開閉時刻
愛生園	人	午前八時から午後四時まで (原則は午前七時から午後六時までだが、開閉の繰下げ繰上げをしている。)
光明園	人	

五 県の対応

・公職選挙法上の問題ではなく、らい予防法上の問題であると思われるので、らい予防法の運用について関係課

に尋ねてみる。

- ・他県の同種の施設の対応について調査してみる。
- ・町としても過去の経緯を調べられたい。

一一九 漁業権許可斡旋請願書

(愛生園蔵「入園者教育関係綴」昭和22年)

岡連第一九号

昭和二十二年三月二十六日

書記^④

終戦連絡岡山事務所局長

長島愛生園

栗下信策殿

◎長島癩病患者の漁獵に関する件

曩に貴殿より岡山軍政部長宛漁獵獲権許可斡旋方請願になりました処、右に対し今般同軍政部長より三月二十五日附を以て

- 1、長島愛生園患者の長島近海に於ける漁介捕獲に関する貴殿請願の趣は、県庁に勧告して置いた

- 2、米軍政部長は四月早々各十二坪の牡蠣養殖床二個を設置する旨の報告に接した。人手により糸を以て漁獲することには何等の支障はない。

3、県水産課は貴愛生園に対し、一ヶ月五百貫の魚を割当てる旨申述べると共に、愛生園の代表者を県庁に出頭せしめ、更に本件に関する協議を遂げしめる様申出でて居る。

旨別紙の通り通報ありましたので、委曲右にて御知悉願度く茲に送附申上げます。

一二〇 漁業権許可申請

(愛生園蔵「患者関係重要書」昭和22年)

起案昭和二十二年三月十日

園長^印 庶務課長 医務課長^印 主任^印

^魚漁業権獲得二関スル請願書

別紙厚生大臣宛申請書発送してもよろしきや。

請願書

日本国ヨリ癩ヲ根絶スル為、将又栄養補給ノ為メ、左記理由ニ抛リ本島周辺ノ漁獲権ヲ御許可方御幹旋被下度、此段全入園者ノ名ニ於テ御願申上候

昭和貳拾貳年貳月拾七日

国立療養所

長島愛生園在園者一同

右代表者

栗下信策^印

厚生大臣閣下

理由書

吾ガ日本ハ敗戦国トナリ、年二月ニ物資ハ欠乏シ諸物資ハ天井知ラズニ暴騰シ、吾等病者生活ハ極度ニ逼迫窮乏シ、遂ニ栄養失調ニ陥リ病ノ増悪余病ノ併発等ニテ、余命ヲ保ツ能ハツシテ斃レユク者多ク、療養所内ニ安心シテ生ヲ完ウセントスル者ノ心動揺シ戦々競々タル有様デアリマス
従来光田園長殿ニハ患者ニ希望ト慰安ト食生活ヲ豊カニ与ヘ、所内ヲ第二ノ故郷トシテ一生ヲ完ウセシムル様御高配下サレ、各種ノ畜産殖産等ヲ興シ、コレニ各自病ヲ忘レテ専念セシメタル為メ、太平洋戦争前ニハ数県ノ無癩県ノ実現ヲ見、多キモ数拾名ノ患者シカ無キ府県トナリ、後五千床ヲ増築スレバ救癩ハ完成スルノ域ニ迄到達シタノデアリマス
然ルニ太平洋戦争トナリ物資ノ欠乏生活ノ逼迫ニツレ、栄養失調ニヨリ死亡者多ク、軽症ナル者諸種ノ事情ニヨリ所内ヲ出ズル者アルニ反シ、新入園者ハ漸次減少シ最近ニ至リテハ

殆ど皆無ニ等シイ状態デアリマス、斯カル現状デハ救癩ノ前途ハ誠ニ憂慮ト寒心ニ堪ヘマセン
抑々救癩運動ノ始メハ国民ノ保健衛生ノ為ナリシモ、現今ハ世界各国ヨリスル進駐軍ノ駐屯アリ、又日本ノ復興ニハ貿易ノ進展ガ是非トモ緊急ト存ジマス、コノ貿易品ニ癩菌ノ汚染等ノ憂アルヲ防止スルコトコソ、対外的ニモ対内的ニモ誠ニ重大且緊急ノ救癩運動ト信ジマス

敗戦ノ今日、所外依存ノ吾等ノ生活ハ各種ノ物資ノ入手困難トナリ、殖産畜産ノ経営上飼料肥料ナト殆ンド杜絶ノ有様デアリマス、コレガ為メ魚・肉・貝・油（食用）・豆類ノ營養^{〔米〕}的物資ノ欠乏甚ダシク、就中蛋白質ノ欠乏ハ所用式拾ニ対シ僅々四シカ摂取スル事能ハズ、為ニ病氣ノ治癒ヲ希望ニ入所セシ患者モ、軽快ハ愚カ病勢ハ亢進シ遂ニ營養障害^{〔米〕}トナリ、相次イデ死亡スルニ至ツテハ誰カ戦々競々タラザルヲ得マセウヤ、故ニコノ憂ヲ一刻モ早ク除クタメ蛋白質ノ資源ヲ獲得シ、日常生活ノ安定ヲ希望シテ止ミマセン

物資欠乏ニ因ル国費多端ナル折、吾等ハ自ラ起ツテ自ラヲ満たサント思イマスガ、今日迄ソノ機ヲ与ヘラレズニ居ル者デアリマス、即チ島ニ在ツテ魚貝類ノ採取ヲ許サレナカツタ事^{〔米〕}実ヲ解ツテ戴キ、コノ魚貝類^{〔米〕}ノ營養補給食トシテ御恵与被下

度、以テ魚獲ノ權ヲ御許可下サル様何分ノ御尽力ト御高配ヲ賜ハリ度ク、茲ニ御理解ト御慈愛深キ厚生大臣閣下ニ、吾々ノ衷情ヲ遡ヘル次第デアリマス

因ニ朝鮮ノ小鹿島療養所ニテハ、既ニ漁業並ニ海藻採取ニ従事シ、近クハ香川県大島青松園ニテモ、昨年八月ヨリ漁業ノ認可ヲ得、入園者一同大満悦トノ由デアリマス

吾々モ茲ニ厚生大臣閣下ノ御庇護ノ下、コノ魚貝ヲ採取シ以テ營養^{〔米〕}ヲ補給シ、吾等ニ与ヘラレタル天与ノ使命達成ノ為メ、益々明朗ニ凡ユル面ニ満全ノ努力ヲ傾注シ、以テ国恵ノ万分ノ一二モ酬ヒムモノト衷心ヨリ念願シテ止ミマセヌ

茲ニ閣下ノ御英断ニ依ル御高配ヲ心ヨリ念願致シ、敢テ請願申上マス
恐惶謹言

右国立療養所

長島愛生園入園者一同

代表者 栗下信策

起案昭和二十二年三月三十一日

園長[㊟] 庶務課長[㊟] 主任[㊟]

園長

厚生省医務局中国出張所長宛

請願書推達方の件

本園入園者代表栗下信策より別紙の通り請願書進達方願出がありましたので送付する

療第七二号

昭和二十二年四月三十日

写

医務局中国出張所長殿

漁獲権許可に関する件

四月十一日厚医中発第二七九号で照会があつた標記の件は、長島愛生園長より岡山県知事宛許可申請書を提出せしめ、貴官に於いても極力援助されたい

追つて本件に関し農林省水産局漁政課に照会したところ、県経済部水産課に於て取扱つている旨回答があつた

なお海水中に於いては、癩菌は増殖しないという学術業績があるから、海水を介しての伝染はないものと認められるので、この点留意の上幹旋願いた

厚医中発第五三一号

昭和二十二年五月二十九日

写

厚生省医務局中国出張所長印

国立療養所長島愛生園長殿

漁獲権許可申請に関する件

さきに医務局長宛標記の件に関し上申してあつた処、今般別紙の通り回答指示があつたので岡山県と接衝し、又地元漁業組合ともよく連絡する等本件については遺漏のないやう善処されたい

一一一 釣船に関する覚書

(愛生園蔵「釣船に関する覚書」昭和33年)

釣船に関する覚書

昭和三十三年十月一日

裳掛漁業協同組合

組合長理事

横山祐永印

国立療養所長島愛生園長

高島重孝印

右両者間に於て左記条項を遵守する事を約し、若し尠隻たりとも違反者ありたる時は、期間中と云えども本覚書は無効とすると共に、双方協議の上全船を禁止するは勿論、追徴金を課し、又は漁業権侵害の措置を取る事を得るものとす。

一、期間は契約日より壹ヶ年とす。

一、隻数は一日十隻以内とす。

一、番号明記の標示をする事。

一、釣具は一本釣のみとし日の出より日没迄とす。

一、場所に付ては別添図面のとおり畑が尻壺網以東古波止壺網迄とし、満潮時一〇〇米以内とす。

一、壺網及びかき棚への添釣、大蛸釣はせぬ事。

右期間中の遊漁の謝礼として一金壹万円也を裳掛漁業協同組合へ前納するものとす。

一、本契約は期限満了後双方協議の上更新する事ができる。

以上

〔別添図面略〕

一三三 ララ物質感謝の言葉

（楓編集委員会蔵『楓』第四巻第六号 昭和25年）

ララ物資感謝の言葉

中天に赫々と輝く博愛の聖火。永遠の至福を象る自由の女神。世界人類の同調とその平和のために戦う国。常に天の座に満つ栄光を讃え、敬虔にして善良なるその国の市民より、我々はこの地上に於ける最も純粹なる愛の表現を教えられ

た。ララ中央委員代表カール・デイ・クリーテ氏、フェルシカー氏を迎えて催されたララ物資受配感謝祭に因みて、以下に誌友の言葉を編む。

竹村栄一

橘美代志

天羽龍馬

神路美津世

相良あや子

竹村栄一

私達の園内に四季を通じてアメリカン・スタイル、又そうした色彩が目立って増えて来た。それは遠く海を隔てたアメリカの人々から贈られた品々を、それぐ身に合う様に改造して纏っているからである。そうした明るい色彩から受ける感覚から、園内の空気も一層明るさを増した様に思えるのである。

“ララ物資来たる”此の報一度園内に伝るや入園者等しく歓喜し、そして今日まで幾回か行われた物資配給の光景を思い浮べるのである。それは私達が百貨店にでも足を踏み入れたが如き感を抱かせる程豪華なものであった。食料品に於て

はミルク、砂糖、其他ありとあらゆる缶詰類の山、衣料にしても新品まがうかたなきオーバーや背広、シャツ、ズボン、ハンカチ、靴下の類に至るまで、あれも欲しいこれも欲しい、欲しいものばかりの品々が、職員入園者に抽籤に依つて公平に分配されたのである。又そうした機会に恵まれなかった人達もそうした光景を伝え聴いて心待ちに其の日を迎えるのである。

私達は今日まで幾回かこうした喜びを味い、そうした数々の贈物に遠くアメリカの人々の体臭に触れ、そして未だ見ぬ異国の人の情にほのぐとした暖かさを覚え其の度に感謝をして来たのである。今度園をあげて「ララ物資感謝記念祭」が催される事になったのも、そうした私達の喜びと感謝の氣持の現れであつて、此のさゝやかな催しを通じて遠くアメリカの人々に伝えられん事を念願し、更に私達自身此の物資に依つて、私達の生活が如何に潤いあるものになったか、と云う事に就て認識を新にする上に於て最も有意義な行事であると考えらるものである。

ララ物資、それはLARA、アジア救済公認団体で十二の宗教団体がこれに加盟し、いずれも高遠なる宗教理念に基いて広く呼びかけられ集められた多くの物資が、日本や朝鮮に

向けて発送されて居ると聴く、終戦後五カ年を経た今日に於てはあらゆる面に著しく進歩し復興して来たが、そうした蔭にこうした過去の感情や怨讐を超えて贈られた慈愛の品々が、どれだけ大きな力となり励ましになったかと云う事も忘れてはならない。長期に亘る戦争の為に国内は疲弊し尽し、人間社会に欠ぐべからざる衣食住に於ては、お互の明日の生命すらもおびやかされて居た程貧困を極めて居たのである。

そうした塗炭の苦しみの中にあつても私達同胞は、焼土と化した被災地の復興に、再建日本にと努力したのであるが、その熱烈な意欲を盛りあがらせたのも膨大な愛の物資の力によるものと云わねばならない。又悲惨な戦争に親を亡くし兄弟を失つた幼い児、所謂戦災孤児浮浪児等にさしのべられた慈愛の手に依つて、彼等も救われ育くまれているのである。社会から忘れられ勝ちであつた私達の上にも、慈愛の手がのばされ、以来私達の生活にも一大転換をもたらし、今日の如く明るい生活を営める様になったと云つても過言ではないと思う。其の当時の入所者の生活と云えば逼迫した食料事情、長期に亘つて支給されて居らない衣料は底をつき、それに私達は病と云う最大の苦悩を抱いて、其の日の生活と深刻に闘つて居たのである。「衣食足つて礼節を知る」かつての社会

がそうであった如く、私達に於ても日毎に荒みゆく感情を如何ともなし難く、唯自己の事のみ汲々として暮して居たのである。併し現在に於ては、こうした事も過去の一つの語り草でしかなくなつた程改善されて来た事は、私達入所者にとつてこれ程喜しい事はないのである。

私達が社会の人々から忘れ去られたら、それはどんなに哀しい事であり淋しい事であろう国立療養所であり国家が私達の生活を保障するとは云え、現在の段階に於ては、そのみに依つては私達の目指す療養所は建設出来得ないし、明るい生活を営む事も出来得ないのである。やはり一般社会の人々の愛情と理解によらなければ到底望み得ないのである。そうした事は過去の療養所、現在の生活とを比較すれば明確な事である。私達は社会の人々から忘れられて居らないと云う事と、暖かい慈愛の手に守られて居ると云う事を意識する時、しみぐくと自らが幸福感を味い、そうした処から一層の明るい生活が営み得られるものと固く信ずるものである。

今度「ララ物資感謝記念祭」の催されるに当り、私達は衷心より感謝を捧げると共に、再度私達の立場に認識を新たに、社会の人々から忘れられない為にも、又そうした人々の有形無形の恩恵に対し、ひたすら良き療養人とならん事に

最大の努力を払う事こそ、私達の応える唯一の途であると思ふのである。

一三三 盲人会からの要望

(光明自治会蔵「参考資料」昭和53年 原本横書)

昭和五三年五月一〇日

事務部長 川手幸夫殿

盲人会長 杉本良二

三役会議出席を前にしてのお願いを申し上げます
冠省 先生には常日頃より私達盲人に対しまして、特に深い御理解と暖かい御配慮を賜わっておりますことを感謝致します。

扱て聞くところに依れば来る五月一六日静岡市に於いて三役会議が行なわれるとのことで、会議を控え出席の準備等毎日御多忙の中とは存じ、誠に恐縮とは存じますが私達永年の念願であります全盲連既決五項目並に当盲人会独自の二項目に就きまして、御理解頂き度く貴重な時間を割いて是非面談のひと時を持って下さるようお願い致します

記

一、盲人教養文化費を大幅に増額して下さい

- イ、視力障害者用受信機一人一台貸与
- ロ、テープレコーダー一人一台貸与
- ハ、トランジスタラジオの全面更新
- ニ、維持費（電池代、テープ代、修理代等）の予算大幅増額
- 私共盲人にとってただ一つ残された聴覚で社会状況を認識し、文化娯楽を吸収できるように御尽力下さい
- 二、盲導索設備費を大幅に増額して下さい
- 私共盲人の安全歩行に欠かせない設備に必要な予算を増やして下さい
- 三、看護助手及び代替要員（年休、週休、病休等）の増員をはかって下さい
- 私達の日常生活を支えて戴く看護助手さんの（年休、週休、病休等）に依る手不足から来るしわ寄せを解消して下さい
- 四、国民年金（拠出制障害年金、障害福祉年金）に特別級を新設して下さい
- 他人の介助なくて一日たりとも暮らせない盲人は、友人、知人に頼るほかに当然そこに謝礼等の形で代償が必要になります
- 五、失明重複障害加算金制度を実現下さい
- 失明、知覚障害麻痺、重度障害機能等を併せ持つ私達は、衣服の損傷、日用品の多量使用に出費もかさみ、特に物価高に悩まされています、是非この制度確立をお願いします
- 当盲人会独自のお願いについて
- 一、盲老人対策について
- 老人対策は社会的にも色々問題を投げかけていますが、私達のように二重、三重の障害を持つ盲老人は病棟に準じた設備を整備の上、手厚い看護をして戴けるよう、それ迄の間暫定措置として六五才以上の者は無条件で特重にランクし、症状に応じた看護を受けられるようお願い致します
- 二、病棟における看護助手の充増員について
- 病棟入室者の場合全患協が打出している入室者五名に看護助手一名では充分な看護が受けられないので、その上に盲人重症者は一名に対し看護助手一名とし、充実した介助を受けられるようにして下さい

以上

一二四 バスレクの実施

(光明園蔵「患者バスレク綴No.1」昭和60年 原本一部横書)

〔欄外〕

一八日 昼、夕、定放 自治会生活委員会より

春のバスレクに付いてお知らせ致します

来たる四月二十三、四日にかけて、出雲大社と玉造温泉へ一

泊二日の日程にてバスレクを実施致します

出発は四月二三日(火) 午前七時、虫明発八時三十分、岡山

―久世―四十曲峠―米子(昼)―三保の関神社―松江―午後

四時に玉造温泉到着、一泊します

二十四日は午前八時ホテル出発―畑薬師―出雲大社(昼)

―松江―白鳥海岸―米子―四十曲峠―久世―岡山―午後七時

三十分虫明着となっております。次に旅行代金は一万五千八

百円ですが、千円程度安くなると思います。

尚、三千円は代金の内申込金(代金の内金)、申し込みと同

時に支払って下さい。尚、出発七日前以後に中止の場合は、

申込金三千円は取消料として徴収され、返金されませんから

この点十分にお含みをき下さい。

次に申込人員が三十人に満たない場合は、中止するか又は料

金の割増しにて実施するかのどちらかになります。尚又、申

込人員の都合にて二便になる事が有ると思いますが、その時

は申込者によってご相談したいと思います。尚、くわしい事は福祉室窓口にパンフレットを置いておきますから、それを読んで下さい。申し込みはそのパンフレットの一番下に申込書が有りますから、それに書きこんでお申し込み下さい。尚、ご申込は本日から十一日夕方迄にして下さい。

尚又、鳴門方面へのバスレクは後日お知らせ致します。

起案昭和六〇年四月一五日

園長^印 副園長 事務部長^印 看護部長^印 課長^印 室長^印

班長 係長^印 主任 係^印

春季バスレク実施について(伺)

標記について自治会より申し出がありましたので、下記の予定で実施してよろしいか。

記

一、行先 出雲大社、玉造温泉方面

二、日時 四月二三日(火) 〳 四月二四日(水) 一泊二日

七時木尾発、帰園一九時三〇分頃

三、参加人員 別紙名簿のとおり 四四名

四、交通機関 両備バス株式会社 大型バス一台貸切

五、宿泊先 玉造温泉^{鳴神} 別館^亭

電話〇八五二六―二―一三三十一
〇二二一

六、経費 参加者自己負担

七、添乗員 福祉室^{田中}一名、看護婦^{久永}一名

昭和六〇年四月一五日

健康管理室 金先生殿

福祉室医事係^印

出雲方面春季バスレク参加に伴う

健康診断について（お願い）

標記について下記の者にかゝる健康診断をお願いします。

記

一、日時 四月二三日～四月二四日（一泊二日）

二、行先 出雲大社、玉造温泉方面

三、参加者 別紙

別紙申込者四六名に対し健診の結果、短期間の旅行（数日間）には支障ないものと認められます。

六〇、四、一九 健康管理室

金 宅林^印

一二五 入所者の海外旅行

（光明園蔵「入園者旅行計画書計算書綴」平成元年 原本横書）

外出届

下記五名、日本キリスト教団神戸、御影教会のイスラエルツ
アーに参加しますので、外出いたします。

津□久□ 水仙一〇八（朝食角パン）

畑□三□ 那智四号

遠□あ□子 ”

梅□□夫 ひまわり五号

梅□や□子 ”

期間 二月一五日（水）～二月二五日（土）

行先 ローマ、イスラエル

日程 別紙の通り

一九八九年二月八日

なお食事は二月一五日夜より二五日夜まで切りにしてくだ
さい。二六日（日）朝よりおねがいます。

（帰園次第電話します）

園長^印 事務部長^印 庶務会計課長^印 室長^印 班長^印

係長^印 主任

外出許可証及び無菌証明書の交付申請書

平成元年二月八日

氏名 遠□□子

大正十一年一月五日生

国立療養所邑久光明園長殿

日本キリスト教団主催のイスラエル旅行のため、外出許可証及び無菌証明書各一通交付を申請いたします。

記

一、期間 平成元年二月一五日から

平成元年三月一五日まで

二、訪問地 エルサレム

証明書

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三

氏名 遠□□子

生年月日 大正十一年一月五日

上記の者、本園においてハンセン病療養中であるが、他への感染のおそれない。

以上のとおり証明する。

平成元年二月一三日

岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三

国立療養所邑久光明園長 印

外出許可証

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三

氏名 遠□□子

生年月日 大正十一年一月五日

上記の者は、イスラエル旅行のため平成元年二月一日より平成元年三月一五日までの期間外出することを許可する。

平成元年二月一三日

岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三

国立療養所邑久光明園長 印

一二六 夫婦舎入舎規定

(愛生自治会蔵「諸規定綴」昭和43年 原本横書)

軽症夫婦舎入舎取扱い規定

昭和四三年一月二〇日議決

第一条 入舎の資格

軽症夫婦舎の入舎資格は軽症夫婦者(片方不自由者の場合も含む)とする。

但し不自由者夫婦で入居を希望する者は、それぞれの不自由度が一〇一点以下の者も入舎することができる。

第二条 入舎

一、軽症夫婦舎への入舎は、結婚順とし、結婚時に於て軽症夫婦舎空室のうち、希望する舎に入舎できるものとする。入舎は届出の日から三〇日以内とする。

二、入舎保留者は、保留解除を申出してから一五日後の空室のうち希望する舎に入舎できるものとする。

三、前一、二項とも、三〇日を経過しても舎が決定しない時は、空室順位により入舎するものとする。

第三条 転舎

一、軽症夫婦舎に入居中の者で、転舎を希望する者は、執行委員会の承認をえて空室になった日から九〇日以上経過した、希望する舎に転舎できるものとし、入舎は三〇日以内とする。

但し交換による転舎は認めない。

二、行政措置による転舎はこの限りでない。

第四条 退舎

軽症夫婦舎入居中の者で、死亡その他の事由により、夫婦としての条件が欠けた時は一ヶ年以内に転、退舎しな

ければならない。

附則

一、空室の決定日は第三条、第四条、の規定により退舎した日とする。

二、入舎、転舎で複数以上が同時に申し出の場合は、抽せんで決定する。

三、軽症夫婦舎で一棟が空室となった場合軽症独身舎に居住様式を変更することができる。

四、本規定は十坪住宅借用権利者を除く。

五、従来の軽症夫婦舎入舎取り扱い規定は廃棄する。

昭和四三年一月一日改正施行

一二七 私設風呂場管理細則

(愛生自治会蔵「諸規定綴」昭和43年 原本横書)

入所者私設風呂場管理細則(案)

第一条(目的)

この細則は国立療養所長島愛生園入所者で私設風呂場設置を対象とする管理細則を定め園内秩序の維持を図ることを目的とする。

二、園内で私設風呂場を設置しようとするものは、附属建

物管理規程によるほか、この細則を忠実に遵守しなければならない。

第二条（管 理）

私設風呂場の管理は、その建物に居住するもの（以下使用者という）が、この細則に定められた各条項に従い、これを行うものとする。

第三条（申請手続）

使用者が個人の用に供するため、私設風呂場を設置しようとするときは、必要事項につき医師の証明書を求め、これを添付の上附属建物管理規程による申請手続きをとらなければならない。

第四条（設備構造）

私設風呂場設置を許可されたものは、「邑久町火災予防条例（第三条外）」に定められた基準及び、次の事項を守らなければならない。

- 二、私設風呂場は、使用者が居住する建物（国有財産）内に設けてはならない。
- 三、私設風呂場は、園から許可された附属建物又は、独立小屋内に設けなければならない。
- 四、風呂場内部は、すべて防火構造（ラスモルタル塗り又

はタイル貼り）としなければならない。

- 五、たき口周囲の構造は特に留意し、その燃料とする薪、油ガスの如何にかゝわらず燃焼器具は規格品を使用し、その据付と設置構造に注意しなければならない。尚たき口場には軽便消化器を据付けなければならない。

第五条（定期検査）

私設風呂場管理者（施設側）は六カ月毎に一回防火設備の検査を行い、火災予防上危険と認められる器具及び設備については、更新、若くは改修せしむるものとする。

第六条（失火の責任）

私設風呂場使用者が誤って火災を起した場合はその責に任ずるものとする。

第七条（使用上の遵守義務）

私設風呂の使用回数は週三回以内とし、節水に努めなければならない。

- 二、夏季又はその他の事情に於ける給水事情の悪化等による使用禁止、又は回数制限を命ぜられたときは、これを忠実に守らなければならない。
- 三、私設風呂使用者は常に火災予防に注意し、すくなくとも強風、又は異常乾燥、その他危険と認められたとき

は使用してはならない。
四、園内園木を伐採して燃料としてはならない。

第八条（違反の防止）

私設風呂場の設置が許可された場合、工事の施工に当り本細則で定められた条項に反した場合は、工事途上と言えども工事の中止を命ずることができる。

二、第三条、第四条、第五条、第七条の違反事実を指摘されると共に、再度にわたる注意勧告にも応じない場合は違反者の氏名を所内放送すると共に、自治会執行機関立合の上強制撤去を行うことができる。

第九条（附 則）

既に私設風呂を取設している者にあつては、本細則施行後一〇日までに附属建物管理規程による設置申請書を提出し、許可証の交付を受けなければ使用出来ないものとする。

本細則は昭和四三年 月 日より施行する。

2 療養所内の組織と規約

一一八 愛生園入園者互助規定

（愛生自治会蔵「参考書綴」昭和29年カ）

第一条 入園者互助規定

敬和会々員にして作業能力を有せざる左の者に対しては、相互扶助の精神に基き互助金及び慰問品を給与する。

重病室入室者、不自由者、不自由者待遇者、就学児童、未就学児童、作業不能者

一、作業不能者にありては医務課長の診断に依る

二、作業不能者には慰問品は給与せず

第二条 互助金の財源は特別慰安金其他の国庫よりの指定補助金及び慰安会益金を以て之に充てる

第三条 互助金は左の基準に依り給与する

前条に該当する者に対しては月額参百七拾円を給与する、但し一般健康舎よりの入室者にして十六日以上の場合全額を、十五日未満の場合は半額百八拾五円を給与する

第四条 互助金は左の事実に基づき申請し給与する

- 一、入室者及び作業不能者にありては毎月末の事実に基づき申請し、翌月十五日までに給与する
- 二、不自由者、同待遇者、就学児童、未就学児童にありては前月末の事実に基づき申請し、其の月の十五日までに給与する

第五条 互助金給与者にして特看作業賃を受ける場合は、作業日数一日に付き九円を翌月の互助金より控除給与する、但し専任月給を受ける者が入室したる場合は互助金は給与せず。

一二九 光明園慰安会寄附行為

(光明自治会蔵「創立五十周年記念行事関係書類綴」昭和36年)

財団法人邑久光明園慰安会寄附行為

第一章 名称

第一条 本会は財団法人邑久光明園慰安会と称する

第二章 目的及事業

第二条 本会は国立療養所邑久光明園（以下単に邑久光明園という）入園者の福祉の増進並に共済を図るを以て目的とする

第三条 本会は前条の目的を達成する為左の事業を行う

- 一、要救済者の救済扶助
- 二、慰安娯楽に関する施設及事業
- 三、宗教の普及及学芸の奨励
- 四、各種産業の経営
- 五、其の他本会の目的達成上必要と認める事項

第三章 事務所

第四条 本会は事務所を岡山県邑久郡邑久町虫明、六、二五三番地国立療養所邑久光明園内に置く。尚理事会の議決及び評議員会の承認を得て必要な処に従たる事務所を設置することが出来る

第四章 資産及会計

第五条 本会の資産は左の各号より成る

- 一、補助金及助成金
- 二、篤志家の寄附金品
- 三、事業より生ずる収入
- 四、基本財産より生ずる収入
- 五、雑収入
- 六、光明園慰安会より継承したる財産

第六条 理事会の議決を経て評議員会の承認を得るに非ざれば、前条の資産中より基本財産の設定及之の処分をなす

ことが出来ない

第七条 本会の資産は郵便官署又は確実なる銀行に預入れ、又は国債証券其の他確実なる有価証券を買入れ之を保管するものとする

第八条 本会の経費は資産を以て之に充てる

第九条 本会の予算は年度開始前に理事会の議決を経て之を定め、決算は年度終了後二ヶ月以内に其の年度末財産目録と共に監事の監査を経て理事会の議決を得、且つ評議員会の承認を得なければならない

第十条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第五章 役員

第十一条 本会に左の役員を置く

会長	一名
常務理事	一名
理事	五名
監事	三名（職員側二名、患者側一名）
評議員	一三名（職員側七名、患者側六名）

第十二条 会長は邑久光明園長の職に在る者を以て之に充てる

会長は会務を統轄し本会を代表する

第十三条 常務理事は邑久光明園庶務課長の職に在る者を以て之に充てる。会長事故あるときは常務理事其の職務を代理する

第十四条 理事は邑久光明園に於ける園長、庶務課長及医務課長の職に在るもの及評議員会の推薦により会長が委嘱する

理事は一切の会務を処理する

第十五条 監事は理事会の議決により会長之を委嘱する
監事は会務執行の状況及び会計内容について監査するものとする

第十六条 評議員は邑久光明園職員及入園者中より理事会の議決を得て会長之を委嘱する
評議員は会長の諮問に答申し重要事項を審議し意見を具

申する

第十七条 本会の会務執行の為必要な書記若干名を置き会長之を命免する、書記は会長の命を承け庶務会計に従事する

第十八条 本会に顧問若干名を置くことが出来る
顧問は本会に密接なる関係あるもの、中より会長之を推

載する

顧問は会長の諮問に応ずる

第十九条 官職に在るの故を以て役員たる者を除き役員の任

期は総て二年とす、但し再任を妨げない

補欠に依り就任したる役員の任期は前任者の残任期間とする

第六章 会議

第二十条 理事会は会長之を招集する

第二十一条 評議員会は評議員会議長之を招集する

第二十二条 理事会の議長は会長之に当る

第二十三条 評議員会の議長及び副議長は職員側評議員中よ

りその互選により選出する

第二十四条 副議長は議長事故あるときにその職務を代理す

る

第二十五条 理事会又は評議員会は理事又は評議員の三分の

二以上出席しなければ開会することが出来ない

第二十六条 会議の議事は出席役員の過半数の同意を以て之

を決する

可否同数のときは議長が之を決する

第二十七条 已むを得ない事由の為会議に出席出来ない役員

は、予め通知された事項についてのみ書面を以て表決を

なし又は代理人に委任することが出来る、この場合は出

席したものと見做す

第二十八条 会長は簡易なこと又は急施を要する事項につい

ては、書面を以て賛否を求め会議に換へることが出来る

第二十九条 理事会に於て議決すべき事項は左の通りとする

一、寄附行為を変更すること

二、才入才出予算を定めること

三、評議員会に提出すべき議案の作成に関する事項

四、事業計画並に其の遂行に関する事項

五、其の他会長に於て必要と認めたる事項

第三十条 評議員会の職務権限は左の通りとする

一、寄附行為変更についての承認

二、才入才出予算並に決算の承認

三、事業計画の承認

四、其の他会長に於て必要と認めたる事項の承認

第三十一条 本寄附行為は理事の三分の二以上の同意を経て

主務官庁の許可を受けなければ之を変更することが出来

ない

第三十二条 本会の会務執行に關し必要なる細則は理事会の議決並びに評議員会の承認を得て別に之を定める

第三節 入所者作業

1 愛生園での作業と切替

一三〇 最初の作業返還

(愛生図書室蔵『昭和二十九年年報』昭和30年刊)

〔前略〕

七、作業

癩療養所の患者作業は、元來慰安の趣旨を以つて始められたものであるが、その作業が単に患者の慰安であるだけでなく、その治療上の効果を促進し、經濟生活の潤沢を招来する等、患者福祉の増進上裨益する所が尠くない。殊に、農耕牧畜等の各種の生産的作業では格段の發展を遂げた。昭和九年竣工した納骨堂、昭和十年竣工した御恵みの鐘樓、昭和十二年竣工した恩賜寮、昭和十八年竣工の御歌碑、相愛溜池工事、昭和十九年末竣工した恩賜記念館(癩参考館)などの如きは、全入園者の手によつて完成したものであつて、本園の誇りとするものである。

近時患者の作業に対する觀念が變つて來ている。此の現われとして昨年らい予防法の改正に伴つて患者作業制度を改正

され、漸次職員の手に移管される事となつて、其の一段階として看護、給食、洗濯の各作業を移管することになり、本園では、年度当初に給食、洗濯を、又六月中旬より看護の一部（第三病棟）を職員の手に移し順調に現在に至つてゐる。

〔後略〕

一三一 所内作業制度の改正

（愛生編集部蔵「長島つうしん」No.13 昭和35年）

所内作業制度の改正に思う

業務委員 塩沢広照

転換期に來た療養所・曲り角に來た療養所と数年前から云々された八氏病療養所にも、愈々それを具体的に実現すべき新年度を迎えようとしている。其の中の一つに昨今、全国八氏病療養所共通の問題であり、早急に改革を迫られている、作業制度の抜本的改正である。これは単に国民年金が支給されるようになったから仕方なく行うのではなく、八氏病療養所が従来の収容所から、病気を治癒する病院化^{〔ハ〕}えと、大きく転換しつゝある時で患者自身が前途の光明から将来に処する自覚と、過去の反省の現れとなつてきたものであろう。又一つには厚生省と施設側が患者を、人間復活可能ありとして

除々に認めるようになったからでもある。この新条件の考慮のもとに作業システムの改正を実施しなくては意味がないと思う。問題点を一、二書いて見ると、

一、医局の健康管理の充分行き届いた無理のない作業形態であること。

今日までは手や足をすりへらしてまで健康上不適當な作業を行なつて來たことは、経済的の理由が主であつたと思うが、今後は病気を治すことを先ず重点にしなくてはいけないと思ふし、其れには賃金の面も考慮した適度の作業を行なつてもらうことが望ましい。それには云うまでもなく医局の健康に對する管理と指導が是非必要である。

一、軽快者の社会復帰を助長する作業（一般社会人と同様の労働時間）と長期療養者の作業と賃金について。

この点は施設側も真剣に取組んでいる。労働に応じた賃金（衣食住費を差し引いたもの）と云うことも考へてゐるようである。一日作業と半日作業の二本立、賃金もそれに応じた労賃と云うことになると思う。社会復帰^{〔ハ〕}えの自信とそれに伴う経済面の裏付けの途を拓いてやるべきであるし、しばしば云々された惰民生活からの脱皮にもなると思う。

一、作業能率の向上を如何にすべきであるか。

現状の制度に於いては、大部分の作業が、時間さえ過ぎればよいという考えは動作に現れ、低賃金であるという主張と相まって、就業時間を短縮しており、作業能率の低下を来している。これは相互に会員に迷惑であり、日常生活に損をしているのである。そのためには能率給や、作業の割つけ制度も必要である。

作業賃の増額要求は当然必要であり、ひいては厚生省をも動かすことにもなると思うものである。執行委員会は資本家でないということであり、常に会員の幸福を中広く求めるように努力すべき責任を果せられています。改正によってマサツを生んだり、エゴイストの会員をつくることを決して望んでおりません。

それにはより多くの会員の意見を卒直に取入れ、反映さすよう努力致したいと思えます。

最後に八氏病療養所の再編成の時期であり、厚生省が今後どのような方針で施設長に運営さすかということを充分察知すると共に、自治会としても如何なるときでも、本省の運（動）きに対処していくだけの心構えと努力を忘れてはならないと思えます。

一三二 作業賃の増額と職員増員

（愛生園蔵「患者要望事項綴」昭和38年 原本横書）

〔欄外〕 園長[㊟] 事務部長[㊟] 課長[㊟] 主任[㊟] 係[㊟]」

敬発第五六号

昭和三八年二月一三日

長島愛生園々長

高島重孝 殿

長島愛生園患者代表

下川 亘[㊟]

申入書の取継ぎについて

日本共産党愛生総細胞から別紙「作業賃の増額と職員増員について」の申入書が来しましたのでお取継ぎいたします。

以上

一九六三年二月一七日

長島愛生園々長

高島重孝 殿

日本共産党愛生総細胞

森田竹次[㊟]

申入書

作業賃の増額と職員増員について

一、現在の作業賃は、作業従事者の意欲を喪失させるものではない程、低額であります。

二、療養所の運営上から見てもこのまゝで行けば、療養所内を荒廃させるものであります。

三、附添作業は低額であるために、現在二重作業によって、やつと切り抜けていますが、そのしわ寄せは不自由者の附添作業内容の低下となっておゝいかぶさっています。

この事は早急に行きづまる危険を持っている事を警告しておきます。

以上のことを充分検討され、作業従事者の意欲を呼びさまし、運営に支障のない程度の作業賃を支給されるよう要求します。また患者の老令化、身障者の累積、社会復帰者と長期帰省者の増加による作業従事者の人員の絶対的減少を充分補ぎなえるよう職員の増員を要求します。

以上

一三三 看護職員切替実施の要求〔抄〕

(愛生園蔵「作業放棄関係」昭和39年)

六月五日から九日までの五日間、不自由者附添作業放棄する

実力行使があつたが、これについての患者の動き、及び施設のとつた処置は下記のとおりである。

記

六月二日(火)

一、午後三時頃、患者代表下川亘他約一〇名が本館前に来て、園長に別紙第一号の通告書を提出した。

二、通告書を受けて、園長室で作業放棄した場合の対策について協議した。

出席者 園長 事務部長 医務部長

総婦長 庶務課長 会計課長 医事主任

三、地方医務局に対し、通告書の提出のあつた等、患者の動きについて、局長・吉峰課長に報告した。

六月三日(水)

一、午後一時三〇分から管理会議を開き、園長から附添作業放棄のことについて説明、対策委員会を設置した。

(構成員は管理会議のメンバー)

六月五日

一、五日昼食後から不自由者付添作業を放棄する旨、別紙第二号による通告書と、賃金予算獲得を要請する別紙第三号による要請を提出に来た。

二、午後一時から五時まで、別紙第四号の要望項目について懇談した。議事記録別紙第五号のとおり。

三、午後三時半から一二名の臨時附添人夫を傭入れ、各療舎に配置した。(不馴のため多少不満の声が出た)

四、午後四時から五時まで園長室において臨時附添人夫の人数等について検討、その結果、二〇名に増員することに決定。

出席者 園長 事務部長 医務部長 総婦長

庶務課長 会計課長 医事主任 小野田係長

難波技官

五、午後九時から臨時附添人夫増員と六日一〇時から自由者との懇談会に出席を要求して、本館玄関前に自由者が三〇名位い座り込んだが、さきの二項目(附添人夫を三〇名に増員すること、一〇時に懇談会に出席すること)を文書で回答したので、午前一時三〇分解散した。

なお、この特別紙第五号の要求書を提出した。

六、午後一時三〇分、伊東氏に連絡し、人夫三〇名明朝から傭入れることのあつせん方を依頼し、傭入れの確約を得た。

六月六日

一、午前一〇時から一二時三〇分まで、ライトハウスで不自由者の懇談会に出席。

但し、実際は懇談会ではなく、不自由者看護職員切替完全実施要求の総けつ起大会で、別紙第六号の要求書が出され、明七日午後四時までに文書をもって回答することを要求して来た。

なお、この席で成田喜三郎と堀口登の両氏がハンストに入った事を知らされた。

ハンストの通告は別紙第七号のとおり、

出席者 園長 事務部長 医務部長 庶務課長

会計課長 庶務主任 医事主任

二、ハンストをしている両名については、園長・医務部長が説得し、中止させることができた。

ハンストを解いたことの文書、別紙第八号のとおり

三、事務部長室に対策本部を設置。

四、午後四時頃、第二次実力行使としてさらに二〇名、計

五〇名の附添作業を放棄する旨、通告してきた。
通告書別紙第九号のとおり

六月七日

一、第二次の実力行使に対処するため、午前九時から二時三〇分まで対策委員会を開き、対策を協議すると共に、不自由者から提出のあつた要求事項の回答について検討し、回答書を作成した。

二、回答書を午後四時分館を通じ、不自由者の代表有本安夫に手渡した。(別紙第九号のとおり)

三、午後六時四五分頃、「不自由者看護職員切替完全実施せよ、園長即時上京せよ」の旗を立て、約八〇名位いが本館前に座り込んだ。不穏な空気になって来たので、牛窓警察署に連絡すると共に、警戒のため島内居住の男子職員の登庁を指令した。

牛窓警察署からは、角本警部補他二名が来所し、午後八時から午後一二時まで警戒に当つた。

座り込みに対しては、園長から「直ちに上京するから解散する様に」との説得がなされ、患者もこれを諒として引き揚げた。

園長午後一時五二分発列車で上京。

なお、上京されるについて大村議長より闘争に参加している代表者が弾圧される事態に至つた場合はこれを保護してほしい、又、他の患者から作業賃金の増額に

についても努力してほしい旨の要求があつた。

四、地方医務局宛(当直者平田事務官)に八日朝から第二次実力行使に入る旨を報告した。

五、午後五時三〇分頃、地方医務局岡崎事務官が附添作業放棄の状況調査のため来園した。その時提出した調書は別紙第一〇号のとおりである。

六月八日

一、朝食前から五〇名が附添作業を放棄するの第二次実力行使に出た。

二、午後一時から闘争本部の大臣交渉を支援する目的をもって午後七時四〇分まで約八〇名が本館前に座り込んだ。一部闘争歌を合唱し、気えんを上げていた。

三、本館前から引き揚げた患者は、午後八時から一〇時までで礼拝堂に約三〇名が座り込んだ。

一〇時以後は不自由者が一〇名位い礼拝堂に就寝した。四、牛窓署柴田巡查、虫明駐在所森国巡查の両氏が対策本部に詰め、状況を観察した。

事務部長、医務部長、庶務課長、会計課長、医事主任、本部に待機。

六月九日

- 一、昨日同様、五〇名作業放棄。
- 二、午前九時から午後五時まで三〇名く八〇名が礼拝堂に座り込んだ。
- 三、午後三時過ぎ、本件解決のため上京中の園長から大臣交渉の経過並びに結果について、事務部長宛電話があった。(大臣からの回答は患者を満足させるに足るものであった)
- 四、事務部長から支部長下川亘宛に園長からの電話の要旨を伝へた。
要旨別紙第一一号のとおり
- 五、午後六時支部長下川亘から事務部長宛に附添作業放棄の実力行使を解き、明一〇日から平常に復することを電話で通告して来た。

六月一七日

午後一時半から管理会議を開き、園長より患者の大臣交渉の模様について報告があり、対策委員会を解散した。

〔欄外〕
 〔園長〕[㊦] 事務部長 課長[㊦] 主任[㊦] 係
 〔朱書〕
 〔第一号〕
 医務部長 総婦長

昭和三九年六月一日

長島愛生園々長

高島重孝殿

全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会

長島支部長 下川 亘[㊦]

通告書

ハンセン氏病療養所では、開設当初から重症患者の看護は総べて軽症患者に当たらせてきたのである。このことは、医学をも無視し、人命を軽視し、療養所とは名のみで治癒させることを目的としないで患者を死亡させて、ハンセン氏病をなくする、いわゆる「らい撲滅」のため行なわれてきたのである。

厚生省は、われわれの永年に亘る強い抗議と要求に応えて、昭和三五年に至って不自由者看護を職員に切り替える計画を示したのであるが、その内容は五カ年計画で二五〇名の職員を増員して、全施設の不自由者看護を職員に切り替えるというものであった。われわれはこの計画に対し、二五〇名の職員で全施設を切り替えることは不可能であるとして計画変更を申し入れてきたのであるが、厚生省はその都度「計画の変更は困難である、最終年度に於いて不足する分について調整

するから五カ年計画の最終年度まで待て」といつてわれわれの申し入れを拒否してきたのである。最終年度である現在の切り替え状況は、厚生省の基準でも全施設の四割程度であり、全施設を切り替えるためには後三五〇名く四〇〇名の職員の増員が必要であることが明かである。ここに至って、厚生省は最初の計画は誤りであったことを認めながらも、われわれに対して「五ヶ年で全施設を切り替える」と約束した責任を果そうとしないのである。あまつさえ所内に居る回復者に回復者職員という名を付けて、患者付添の延長を図ろうとしているのである。

われわれは、過去厚生省をつとめて信頼し、所内に問題を起さないよう堪え得る限り堪えてきたのであるが、人命軽視とごまかしと欺瞞に満ちた厚生省の態度に対し、強い憤りを抑えることが不可能となり、第九回支部長会議を開き、不自由者看護職員切替即時完全実施をさせるために実力行使を含めた運動方針を決定したのである。この決定は、全会員の結集した意志によって行なわれたものであり、運動は全支部、全会員団結して行なうものである。

その内容は、

六月上旬を期して、全国代表によって厚生大臣に対し抗議

すると共に、不自由者看護職員切替即時完全実施を要求する。厚生大臣の回答の如何によつては、第一次として患者が行なっている不自由者付添中、三分の一を引き上げる。第二次は付添を含む全患者作業を二日間放棄する。第三次は全作業を無期限に放棄する。

このことによつて生じた責任は総べて、厚生省と施設長に於いて負うべきものであることはいうまでもないが、いささかといえども療養生活に支障のないよう万全の措置を準備されるよう、予めその内容を通知するものである。

以上のとおり、^{〔お〕}通告する。

^{〔欄外〕}

一園長^{〔印〕} 事務部長^{〔印〕} 課長^{〔印〕} 主任^{〔印〕} 係 ^{〔朱書〕}「別紙第二号」

医務部長^{〔印〕} 総婦長^{〔印〕}

長島患発第七四号

昭和三九年六月五日

長島愛生園々長

高島重孝殿

全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会

長島支部長 下川 亘^{〔印〕}

通 告 書

下記の舎の不自由者付添業務を昭和三九年六月五日昼食後より放棄します。

記

千鳥一号く二号 駒鳥三号 中四国一号 かささぎ四号
 恩賜二号 つる一号 多磨二号 ほくじろ一号く四号
 ほくじろ五号く八号 よしきり一号く四号 うぐいす四号
 駒鳥二号 ひよどり二号く三号 かなりや三号 松本下三号
 白鳥三号 かもめ四号 うぐいす一号 せきれい一号
 せきれい三号 うずら一号 かわせみ四号 とき五号く八号
 恩賜五号 もみじ二号 かなりや一号 椅四号

以上

昭和三九年六月六日

〔朱書〕
 「第六号」

長島愛生園長

高島重孝殿

不自由者看護職員切替

完全実施要求委員会

有本安夫

要求書

一. 不自由者看護職員切替を昭和三九年度中に完全実施せよ。

二. 特重独身舎、特重夫婦舎、各ブロック三二名の看護要員を確保せよ。

三. 本省に向け、バス陳情団を出すことを要求する。

四. 地方医務局長との面談を要求する。

五. 前(一)(二)項の要求を実現するため、園長の上京を要求する。

以上五項目の回答を昭和三九年六月七日午後四時までに有本安夫まで要求する。

以上

〔朱書〕
 「第一〇号」

起案三九年六月七日

決裁三九年六月七日

園長(印) 事務部長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

医務部長(印) 会計課長(印) 総婦長

不自由者看護職員切替完全実施要求委員会の要求について

次のとおり回答してよろしいか

回答書

六月六日付をもって要求のあった五項目について、下記のとおり回答する。

記

一. 現在本省に要求中であり、今後も強い要求を続ける。
 二. 土の名〔一に同じ〕については定員が配付されているので残る十名
 については充員するよう確約する。

三. 患者の医療管理の面から、不可能であるから、要求に
 応ずることはできない。

四. 来園を要請した。

五. 附添作業拒否中であり、不在にすることは責任上好まし
 くないので、情況を見て近日中に上京する。

昭和三九年六月七日

園長

不自由者看護職員切替
 完全実施要求委員会
 有本安夫殿

三. 患者は多摩に引き揚げた。

一三四 患者作業管理運営委員会規程案

(愛生園蔵「作業関係綴」昭和39年 原本横書)

起案三九年二月一日

患者作業管理運営委員会規程について

園長(印) 事務部長(印) 庶務課長(印)

医務部長(印) 会計課長(印) 主任(印) 係(印)

総婦長(印) 各部長主任(印) (印) (印) (印)

起案理由)

従来患者自治会が管理していた患者作業管理が、昭和三九
 年四月一日から施設側へ移管になるので、その対策樹立のた
 めの委員会を別紙のとおり規程して実施の促進をはかりた
 い。

伺

患者作業管理運営委員会規程について

このことについて別紙のとおり施行してよろしいか。

患者作業管理運営委員会規程

国立療養所 長 島 愛 生 園

二. 本年度は出来る限り有利の様に取り計う。

一. 来年度以降において全面的に切替をピッチを上げて、必
 ず実施する。

〔朱書〕
 「第一二号」

六月九日上京中の高島園長からの電話要旨(午後三時受)

第一条（目的）

患者作業管理の職員切替え実施に関して、諸般の対策を樹立し、その進捗を期することを目的とする。

第二条（任務）

前条の目的を達成するため、患者作業管理運営委員会（以下委員会という）は次に掲げる事項を検討し、その結論を得ることを任務とする。

- (i) 作業従事可能人員の把握について。
- (ii) 作業部門別人員の配置について。
- (iii) 作業賃金の支給について。
- (iv) 作業部門別作業内容について。
- (v) 予算・措置について。
- (vi) その他、必要な事項。

第三条（委員長）

委員会に委員長を置く、委員長は事務部長を充てる。

第四条（委員）

委員は次の職にあるものを充てる。

- 医務部 医務部長 総婦長 塩沼医官 橋爪医官
- 第一治療棟婦長
- 事務部 庶務課長 会計課長 庶務主任 会計主任

医事主任 給食主任 施設管理主任 福祉係長

医事作業係（堂・難波）

（二丹・）

第五条（招集）

委員会は委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

第六条（庶務）

委員会の庶務は医事係が行う。

第七条（雑則）

この規程に定めるものゝほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員の意見をきいて定める。
（付則）

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

一三五 作業返還に関する覚書

（愛生園蔵「作業関係綴」昭和40年 原本横書）

覚書

長島愛生園の患者作業は、長い歴史の中において患者自治会がその運営を行なってきたが、患者作業は施設の責任で行なうべきものであることに意見の一致をみた。作業の運営を患者自治会より施設に移すに当って、次の事項を確認する。

昭和四〇年 月 日

長島愛生園々長

高島重孝

患者自治会執行委員長

加賀田一

確認事項

- 第一 長島愛生園の患者作業は患者自治会と協議の上、合意に達した制度によって運営する。
- 第二 患者作業運営は昭和四〇年一〇月一日より患者自治会より、施設管理者に移す。
- この場合の作業制度は患者自治会が施行していた制度とする。
- 第三 患者作業の運営については自治会を交渉相手とし、自治会以外の団体、個人とは交渉はもたない。
- 第四 患者作業は医療の管理を基本として行なう。
- 第五 患者作業に就業を希望する者には、定められた範囲において職種の選択の自由を与え全員を就業させる。
- 第六 作業従事者の採用については一切の差別をしてはならない。
- 第七 患者作業は作業制度に基いて患者自治会が希望者を募り、労力の提供を行なう。
- 第八 作業賃金の支給決算書を毎月自治会に通知する。
- 第九 事務補助員を採用するときは自治会に了解を得て行なう。移管に当って改正までは現在の自治会専門部長を採用する。
- 第一〇 自治会役員（執行委員）、職員（部長・補佐・タイプ・舎長・各種委員会）手当は作業賃金より支出する。
- 第一一 年度末において作業賃金の残金がたときは自治会と協議の上、使用する。
- 第一二 作業器材費は自治会と協議の上、使用する。
- 第一三 作業移管に当って作業従事者の一切の労働条件は自治会の施行したものを認め、この改善については自治会と協議の上、行なう。
- 第一四 作業従事者が作業中に災害を受けたときは、施設責任者、患者自治会がその補償について協議の上決定する。
- 第一五 作業従事者が作業場の職員への切替による解散、定員縮少（小）その他、行政上止むなく作業を転業、中止するとき、当該作業賃の一カ月分を補償する。
- 第一六 作業従事者で医療上作業に就業することができない

者には最低賃金の八割を保障する。

第一七 作業従事者は、健康管理のため定期的に健康診断を行ない、これを受けなければならない。

第一八 作業従事者は前項の診断に基く障害、級差に従った作業でなければ就業ができない。

第一九 作業場の安全性、環境衛生については施設、自治会ともに留意して改善する。

第二〇 作業従事者、作業による受益者の作業上の苦情については施設と自治会が協議の上、これを処理する。

一三六 患者作業についての問題点と改善策

(愛生園蔵「作業移管資料」昭和40年頃 原本横書)

〔欄外〕
「係長⑩ 作業⑩ ⑩」

患者作業についての問題点

国立療養所長島愛生園

一、作業従事者の作業賞与金に対する考え方について。

作業賞与金を作業の代償であるとする考えが、不自由者の福祉年金受給との関係により生活保障であるとする考えに移行しつつあるため、作業管理移管にあたり大きな支障となつている。

二、作業従事者の減少について。

患者の老齢化（愛生園の場合平均年齢五〇才）、不自由者の増加ならびに軽症患者の退園等により作業従事者は次第に減少する傾向にあるが、それと併行して作業種目を減小させることができない。これは将来職員に切替えられるべきものと思われるが、過渡期の処理が問題であろう。

三、施設管理上必要以外の作業の整理について。

園運営上必要と認められる作業以外で、患者自治会活動のための作業、または手当の性質を有するもので作業賞与金から支出しているもの等が少なくない。今後逐次改正を要すると思われるが過去の経緯により早急実現が至難である。

四、作業賞与金単価の是正について。

作業の重・軽の度合等により賃金の適正をはかる必要があるが、反面、患者全般に対する現金収入の均衡を保つこともまた無視できないため、単価の高低の差を余りつけられない。

五、不自由者の作業就労について。

不自由者（福祉年金受給者）の中には、軽作業に従事したいとの希望者が少なくないが、作業賞与金の予算配付対

象人員から除外されているため就労させることができない。労務外出等の行われぬ離島にあつては、これも相当重要な問題であり考慮を要するものと思われる。

六、災害補償について。

患者作業の性質をいかに考えるかということが問題かも知れないが、現実には作業中の事故をどう扱うかということ、充分検討されなければならないものと思われる。

今後の改善策

国立療養所長島愛生園

一、作業管理運営を施設に移管すること。

現在、患者自治会において管理運営しているのが施設の実情であるが、なるべく早く施設で運営するよう切替えるべきであろう。愛生園においても作業規程を立案し、検討しているが、以下各項のとおり改正を要するものが多数あり、早急切替は、なかなか困難である。

イ、医療管理により作業を決定すること。

作業従事者の作業種目決定にあたり医療管理を基本として作業を決定したい。ただし、医師不足の折柄相当医師の手を煩わすと思われるので、医局の積極的な協力を

得る必要がある。

ロ、作業賞与金の支給方法を改めること。

賃金の支出方法に関し、一部作業については月給制もやむを得ないが、ほとんどの作業は日給制にし、かつ、稼働日数により支給することにした。

ハ、不自由者の就労を考慮すること。

不自由者にも希望により医師の認める者に限り軽作業に就労させたいので、これに対する予算措置を講じていただければ幸いである。

二、作業種目を再検討すること。

施設運営上必要としない作業は、これを整理し、でき得れば作業種目から除外するようにしたい。

ホ、付添人員を検討すること。

付添作業人員（予算的）の減少により付添作業内容を検討し、人員整理を行なう必要がある。

ヘ、事務補助者を設置すること。

作業管理を施設において行なう場合においても、実際的には、患者を事務補助者として採用し、作業管理運営に協力させる必要があるものと思われる。

ト、兼業を廃止すること。

作業人員減少により一人の患者で二種目以上の作業に就くことがあるが、できる限り一人一種目に限定し、希望者を完全就労させるようにしたい。

ロ、ハ、ニ、ホならびに本項の如きは、あるいは愛生園の特殊事情かも知れないが、これらを解決するには、慰安金、日用品費等生活保償的^{〔障〕}な費目を充実させることが先決問題ではないかと思われる。

一三七 管理作業実態調査表

(愛生園蔵「作業関係綴」昭和43年)

管理作業実態調査表

施設名 国立療養所 長島愛生園

1. 即時切替えを要する作業

番号	職 種	人員	1ヶ月平均稼働日数	勤務区分	1人当り 単価 円	1ヶ月分 月額 円	1ヶ月分 所要額	業務内容の概要	職員 専人員	備 考
1	独身不自由者付添	48人	30.4	1日	187	5,685	272,880	不自由者独身の日常生活の介助、対象122名	31	
2	夫婦不自由者付添	11	30.4	1日	145	4,408	48,488	不自由夫婦者の日常生活の介助、対象43組	11	
3	食 事 配 達	30	30.4	1日	160	4,864	145,920	一般舎の食事配達、食缶回収 食缶406ヶ リヤカー12台	15	
4	郵 便 物 配 達	7	30.4	請負		3,780	26,460	園内全舎の郵便物新聞配達通信業務一切	2	1日実数封書60ハガキ40 3種100 新聞135部 4種26 伝票16
5	薬 剤 配 達	6	30	1日	108	3,240	19,440	薬局より搬入される散薬及び水薬を地区別に 配分し配達する、空瓶の回収も併せて行う	3	月金曜日は午前午後1日2回 火水木土曜日は午後のみ配達
6	浴 室	20	30	半日	110	3,300	66,000	浴場5ヶ所月水金男子不自由者女子浴場、火木土 男子軽症者高校生徒、蒸気の加減清掃等一切業務	2	
7	し 尿 処 理 場	2	24.7	月		4,890	9,780	し尿処理場の操作業務一切の補助	1	
8	し尿処理車補助	6	24.7	1日	130	3,211	19,266	し尿処理車による汲取作業の補助	2	
9	火 葬	2	30.4	請負		5,940	11,880	遺体の運搬、火葬、骨上清掃管理等	2	1ヶ月平均25名前後
	計	132					620,114		69	

2. 職員切替えまでに若干余ゆのある作業

番号	職 種	人員	1ヶ月平均稼働日数	勤務区分	1人当り 単価 円	1ヶ月分 月額 円	1ヶ月分 所要額	業務内容の概要	職員 専人員	備 考
1	理 髪	8	24.7日	請負	4,860	38,880	38,880	男子全員の調髪女子顔剃等の理容一切業務 (25日回転1ヶ月1回) 対象人員1,000人	4	
2	結 髪	8	30	半日	110	3,300	26,400	女子不自由者同待遇者が居住する舎又は 病室え出張し髪るとき上げ手入をする	2	
3	パ ー マ	3	30人	出来高制	148	4,440	13,320	女子軽症者のパーマセット等の業務 対象人員400名 1年3回	2	
4	畳 表 替	2	85枚	"	57	4,845	9,690	全舎の畳表替、床替、裏返し、 縁付け等一切の業務	2	月1帖分180帖 縁付3帖 半帖15帖 修理12帖
5	塵 芥	10	30	半日	110	3,300	33,000	全舎の塵芥集めと焼却等一切の業務	2	
6	配 給 調 査	4	30	"	110	3,300	13,200	毎四半期の日用品、燃料の配給、 交換返納物品の処理	2	
7	放 送	3	30	1日	112	3,360	10,080	全舎に定時放送連絡事項等の伝達	1(1)	
8	盲 人 世 話	7	30	半日	112	3,360	23,520	読書、代筆、点字図書テープ等の操作管理	2	
9	義 肢 製 補 助	1	30	"	112	3,360	3,360	身体障害者に関する義足の製作と補修作業の助手	1	
10	治 療 場 補 助	6	30	"	110	3,300	19,800	浴場外科治療の補助清掃業務5ヶ所	3	
11	ガ ー ゼ 集	4	30	"	108	3,240	12,960	1日20ヶ前後全舎並病室で使用交換の ガーゼホータイを選別場に集結する	5	1ヶ月平均320kg前後
12	ガ ー ゼ 再 生	15	30	"	103	3,090	46,350	洗濯消毒されたガーゼのシワのしと乾燥作業		
13	ガ ー ゼ 撰 別	4	30	"	112	3,360	13,440	(ホータイ320kgガーゼ323kg平均1ヶ月量) 回集 された汚れたホータイを夫々区分し絆創膏除去洗濯へ回送		
14	ホ ー タ イ 巻	12	30	"	108	3,240	38,880	洗濯消毒されたホータイを2人組にて巻取る。 医局で裁断された新しい生地を巻返も併せて行う	1	1ヶ月平均330kg前後
15	木 工	9	30	"	122	3,660	32,940	建物等の修理、補修、木製品等の新調製作一切	2	
16	金 工	3	30	"	116	3,480	10,440	雨樋、トタン等の加工、補修、鍛冶作業等 金工に関する一切の業務	1	
17	塗 工	3	30	"	116	3,480	10,440	壁、セメント等の補修等加工に関する一切の業務	1	
18	土 工	15	30	"	112	3,360	50,400	道路、広場、排水溝等の清掃、補修業務	2	
19	和 裁	8	30	"	110	3,300	26,400	病棟入室者、不自由者、独身者の寝具衣類修理	2	
20	洋 裁	6	30	"	110	3,300	19,800	病衣、寝具、生地類、カーテン等の 新調加工に関する業務	2	
21	会 館 管 理	8	30	半日	105	3,150	25,200	公共建物及び周辺の清掃管理	1	
22	消 毒	10	20.8	1日	110	2,288	22,880	便所、下水、用水等の周辺の清掃管理	2	
23	図 書	5	30	半日	110	3,300	16,500	書籍、新聞の貸出、管理並修理等	1	
24	病 棟 係	6	30	"	110	3,300	19,800	病棟入室者の買物、日用品、配給品等の受渡し	1	
25	湯 沸	4	30.4	請負		3,780	15,120	蒸気及び重油等による湯沸、1日3回園内7ヶ所	2	
26	園 芸	3	30	半日	112	3,360	10,080	園内の樹林、草花、花壇等の管理、 供花の栽培も含む	2	
27	事 務 補 助	10	24.7	月		4,770	47,700	事務補助	5	
	計	177					510,580		50(1)	

3. 外部業者に委託できる職種（再掲）

番号	職種	人員	1ヶ月平均稼働日数	勤務区分	1人当り単価	1ヶ月分所要額	業務内容の概要	職員専人員	備考
1	理髪								外部業者委託も考慮されるが地域的かつらいに對する偏見その他の事情で業者が得られない
2	パーマ								
3	昼表替								
4	ガーゼ集								
5	ガーゼ再生							予算的措置により衛生材料が購入出来得れば廃止したい。	
6	ガーゼ撰別								
7	ホータイ巻								

4. 職員切替えと同時に廃止する、又は廃止したい作業

番号	職種	人員	1ヶ月平均稼働日数	勤務区分	1人当り単価	1ヶ月分所要額	業務内容の概要	職員専人員	備考
1	特別病棟	1	30.4	1日	176	5,350	5,350		新入園者の食事、診療、買物等の世話並担当係指示による
2	特別看護	1	15	1日	165	2,475	2,475		医務部長の指示により重症者の介助
3	雑工	2	30	半日	116	3,480	6,960		各種植、タライの輪替、クシ、床替の修理一切
4	洗濯	1	30	"	110	3,300	3,300		洗濯場の助手として洗濯物の受渡し
5	下水清掃	7	30	"	116	3,480	24,360		マンホール600ヶ 水下バック並排水溝（管）の敷設修理
6	温室	3	30	"	108	3,240	9,720		観葉植物及び熱帯植物等の管理、病棟貸出
7	恩賜記念館	1	30	1日	108	3,240	3,240		恩賜記念館管理と清掃美化を行う
8	集合所	4	30.4	請負		3,300	13,200		テレビの管理並会場の管理と清掃
9	鐘つき	1	30.4	月		1,100	1,100		恵の鐘の管理、朝、夕の鐘つき
10	光の家	1	30.4	月		1,000	1,000		ライトハウスの管理と清掃及び周辺の美化
11	小集会所	3	30.4	月		550	1,650		会場の管理と清掃並周辺の美化
12	万霊山	3	30	半日	108	3,240	9,720		納骨堂及び園葬、慰霊祭、盆、納骨式準備
13	光ヶ丘	3	30	"	108	3,240	9,720		東家の管理、楓の森の樹木の管理
14	事務補助A	1	24.7	月		5,700	5,700		患者自治会々務の処理、調査、企画等統轄的業務
15	" B	1	24.7	月		5,550	5,550		
16	" C	5	24.7	"		5,400	27,000		
17	" D	14	24.7	"		3,780	52,920		執行委員の指示に従い会務を執行する
18	配食調査	4	30	半日	110	3,300	13,200		食糧品配給品の支給書作業 月例希望申請書と 盆正月特別希望申請書作製
19	看護書記	1	24.7	月		3,360	3,360		付添作業員の繰出し事務 盲導さくスピーカー管理
20	タイピスト	2	24.7	月		3,780	7,560		事務補助の業務に必要なタイプ印刷
21	代議員	50	30.4	補助金		110	5,500		地区代表
22	作業主任A	24	30.4	"		260	6,240		示達要項を部に伝達、備品機具の管理維持 物品修理交換、建物管理、 火気の取締り等を行う
23	" B	20	30.4	"		220	4,400		
24	作業副主任	3	30.4	"		130	390		主任の業務を補佐する
25	印刷	2	30	半日	115	3,450	6,900		事務補助の業務に必要な孔版印刷業務
26	不自由舎係	3	30	"	112	3,360	10,080		居住者の諸要望事項の処理 日用消耗品の申請書、配給品、貸与品、 入室、退室、転室の世話
27	不自由舎主任	1	30.4	月		3,780	3,780		
28	病棟主任	1	30.4	"		3,960	3,960		入室者の通信物取扱い代行処理、各種申請書の 処理、販売物品の購入
29	介護	26	30.4	補助金 1日	27	821	21,346		夫婦で相手が特重、重不自由者の介助 180点以上
30	高校舎監	1	30.4	月		3,540	3,540		高校生徒の秩序維持に関すること
31	舎長 A	51	30.4	補助金 月		380	19,380		入居者世話
32	" B	21	30.4	" 月		280	5,880		"
33	不自由舎長	35	30.4	" 月		90	3,150		"

番号	職 種	人員	1ヶ月平均稼働日数	勤務区分	1人当り単価	1ヶ月分所要額	業務内容の概要	職員 専人員	備 考	
34	校舎管理	1	30.4	月	1,000	1,000	校舎周辺の清掃および校舎の管理		会館管理に含む	
35	第2湯沸	5	30.4	請負	3,360	16,800	毎日1日3回蒸気による湯沸 5ヶ所		湯沸に含む	
36	事務局補助	2	30	半日	112	3,360	事務補助室清掃、来客の接待等雑役			
37	観 測	3	30	1日	108	3,240	日報、旬報、月報、年報の作成 気象関係の観測と注意予報及び結果報告			
38	自警団器具	1	30.4	補助金月		1,000	消防器具保管、管理手当			
39	当 直	2	30.4	1日	110	3,345	自治会事務所に於ける当直手当			
40	樹木管理	2	10	半日	130	1,300	臨時的作業、園内樹木の剪定肥培管理 盲導植樹含む		園芸に含む	
41	綿 入 れ		20枚	出来高	70	1,400	新入園者並独身不自由者、高校生徒の綿入		和裁に含む	
42	障子張り		35	"	35	1,225	不自由舎対象年1回張り替え		付添に含む	
43	襖 張		10	"	90	900	不自由舎対象年 回張り替え		"	
44	綿 交 換		4回	"	140	560	入園者の綿打替 年36回		"	
45	大 掃 除		10	"	180	1,800	不自由舎年1回清掃 大室38ヶ所 小室60ヶ所		"	
46	自警用手当	50	30.4	補助金	200	10,000	所内治安維持のために必要な整備、訓練、出動			
47	盆正月手当		27.5	"	25	688	付添、食事運搬に支給(25×11日×人数)			
48	作業万能	21	30	"	80	2,400	50,400	疾病のため医師の指示により作業従事出来ない者		
49	草 刈		1.5	半日	130	195	195	居住舎周辺の清掃 年1回		土工に含む
	計	384				413,329		0		

一三八 付添・配食係業務管理の返還

(愛生園蔵「作業移管関係綴」昭和46年 原本横書)

③

愛生事務局発第六一九号

長島患発第二〇九号

昭和四六年七月五日

長島愛生園々長

高 島 重 孝 殿

患者自治会

執行委員長 下川 亘 郎

不自由者棟付添および配食係業務管理の

返還について

標記、不自由者棟付添および配食係の業務管理を管理作業全般の返還に先だつて、七月一〇日をもつて返還いたします。

したがつて上記作業については七月一日から施設の責任において運営されるよう通告いたします。

以上

一三九 作業管理返還に関する覚書

(愛生園蔵「作業移管関係綴」昭和46年 原本横書)

作業管理返還に関する覚書

現在、長島愛生園患者自治会（以下自治会という）が、国立療養所長島愛生園（以下園という）の委託に基づき運営している患者作業の管理業務を、下記の各項目を付して園に返還する。

園はこれを了承のうえ、今後の患者作業の管理運営を行うものとする。

記

一、患者作業は園が必要業務を消化するために患者を雇傭するものである。

必要業務は、常に患者の利益と福祉の増進を前提としたものであること。

二、厚生省から示達された作業賞与金は、前項の必要業務を消化するための対価として、作業就労者に給与されるものであつて、他の目的のために充当し、支出してはならない。

三、一〇月に予定されている第四次不自由度調査に基づく付添制度の縮少〔小〕に即応して、作業制度全般に亘り、抜本的改正を行うこと。

前記の改正までの間の臨時措置は次の通りとする。

イ、現在自治会が実施している作業制度をそのまま運営す

る。

但し、作業運営上必要な部分的改正については、自治会と協議して実施する。

ロ、自治会新規約に基づく役員手当として、国庫作業賞与金から月額一〇万円を支出する。

四、作業管理返還に伴なう事務補助員は五名とする。

五、作業規定、細則、取扱い要項、業務内容、職種、定員、賃金等の改廃に就いては、園と自治会の合意を以つて行うものとする。

園は患者作業の管理運営に就いて、自治会の意向を尊重し、自治会は円滑なる実施に十分に協力することを前提とした覚書である。

以上の各項目について、園、自治会ともにこれを確認する。

昭和四六年九月 日

国立療養所 長島愛生園

園長 高 島 重 孝

長島愛生園 患者自治会

執行委員長 下 川 亘 圀

一四〇 作業返還に関する確約事項

(愛生園蔵「作業返かん資料」昭和49年 原本横書)

- 一. 作業返還(運搬関係Ⅱ食事) 確約事項
- 二. 運搬関係は調理師の本分でなく、補助的業務であることを認める。
- 三. 作業返還に伴う給食運搬については、園として新たな事業であり、園全体の問題であり、園の責任で処理する。
- 四. 今回の返還個所が本省確約通り完全処理ができるまでは、次期の作業が出されても現状のままに於て、調理師に負担をかける事はない。
- 五. 将来この不解消問題は長期化が予想されるが、次期管理者に文書をもって引継ぐ事により万全消化する。
- 六. 昭和四九年度作業返還分、全舎配食七ヶ所一七名に対して、当面七名の賃金職員を採用し、昭和五〇年一月一日に定員一名を補充する。
- 七. 賃金職員七名で発足し、途中で一名を補充し、八名を確保するが、解雇・病気等の事由により欠員の生じたる場合は、直ちに園の責任に於いて、これを補充する。
- 八. 運搬作業に関係する患者等のトラブル等の問題は、すべて園の責任に於いて処理する。

以上の約束を厳守する。

昭和四九年八月 日

国立療養所長島愛生園 園長 高島 重孝

事務部長 大橋 利夫

庶務課長 栗原 利春

会計課長 山本 昌美

以上を確認し運搬に協力する。

全医労長島支部 支部長 中島 勉

副支部長 小野田 勉

書記長 石川 栄一

一四一 返還の現況と今後の予定

(愛生園蔵「作業返かん資料」昭和49年 原本横書)

- 一. 返還の現況と今後の返還予定

火葬部	作業種目	人員	④ 49年度	⑤ 今後
	返還通告を受けた内訳	2名	返還したもの	現在における患者作業返還予定
			③ 49・10・1	(50年度)

官からもからもよろしく願います。

以上のとおり私が承知していることを申しあげましたので、よろしく重ねてお願いします、

一四二 作業返還に関する答申書

(愛生自治会蔵「作業改正資料」昭和50年 原本横書)

答 申 書

昭和五〇年八月 日

執行委員長

高瀬重二郎殿

作業改正委員会

委員長 神谷文義

記

昭和五〇年度作業改正にあたり、改正委員会に於いて、協議・検討した結果、下記の決定を見ましたので、執行委員会に対し答申致します。

一、愛生編集部々員作業賃の財源について

「愛生誌」の発行は従来共慰安会事業として継続され、今日に至っておりますが、その財源については、経費を

慰安会、部員の手当は作業賃と変則的な配分となっております。委員会としては、「愛生誌」の発行はあくまでも慰安会事業としてそれにかゝる費用のすべてを慰安会が負担すべきであると考えますので、明年度四月一日をもって、部員の手当を作業賃から、慰安会経費にふり替えて下さい。

一、飼料運搬部員（ ）作業賃の財源について

従来飼料運搬にかかる経費は、養豚部負担となっておりますが、昨年度執行委員会に於いて、改正され、飼料運搬部員の手当を国費作業賃で支給するようになりましたが、本年度作業改正委員会としては、養豚部は独立採算制であり、残飯を飼料として使用されている点から勘案しますと、当然その費用は、養豚部をもって負担すべきであると考えます。

従って、九月一日作業改正時点に於いて、部員手当の財源を作業賃以外でもって支払はれるようにして下さい。

一、皮作業返還について

五一年度作業返還職種

一、義肢工助手

一名

一四三 作業就業健康診断書
 (愛生園蔵「作業就業申請書綴」昭和50年 原本横書)

一、木工部 六名
 一、金工部 一名
 一、塗工部 一名

園長	両部長	園長	両部長	医局長	室長	班長	係長	係
	両部長							
	両部長							
	医局長							
	室長							
	班長							
	係長							
係								
決定書		下記作業就業申請者について次のとおり作業種目を決定してよろしいか 決定作業種目 盲人世話 登録一連番号						
申請書		長島愛生園長殿 申請者氏名 S・K [㊦] 生年月日 明 [㊤] 昭 15年 10月 7日 入園番号 <input type="checkbox"/> 番 このたび下記作業に就業したいので申請いたします。 就業希望作業 第1希望 盲人世話係 第2希望 樹木管理 第3希望 西部道路 現在までの作業歴 1 盲人世話係 2 温室管理 3						
		作業就業申請書 昭和50年9月27日						

診断書		上記申請について下記のとおり診断する。 診断医師名		病型、病状 L T N T M F H D 菌の有無 有 無 病度、障害度 重 中 軽 就業の可否 可 否 その他意見		視聴肢(上下) 級	
-----	--	------------------------------	--	---	--	--------------	--

一四四 患者作業返還通告と作業職種

(愛生自治会蔵「作業規定其の他」昭和51年)

㊦ 患者作業返還通告

昭和四十七年七月四日付をもつて、四百七十五名分の第一次患者作業返還通告をしましたが、これに対し、本年までに返還要員として定員で確保されたのは僅か七名にとどまり、残りを安上りで身分保障のない賃金職員三〇六名の予算化によつて補ぎなおうとしています。

返還の現状は、賃金職員の低賃金、身分保障もないことから雇用が困難となり患者作業返還が立遅れ、依然として患者労力でその補ぎないをせざるを得ない状態が続いています。

厚生省は早急に患者作業依存のハンセン氏病療養所の後進性を改め、患者作業返還対策を促進し、入所者が安心して療養できるよう療養所本来の姿に改善して下さい。

本年は、入所者の老令化^{〔齡〕}と障害の進行により維持困難な患者作業の左の部門を、昭和五十二年より三カ年をもつて返還いたします。

厚生省は、責任をもつて定員職員によつて従来以上の業務が確保されますよう申しそえ、ここに第二次患者作業返還を通告いたします。

昭和五十一年六月十九日

全国ハンセン氏病患者協議会

会長 小泉孝之

厚生省医務局

局長 石丸隆治殿

記

返還する作業職種

〔中略〕

〈長島愛生園〉	
残飯回収	一二名
義肢工助手	一名
木工部	七名
金工部	一名

塗工部 一名

計 二二名

〈邑久光明園〉

配達係 八名

火葬係 二名

事務補助 二名

運転係 二名

放送 四名

計 一八名

〔後略〕

一四五 患者作業規定の改正

（愛生園蔵「作業関係綴」昭和57年 原本横書）

患者作業規定の改正について

一、作業従事者の高齢化に伴い、健康管理の面から週休二日制を導入する。

尚、振替休日はこれを休日とする。

週休二日制による日給は支払しない。但し、作業従事者の収入減を最少限にするため、日給制の職種^{〔小〕}については、一〇円―三〇円日額を増額した。

尚、月給制、請負制、月手当は現状のまま改正しない。

減一二名

二、賃金職員の増員による作業賞与金の予算示達が大巾な減額になり、現状では運営が困難になって来た。

三、作業返還は、単一的ではなく、作業の運営が出来なくなった作業部門から返還を行う。

一、作業種目の廃止

(日給制)

改正前 改正後

曙公園管理

二名 〇名

(月手当制)

消防器具・倉庫管理

一名 〇名

二、作業定員の減になる種目

(日給制)

改正前 改正後

ホータイ巻

一四名 一二名

病棟清掃

三名 一名

センター清掃

七名 四名

やすらぎ花壇

三名 二名

(請負制)

新聞配達

四名 三名

①②の合計

三四名 二二名

三、日給制日額改正

ホータイ巻、ガーゼ撰別、裁縫、ミシン、下水、万霊山、光ヶ丘、病棟清掃、センター清掃、面宿管理、会議室管理、印刷、図書、盲人世話、盲人世話補助、老人世話、衿付、光愛道路、やすらぎ花壇、樹木管理

二〇職種、日額三〇円増

ガーゼ集、会館管理

二職種、日額二〇円増

道路、東部清掃

二職種、日額一〇円増

四、主任手当の廃止

病棟清掃B

盲人世話C

〔後略〕

患者作業種目

58, 2現在

種目	定員	人員	単価	主任人員	種目	定員	人員	単価	主任人員
医療関係 ホータイ巻	12	7	日 310円	2	娯楽会場管理	5	5	月 4,800	
ガーゼ撰別	4	3	" 310	1	電話ボックス清掃	4	3	" 3,750	1
ガーゼ集	5	5	" 180	1	小集会所清掃	2	2	" 1,500	
ガーゼ再生	22	11	月 3,750	2	宗教会堂清掃	8	8	" 3,000	
運搬関係 新聞配達	2	2	" 6,000	1	通夜堂清掃	1	1	" 3,500	
自動車管理	3	2	" 10,000	1	面宿管理	2	2	日 290	1
営繕関係 土工	15	15	日 310	3	会議室管理	2	2	" 290	
調髪関係 結髪	8	6	月 6,750	1	事務補助関係 事務補助		13	月 10,000	
縫製関係 縫裁	8	6	日 320	1	愛生編集	2	2	" 7,500	1
ミシン	5	2	" 320	1	印刷	2	2	日 310	1
環境整備関係 下水清掃	8	5	" 330	1	図書	4	4	" 290	1
浴場	17	15	月 7,250	4	盲人世話	6	6	" 310	1
温室	3	3	" 7,000	1	盲人世話補助			" 310	
環境整備					老人世話	3	3	" 310	1
万霊山管理	7	7	日 310	1	寮長	61	58	月 600	
光ヶ丘	5	3	" 310	1	不自由舎棟寮長	32	32	" 600	
病棟清掃	1	1	" 310		その他 東部清掃	3	3	日 110	1
センター清掃	4	2	" 310	1	光愛道路	3	3	日 330	1
公衆便所清掃	1	1	月 3,750		やすらぎ花壇	2	2	日 310	1
恩賜会館管理	1	1	" 5,000		観樹木管理	1	1	月 7,500	
会館管理	6	6	日 200	1	船越待合	5	5	日 380	1
					計	286	261		35

一四六 昭和五十八年の患者作業種目
(愛生園蔵「作業賃関係綴」昭和58年)

2 光明園での作業と切替

一四七 光明会の作業規定

(光明自治会蔵「作業規定」昭和30年)

◇作業規定◇

第一条 作業者^(ママ)八光明会規約第三条の精神に基いて適宜作業を行う

第二条 事務所は各作業の人員を配置しその運営を計るものとする

第三条 作業時間は特殊の作業を除き夏期午前八時より十一時、冬期午前八時三十分より十一時三十分までとする

第四条 特殊の作業を除き作業休日は左の通りとする

一、 国の祝祭日

一、 園の祝祭日

一、 日曜日

一、 事務所より指示した休業日

第五条 作業にして急を要する時は前条の規定に拘らず随時就業するものとする

第六条 作業の種別、定員、作業賞与金、各種手当は別表

の如く定める

第七条 作業就業者の増減は必要に応じて行はれる

但し機関の承認を得なければならない

第八条 光明会規約第十六条に基いて作業主任、同副主任、

同係を置く、尚基準は左の通りとする

作業員 四名まで……………係 一名

” 九名まで……………主任一名

” 十九名まで……………主任一名

副主任一名

二十名以上……………主任一名

副主任若干名

但し機関の承認を^{〔経〕}て特例を設けることが出来る

第九条 作業就業者は作業主任、同係の保管する出勤表に

証明を受けるものとする

第十条 特別作業は別表に示したものの以外は之を認めない

但し必要の生じた場合は機関の承認を受ける

第十一条 残業は機関の承認を^{〔経〕}たものに半額分の作業賞与

金を加給する

第十二条 就業者にして他の作業の併業は出来ない

第十三条 就業者にして作業のため傷害を受け作業に従事出

来ない時は手当を支給する

其の金額及び期間は随時之を定め、機関の承認を受ける

第十四条 就業者異動の場合、作業部長は所属部長及び担任

の作業責任者と協議の上定める

第十五条 作業賞与金、各種手当は毎月々末を以て調査し翌

月之を支給する

但し農区の場合は毎月内払いとし十二月に決算する

本規定は昭和三十年六月一日より施行する

〔後略〕

一四八 作業従事者数

(光明園蔵「医事関係書綴」昭和46年 原本横書)

ハンセン氏病院における医療社会事業的調査

国立療養所邑久光明園

S 四六・一現在

園内作業従事者数

役員	二三	寮長	六四
不自由舎付添	二五	雑役	一二

医療関係	二〇	その他	一五〇
運搬	六	合計	三六七
営繕	一七		
消毒洗濯	七		
裁縫	二〇	臨時	二〇
理髪	八		
清掃	一五		
糞尿処理	〇		

一四九 委託業務返還に関する覚書

(光明園蔵「作業(返還)関係」昭和45年 原本横書)

委託業務返還に関する覚書

施設の管理運営に必要な業務のうち従来、患者自治会が行なってきた事項を返還するに当り、施設、自治会は委託業務返還に関するとりきめについて、両者合意のうえ、覚書を交換して確認する。

一 所内作業全般の管理運営は、昭和四五年七月一五日を期し、施設側において行なうものとする。

(一) 作業員の配置、賃金、各職種の業務内容、保障、健康管理等作業を円滑に運営するため、作業従事者の権利を

尊重し、福祉を増進する目的をもって別に規定し、施行細則を設ける。ただし、当面は現行規定ならびに施行細則を運用し、移管後可及的すみやかに作業に関連する諸問題を含めた制度の改正を施設側において行なう。

(二) 前号ただし書の規定改正に当っては、作業従事者の意向を尊重し、施設および自治会それぞれの作業運営委員会において検討のうえ、施設および自治会にはかつて決定する。

(三) 施設、自治会それぞれに作業運営委員会を設け、作業全般の管理、運営について監察するとともに、運営上の不備を改善するため定期的に会合を行なう。

(四) 作業計画は、作業賞与金の配賦予算の範囲内において計画し、^{する。}予算に残額を生じた場合は、作業従事者に追加支給する。

(五) 自治会は、作業放棄の権利を留保する。

(六) 作業賞与金の支給日は、別に定める規定に基づき毎月一五日とする。

ただし、支給日が、日曜、休日等の場合はその前日とする。

(七) 作業器材、被服は年度計画をたてて、支給基準によつ

て支給する。

(八) 作業者が職種を選択する場合、可能な範囲内で本人の意志を尊重する。

なお、作業者の信条、社会的身分等を理由に差別しないこと。

(九) 入所者は、医務部長の診断により、次の各項の者を除き、作業に従事することができる。

イ 国民年金別表一級に相当する者

ロ 満七〇才以上の老令者

ハ 内部的疾患（二級）その他の障害で一級に相当する者

(一〇) 作業は国の祝祭日および日曜日ならびに園の祝祭日、自治会が休日と定めた日を原則として有給休日とする。

二次の各項の業務は、施設側が責任をもって行なう。

(一) 被服および寝具使途計画、支給についての業務。

(二) 暖房器具、同付属品の支給についての業務。

(三) 補食券支給についての業務。

(四) 寝具整備費の使途計画、支給についての業務。

(五) 燃料費の使途計画、支給についての業務。

(六) 患者関係経費の使途計画、支給についての業務。

(七) 食糧費の年次計画についての業務。

(八) 各所修繕費の使途計画についての業務。

三 業務返還後、運営上不備が生じた場合は、施設側と自治会が協議のうえ、その改善に努力する。

この覚書は、施設側と自治会側両者において署名、なつ印し、各一通を相互が保有する。

昭和四五年七月一五日

国立療養所邑久光明園長 守屋睦夫^印

医務部長 同

事務部長 河重 巖^印

庶務課長 田中安市^印

会計課長 包国好哉^印

福祉室長 大野定夫^印

患者自治会会長 大森重吉^印

副会長 高杉 晋^印

常任委員 堂口 茂^印

” 仲信一郎^印

” 横谷義雄^印

一五〇 光明園作業規定

(光明自治会蔵「作業規定 作業規定施行細則」昭和46年 原本横書)

邑久光明園作業規定

昭和四六年一二月一日制定

(名称及び目的)

第一条 この規定は邑久光明園作業規定といい、所内作業全般の管理、運営を円滑に行うため、作業の内容、賞与金その他について定める。

(作業従事者及び機関)

第二条 入所者は医師の許可を得て、健康状態及び能力に応じて所内作業に従事することができる。但し不自由者棟入居者及び、不自由者付添の配置された寮舎の入居者を除く。

第三条 作業従事者(以下作業者という)は、一職種に就業することを原則とするが、運営上必要とする場合は、二職種を兼ねることができる。

” 南 竜一 ①

第四条 作業者は各々の職場の作業内容に共同して責任を

” 中村□一 ①

持たなければならない。

” 揖東俊郎 ①

第五条 各職種に次の基準により職場責任者をおく。但し

一人の職場にあつても必要に応じ、主任Bの手当を給する。

作業人員 二名以上 四名まで 主任B一名

” 五名 ” 九名 ” ” A一名

” 一〇名 ” 一四名 ” ” A一名

副主任一名

第六条 作業の管理運営の業務を行うため福祉室に作業センターを置く。

第七条 作業者及び入所者の意志の疎通をはかり、業務を円滑に行うため、作業運営委員会を設ける。

(職種・定員・作業賞与金)

第八条 職種毎の定員及び賞与金の額は別表(一)に定めるとおりとする。

第九条 作業センターは各月の作業実績に基づき翌月一五日までに作業賞与金を支給しなければならない。

(就労日・休日・作業時間)

第一〇条 就労日は別表に定める休日を除いた日とする。但

し特殊の作業にあつては作業センターの指示により就労しなければならない。

第一条 休日は別表（二）に定める日とし、日曜日を除き

有給休暇とする。

②特殊の作業で休日に就労する者にはその職種の作業賞与金日額を加給する。但し日曜日を除く。

③その他の作業で前条の定めにより就労した場合は、作業賞与金日額を加給若しくは代休を認める。

第二二条 屋外作業で天候、その他の理由により著しく休業

したときは休日または時間外に就労しなければならない。但しこの場合は前条3項の規定を適用しない。

第一三条 作業時間は特殊作業を除き、休憩及び治療の時間

を含め次のとおりとする。

夏季午前八時より午前一〇時まで

冬季午前八時三〇分より午前一〇時三〇分まで

但し理髪またはパーマに指定された者は職場責任者の判断により遅出、早引を認める。

運営上必要の生じた時は時間外作業を行う。

（業務の内容）

第一四条 各職場の業務の内容は別に定める細則のとおりとする。

（転職・解職）

第一五条 職場の移動を希望する者は、作業センターに届出、

当該職場責任者の承認を得て、定員の範囲内で移動することができる。

②作業場で次の各号に該当する場合は解職とする。

1、引続き三〇日以上欠勤した者

2、備品、資材、生産品等を利用して私益を得

た者

3、故意に作業を怠り、または拒否して他に迷

惑を及ぼした者

（不自由者の就労制限）

第一六条 不自由者で就労を希望する者は、予め作業センターに申出、不自由者作業名簿に登録する。

②作業センターは前項の登録者に適する職種に欠

員の生じたとき、月の内一五日を限度として

就労させることができる。

(特別作業)

第一七条 別表(一)に定める職種のほか、主として一般公募により実施する特別作業を別表(三)のとおり定める。

第一八条 災害、その他緊急を要する場合、作業運営委員会の承認を得て臨時作業を行うことができる。

第一九条 在籍(就業)中の入室、休養または行政離職者、若しくは公務中の災害、その他に対する手当は別に定める保障細則による。

第二〇条 本規定並びに別表、細則の改廃は覚書第二条による手続きを必要とする。

附則 この規定は昭和四六年一月一日より実施する。

一五一 作業規定細則

(光明自治会蔵「作業規定 作業規定施行細則」昭和46年 原本横書)

〔前略〕

第一四条細則 業務内容

第一種 一日作業

一) 不自由者付添

一、住込みとする。但し作業センターの判断により通勤を認める場合がある。

二、食事(かゆ食・配膳・下膳・炊事用具、食器の洗滌を含む)等の世話。

三、不自由度に応じ寝具の出し入れ、その他室員の困難な雑用をする。

四、診療並びに投薬の世話。

五、入退室者の連絡並びに世話をする。

六、毎月二回以上室員の爪切を行なう。

七、毎日室内外並びに便所の掃除をし、残飯桶を洗う。

ガラス戸は適宜に拭く。

八、毎年一月末頃に障子の張替をする。

九、暖房器具並びに備品共用品の管理。

一〇、その他作業センターの指示した事項。

二) 病室雑役主任

一、住込みとする。

二、退室者の寮舎への連絡。

三、入室者異常時の連絡並びに医師の指示による電報の取扱い。

扱。

四、入室者死亡時における連絡並びに棺の取扱い、及び霊

安室の鍵の管理。

五、各病室の洗濯物の取扱いと給与品の世話。

六、自治会事務所並びに作業センターに対する入室者に関する報告の提出。

七、入室者で希望する者の代書。

八、事務所周辺の掃除並びにその他の雑用。

九、雑役作業進行に関する指示をする。

一〇、冷蔵庫の管理掃除、備品共用品の管理。

一一、その他医務部または作業センターの指示した事項。

三) 病室雑役

一、住込とする。

二、夕食後の湯配り。

三、朝食・夕食の配膳・下膳の手伝い。

四、給与品・買物の世話並びにその他の雑用をする。

五、図書並びに寮舎への連絡と世話。

六、病室周辺の除草と掃除。

七、火鉢並びに備品共用品の管理

八、その他主任の指示した事項。

四) 娯楽会館管理

一、住込みとする。

二、毎日室内外の掃除・便所の掃除をしガラス戸は適宜に拭く。

三、開館時間は原則として午前八時から午後五時までとする。

四、集会等使用時の後^(始)仕末、火気については特に注意する。

五、盲人出入の際の世話。

六、備品共用品の管理。

七、その他作業センターの指示した事項。

五) 盲人会館管理

一、住込とする。

二、毎日室内外便所の掃除をし、ガラス戸は適宜に拭く。

三、開館時間は原則として午前八時から午後五時までとする。

四、集会等使用時の後始末、火気については特に注意する。

五、盲人出入の際と会合時の世話。

六、友園招待宿泊等に使用する時の手伝い。

七、備品・共用品の管理。

八、その他作業センターの指示した事項。

第二種特殊作業

一) 食事運搬^[搬]

- 一、担当区域の定時配食、食缶返納を行う。
- 二、器具の清潔・保管に留意する。
- 三、その他作業センターの指示した事項。

二) 運 転 A

- 一、自治会乗用車の使用、管理に関する要項に定められた乗用車の運行。

- 二、八時三〇分～一六時三〇分までの公用車の運行。

- 三、葬儀の際の運行。

- 四、車輛整備は月二回とする。洗車は随時、座席は毎日清拭する。

- 五、車庫内外の掃除をし、火気には特に留意する。

- 六、備品・器材の管理。

- 七、その他担当部の指示した事項。

三) 運 転 B

- 一、毎日残飯回収（塵芥処理を含む）を行い、農区生産品の運搬、夏期の西瓜皮の回収処理。

- 二、各給与品並びに資材、その他作業センターの指示した重量物の運搬。

- 三、塵芥・不燃焼物の運搬処理。

- 四、慰問・行事等に関する物品の運搬^[送]。

- 五、住居移動の荷物運搬（一件二台以内）並びに個人使用（禁制品・個人野作物以外の重量物運搬）。

- 六、治療バス・乗合バスの運転と治療バス利用者の介助。

- 七、葬儀に関する車輛（霊柩車・葬送車）の運転。

- 八、車輛整備は月二回とする。治療バスの座席は毎日清拭する。

- 九、車庫内外の掃除をし、火気には特に留意する。

- 一〇、備品の管理。

- 一一、その他作業センターの指示した事項。

四) 理 髪

- 一、毎月一回全員の理髪をする。

- 二、病棟並びに特別地区は出張する。

- 三、特別理髪は作業センターと協議して行う。

- 四、用具並びに蒸しタオルは常に清潔にする。

- 五、室内外の掃除をし、火気に留意する。

- 六、備品・器材の管理。

- 七、その他作業センターの指示した事項。

五) 洗 髪

- 一、理髪後の洗髪を行う。

- 二、用具は常に清潔にする。
 - 三、室内外の掃除をし、火気に留意する。
 - 四、備品・器材の管理。
 - 五、その他作業センターの指示した事項。
- 六) パーマ
- 一、作業センター発行の券持参加者に、パーマ・セット・並びにカットを行う。
 - 一ヶ月の基準三〇点（パーマ・セットは各々一名につき一点、カットは二名に付一点）を越えるときは、その点数を加算し、六点以上下廻るときは、その点数分を減額する。
 - 二、用具は常に清潔にする。
 - 三、室内外の掃除をし、火気に留意する。
 - 四、備品器材の管理。
 - 五、その他作業センターの指示した事項。
- 七) 印刷
- 一、作業センターの指示した印刷（タイプを含む）を行う。
 - 二、印刷物の内容については秘密を守る。
 - 三、室内外の掃除をし火気に留意する。
 - 四、備品器材の管理。
- 五、その他作業センターの指示した事項。
- 八) 放送
- 一、作業員は午前七時から午後五時まで交替で常駐する。
 - 二、定時放送は毎日三回、臨時放送は随時に行う。
 - 三、各種団体より依頼された原稿及び録音の放送。
 - 四、会議・行事等における実況放送並びに録音の集録・編集。
 - 五、サイレン吹鳴並びに盲導アンプの操作及び電話の取次ぎ。
 - 六、備品共用品の管理と室内外の掃除。
 - 七、その他作業センターの指示した事項。
- 九) 図書
- 一、日曜日・祝祭日・映画演芸等のある日を除き毎日開館する。

開館時間は午前八時三〇分から一時三〇分まで
午後一時から二時三〇分までの二回とする。
 - 二、購入図書の撰定と申請をし、入庫書籍の整理を行う。
 - 三、毎月三日間は書籍の整理と補修のため予告して休館する。

- 四、閉館後は火気並びに戸締りに留意する。
- 五、備品共用品の管理と館内外・便所の掃除。
- 六、その他作業センターの指示した事項。

一〇 郵便

- 一、郵便物を福祉室で受取り午前・午後と二回宛名人に配達する。

但し土曜日・日曜日と祝祭日は午前一回のみ。また午後の配達のうち、小包・書留の類は翌日に廻す。

- 二、特殊郵便物の伝票の取扱いと、郵便物に関する個人の秘密には特に留意する。

- 三、受取人不明の郵便物は福祉室に返戻する。

- 四、その他作業センターの指示した事項。

一一 新聞配達

- 一、毎朝受取った新聞を速やかに購読者に配達する。
- 二、全患協ニュース・邑久広報・自治会広報を配達する。
- 三、その他作業センターの指示した事項。

一二 衣修理

- 一、病室・不自由寮（センター地区を除く）男子独身軽症寮・藪池地区不待者（申請者）の繕い物をし、包布・敷布・衿カバーを付ける。

- 二、回数は月二回以上とし、年末の包布・敷布付は一二月一七日以降に行う。

- 三、給与品・作業用品・共用品の仕立と補修の裁縫業務。

- 四、備品・資材・器材を管理し詰所を掃除する。

- 五、その他作業センターの指示した事項。

一三 洗濯

- 一、衣類・寝具付属品・作業用品・備品・共用品等の洗濯を行う。

- 二、一般洗濯は毎月夏季五回以上、冬季は四回以上（毛布年一回を含む）その他は随時行う。

- 三、第一センター地区は毎日、第二センター地区は隔日とする。

- 四、糊付・アイロン掛は必要なものに行う。

- 五、生地によって洗濯方法を適宜に考慮する。

- 六、乾燥は充分に行い、提出者に配る。

- 七、備品・資材・器材の整備と管理、作業場内外の掃除と火気に留意する。

- 八、午後は三名が作業に従事する。

- 九、その他作業センターの指示した事項。

一四 治療助手A

- 一、医務部・作業センターの指示した治療事務の補助。
 - 二、その他作業センターの指示した事項。
 - 一五) 治療助手B
 - 一、医務部・作業センターの指示した理学療法科業務の補助。
 - 二、その他作業センターの指示した事項。
 - 一六) 外科助手
 - 一、医務部・作業センターの指示により外科治療の補助。
 - 二、第二外科の治療補助・材料渡し、材料整理。
 - 三、備品資材の管理と治療終了後の後始末と掃除、ガラス戸は適宜に拭く。
 - 四、その他作業センターの指示した事項。
 - 一七) 再生A
 - 一、回収した繃帯・ガーゼの撰別をして洗濯場に渡す。
 - 二、撰り屑はその都度焼却場へ捨てる。
 - 三、その他作業センターの指示した事項。
 - 一八) 再生B
 - 一、繃帯・ガーゼを回収する。
 - 二、洗濯済みのものを乾燥し整理再生する。(繃帯で六〇cm以下のものは保管する)
- 三、備品・資材・器材の管理と作業場内外の掃除、ガラスは適宜に拭く、火気に留意する。
- 四、その他作業センターの指示した事項。
- 第三種 定時作業
- 一) 道路補修工
 - 一、道路の補修並びに整地と側溝の整備をし、排水溝・溜枥の掃除。
 - 二、重量物の運搬並びに木炭の荷揚・配給。
 - 三、仮設工事・基礎工事・塗装・コンクリート製品の整備と製作。
 - 四、備品・資材・器材の管理。
 - 五、その他作業センターの指示した事項。
 - 二) 木工
 - 一、営繕・修繕・各種工作・塗装(防腐剤)ガラスの入替。
 - 二、工作機は取扱いに注意し常に整備する。
 - 三、備品・資材・器材の管理と作業場内外の掃除。火気は特に留意する。
 - 四、その他作業センターの指示した事項。
 - 三) 畳工

- 一、畳の表替・裏返し並びに作業センターの指示した畳整備に関する一切の事項。一ヶ月の基本数量三〇枚（一枚一点）但し一ヶ月の基本を下廻るときは五点を限度として減額。基本を越えるときは、その点数を加算。
- 二、畳縫着機・備品・資材・器材の管理。

四）保 繕

- 一、樋工事・備品共用品・作業用器材の修理。（鍛冶を含む）
- 二、各建物の雨樋は年二回以上巡回して点検を行い樋ざらいは適宜にする。
- 三、流し台・排水管の修理、ペンキ塗装工事をする。
- 四、小便器・洗面台排水管の小修理。
- 五、備品・資材・器材の管理と作業場内外の掃除。火気に留意する。

五）ミシン

- 一、給与品・作業用品・備品・共用品の仕立と補修。（病棟関係を含む）
- 二、希望者自由受付による個人物仕立と補修・改良・枕カバー（枕の作製を含む）・座布団カバー・包布・敷布・カーテン製作。

- 三、備品・資材・器材の管理、特にミシンの取扱いに注意し常に整備する。

六）園 芸

- 一、定められた花壇・泉水花壇・温室・バラ園の手入れ、消毒等の育成管理。
- 二、作業センターの指示による切花、鉢物等の病室その他への配置並びに余剰種苗・球根等の配分。
- 三、各花壇・温室周辺の美観を保つよう留意する。
- 四、備品・資材・器材の管理。
- 五、その他作業センターの指示した事項。

七）樹 木

- 一、園内樹木並びに芝生の剪定・手入れ、消毒等の育成管理。

八）清 掃

- 一、休日を除き毎日指定区域の除草と掃除をする。
- 二、寄せ集めた塵はその日のうちに指定の場所へ捨てる。

三、清掃用具の管理。

四、その他作業センターの指示した事項。

九) 盲人代書

一、短芸芸・通信・点訳を含む盲人代書。

二、希望による盲人入室者の代書。

三、備品の管理。

四、その他作業センターの指示した事項。

第四種 不定時作業

一) 塵芥集

一、病棟・治療棟・寮舎・公共建物の塵芥を回収し指定の場所へ捨てる。

二、回収は週三回とする。但し必要に応じ随時集める。回収後は塵芥箱の周囲を掃除する。

三、焼却は必要に応じて行ない、焼却後は灰を捨てる。その際火気に留意して周囲の掃除をする。

四、備品・器材の管理。

五、その他作業センターの指示した事項。

二) 浴場

一、毎週朝三回夕三回沸かす。但し入浴日以外に必要な生

じたときは作業センターの指示により沸かす。

二、入浴終了後は掃除をする。浴槽・洗い場・足台は特に清潔にする。

三、脱衣場・脱衣箱並びに出入口・下駄箱の掃除をする。

四、備品・器材の管理と浴場周辺の掃除をし窓ガラスは適宜拭く。

五、その他作業センターの指示した事項。

三) 脱衣

一、朝風呂入浴者の世話。(下足整理を含む)

二、浴槽並びに上り湯の湯加減をする。

三、入浴終了後脱衣場・脱衣箱並びに出入口・下駄箱の掃除をしガラス戸は適宜に拭く。

四、掃除用具の管理、その他作業センターの指示した事項。

四) 薬配

一、投薬の配達(病棟を除く)空瓶の回収と洗滌をする。

二、作業場内外を清潔にし備品を管理する。

三、その他作業センターの指示した事項。

五) 盲人世話係

一、盲人会録音の収録・再生・録音物の受入・発送・保管。

二、点字図書 of 整理・保管。墨字の朗読と収録。

三、機関誌「白杖」の原稿整理と製本。

四、会合時並びに会館出入りの際の世話。

五、備品・資材・器具の管理。

六、その他作業センターの指示した事項。

六) 雑 役 A

一、休日を除き毎日公共建物（光明会館・恩賜会館・楓寮）の室内外・便所の掃除をする。

二、ガラス戸は月一回拭く。

三、各建物の時計は常に正確にしておく。

四、会館使用前後の座布団整理。（座布団は年二回日光消毒する）

五、備品・掃除用具の管理と風雨のときは戸締りと火気に特に留意する。

六、その他作業センターの指示した事項。

七) 雑 役 B

一、休日を除き公共建物（霊安室・MTL・藪池会場・赤い羽根の家）の室内外・便所の掃除をする。

二、ガラス戸は月一回拭く。

三、各建物の時計は常に正確にしておく。

四、会館使用前後の座布団の整理。（座布団は年二回日光

消毒）

五、備品・掃除用具の管理と風雨のときは戸締りと火気に特に留意する。

六、その他作業センターの指示した事項。

八) 木尾寮管理

一、住込とする。

二、来園者（快復者の場合希望した者）等の宿泊食事の世話。

三、室内外と便所の掃除をし、ガラス戸は適宜に拭く。

四、宿泊者のあるとき必要に応じ風呂を沸かす。

五、備品・共用品の管理。

六、その他作業センターの指示した事項。

九) 会堂管理

一、住込みとし、各会堂内外・便所の掃除並びに集会時の世話をする。

二、ガラス戸は月一回拭き、時計は常に正確にしておく。

三、風雨のときは戸締りと火気に留意する。

四、備品・掃除用具を管理し、座布団は年二回日光消毒する。

五、その他作業センターの指示した事項。

一〇) 火葬場管理

- 一、斎場並びに作業場の管理掃除をする。
- 二、待合所・休憩室の掃除、窓ガラスは適宜拭く。
- 三、周辺の草刈清掃を適宜に行う。
- 四、火葬炉使用後は特に火気に留意する。
- 五、備品・資材・器材の管理。
- 六、その他作業センターの指示した事項。

一一) 木 尾 給 湯

- 一、毎日三回湯を沸かす。

冬期	朝 7 時	昼 11 時	夕 4 時	(入浴日は 2 時)
夏期	朝 6 時 30 分	昼 11 時	夕 4 時	(")
- 二、毎週三回双葉寮の風呂を沸かす。
- 三、ボイラの管理。煙突掃除は必要に応じて行う。
- 四、火気の取扱いには充分に注意する。
- 五、備品・器材の管理。
- 六、その他作業センターの指示した事項。

一二) 湯 沸

- 一、毎日三回湯を沸かす。
- 二、湯タンクは常に清潔にし、給湯所を掃除する。
- 三、その他作業センターの指示した事項。

一三) テレ ビ

- 一、番組を撰定の上、予告して毎日映像する。
- 二、受像機の調整に留意する。
- 三、終了後は火気並びに戸締りに留意し、後始末をする。
- 四、その他作業センターの指示した事項。

一四) 残 飯 集

- 一、毎日指定位置の残飯を回収する。(自動車による)
- 二、集めた残飯を畜産部に引渡す。
- 三、自動車の水洗いをし、残飯缶及び周辺の清潔に留意する。
- 四、その他作業センターの指示した事項。

註 10 月 5 月 26 日制
 6 月 9 月 31 日制 } とする

第五種兼業作業

一) 双 葉 浴 場

- 一、入浴中の追たきをする。入浴終了後は掃除をし、浴槽・洗い場・脱衣場は特に清潔にする。
- 二、備品・器材の管理。
- 三、その他作業センターの指示した事項。

二) 読 書

一、休日を除き毎日二時間読書を行う。

管理する。

その 他

一) 作業センター事務補助

一、毎月の作業賃支払伝票の作成事務補助に当る。

二、各種修理・工作依頼伝票の発行、備品帳簿の管理。

- 六、その他担当部の指示した事項。
- 四) 売 店 購買部運営規定による。
- 五) 畜 産 事業計画による。
- 六) 農 区 事業計画による。

二) 保 管 金

一、貯金事務並びに給与金の支払事務補助。

二、貯金に関する個人の秘密を守る。

三、事務終了後、金庫は必ず福祉室に預ける。

四、備品・帳簿類の管理と事務室内外の掃除、特に戸締りと火気に注意する。

五、その他担当部が指示する事項。

一) 衛 生

特別作業

一、病棟・治療棟・各舎・公共建物の尿尿を汲取り指定の場所へ処理する。

二、汲取り回数は月一回とする。但し必要に応じ臨時に行なう。

三、汲取後は汲取口と処理場周囲を清潔にし車輻を洗滌する。

三) 楓 編 集

一、編集人の指示により楓誌の編集にあたる。

二、毎号計画を樹て^{〔立〕}編集事務をする。

三、執筆者との交渉並びに印刷所連絡。

四、室内外の掃除をし、火気と戸締りに留意する。

五、編集に関する記録・資料を保管し、備品・事務用品を

四、器材は指定の場所に返納する。

五、その他作業センターの指示した事項。

二) 草 刈

一、定められた地域の草刈を日程に基き行う。

二、草刈後の始末をする。

三、備品・器材は指定の場所に返納する。

四、その他作業センターの指示した事項。

三) グランド整備

一、グラウンドの整備と芝刈並びに草刈り。

二、備品・器材は指定の場所へ返納する。

三、その他作業センターの指示した事項。

四) 製材

一、各所修繕用材並びに外部委託の製材を必要に応じて行う。

二、製材用機械・目立機・鋸の取扱いに注意し、随時整備する。

三、備品・資材・器材の管理と使用後作業場内外の掃除、火気には特に注意する。

四、その他担当部と作業センターの指示した事項。

五) 結髪

一、休日を除き毎日朝食後申請者の結髪をする。

二、用具は常に清潔にし管理する。

三、その他作業センターの指示した事項。

六) 泉 水

一、中央大通記念泉水・治療棟横泉水の掃除をする。

二、水槽の掃除は月二回とする。

三、その他作業センターの指示した事項。

七) 塩屋待合所掃除

一、塩屋待合所の室内及び便所の掃除を週一回月四回行う。

二、用具を管理し終了後は作業センターに返納する。

三、その他作業センターの指示した事項。

八) 公衆電話室掃除

一、園内公衆電話室七ヶ所の掃除を週一回月四回行う。

二、用具を管理し、終了後は作業センターに返納する。

三、その他作業センターの指示した事項。

〔後略〕

一五二 作業制度の改正

(光明自治会蔵「自治会広報」No.17 昭和46年)

作業制度の改正について

作業の管理、運営の業務が昨年七月に自治会から施設に返還され、施設側で行なわれるようになってから一年有余を経過します。

返還当時、従来自治会で管理の責任を持っていた作業運営の制度をそのまま施設に引き継ぎ、現在にいたっているわけ

ですが、作業制度の改正を望む声は、作業によつて日常生活上に利便を受ける者の側からも、作業に従事する者の側からも、新しい作業運営の在り方が要望されておりました。制度の改正を望む声は自治会が作業運営の責任を負つていた時代からのものでありますが、業務返還という事態が改正の時期を停滞させることになりました。本年四月から患者給与金支給制度が改められ、支給額に問題はあるとしても軽症者の基本給が一応確立されたことと、患者作業に対する考え方との関係等も一つの原因として、制度の改正は必然的でもあつたわけです。このような経緯を踏まえて、一年有余にわたり作業運営の経験を身につけた施設側が、今後の作業の在り方について、どのように制度化し、作業の運営に意欲を持った積極的な姿勢が、どの程度に制度の改正に盛りられるか、注目されていたものであります。

新しい制度の内容は、作業定日数が三一日制から二六日制に改められたこと。月額のおよそ二〇％程度が増額されたこと。作業人員の減少と老令化により一部職種の統廃合と定員減が行なわれ不自由者の就労を一部認めたこと。保障の内容が変更されたこと。不自由者看護制度が若干改善されたこと等、大筋においては今までの制度と大同小異であるといえ

ますが、今回の制度改正が施設の手による、最初のという意味においては、単なる改正ではなく全く新しい作業制度の制定であるといえます。

いずれにしても、新しい制度を施設が誠意をもつて運営することが望まれますし、自治会は、その運営状態を十分に監察する必要があります。また、今後の制度改正にあつては、より多く各層の要望、意見を吸収し、検討にあたつては特別委員会の設置が理想的であろうかと考えられます。

なお自治会は、施設から提案された邑久光明園作業規定の制度と、作業運営に関する改正諸事項について新しい制度が誠実に実行されることを前提とし、意見書を付して了承しました。

一五三 自治会要請書と協議

(光明園蔵「患者要望書等関係綴」昭和54年 原本横書)

〔欄外〕
 一園長(印) 事務部長(印) 庶務会計課長(印) 室長(印)
 班長(印) 係長(印) 係長(印) 係長(印)

入園者自治会要請書に基づく話し合い
 (福祉室業務に関する事項)

一、期 日 昭和五四年四月四日(木) 一三時三〇分～一五時

二、場 所 自治会会議室

三、出席者 自治会側 望月会長外九名（中央委員含む）

福祉室 室長、福祉係長、医事係長

四、内容

（一）作業返かんと所内作業全般の見直し

○五四年度の返かんと予定は、美容、襖張、治療助手、

盲人世話係、浴場、残飯回収である。

※運営上、人事問題があるので各関係部局と相談して善処したい。

○襖張作業については、数年来の懸案事項となっておるので、作業センター側で善処してもらいたい。

他施設では職員が実施している所もある。

※現時点では、作業センターのみで解決出来ない由、業者に委託する方法を取らざるしかないのでは、それにしても関係部局と相談しなければならぬので、確約は出来ない。

○毎年そのような回答であるが是非とも本年中になんとかしてもらいたい。五月末までに検討をしておいてもらいたい。

○所内作業全般の見直しについては、以前福祉室で

話し合いをしたことがあるが、もっと時間をかけて検討しよう。

〔後略〕

一五四 患者作業返還

（光明園蔵「福祉業務」平成2年 原本横書）

平成
昭和二年十二月二〇日 起案者◎

室長◎ 係長◎ 主任◎ 係◎

患者作業返還について（伺）

標記について、この度、脱衣作業者（男子）より離職の申し入れがあり、後任を求めましたが得られず、作業の必要性について自治会と協議した結果「必要である」との要望を受けましたので、福祉業務として、作業返還してよろしいかお伺い致します。尚、経過及び今後の対応面等詳細は別紙の通りです。

※ 決済で返還が決まれば作業規定の改正が必要

第八条別表（二）― 職種、定員、賞与金の額

一、作業返還の経過について

患者の作業返還については昭和五八年三月一日付、療養所課課長補佐からの事務連絡により、第4次の返還実態調査がなされ、その後各種の返還が実施され、今日に至っている。

現在尚未返還の作業種目は、別表(一)―一の通りである。

二、脱衣作業について

脱衣とは一般舎の浴場利用者の中で不自由な者について、その脱衣等の手助けをするものであり、現在男女各一人の作業者が就業している。(但し、女子についてはここ数年対象者が無く、作業はしていない状態が続いている。しかし、請け負い作業である点と、止めてしまうと再就業がいやになったり、あるいは対象者が出た時にすぐ間に合わない等の理由から一定の作業賃を支給し、作業籍^者を^{確保}残して来ている。)

三、この度の状況について

脱衣の男子作業者より高齢化を原因に離職したい旨、相談があり、種々慰留に努めたが、意志が堅く、又、体力的に見てもこれ以上引き伸ばしても、いづれごく近い将来には就業できないと判断し、新規就業者の募集と併せて、女子作業者の現状説明をし、自治会に今後に於ける脱衣作業の必要性について検討を求めた。

結果、後任の作業希望者は無かった。又、自治会(中央委

員会)の見解は対象者がいれば職員の手で何とかして欲しい(作業返還としたい)との事であった。

四、現状について

現状では、脱衣対象男子は三センターU・Mさん一人であり、女子については上記の通り今はいない。又、Uさんについては、この度の新築工事により、三センター内に介助浴場が開設されたので、今後は脱衣作業の手は必要なくなる予定である。

五、今後について(予測)

予測としては、独身舎の者については傾斜配置により、不自由度が増せば必然的にセンターに入居するようになり、そこでこの介助を受けるようになる為、脱衣作業の必要は無いと思われる。又、夫婦舎で二人の不自由度点数をたして、一般舎に入居している者について、その片方の不自由度が増してきた場合には、センター入居が微妙となり夫婦が別々に利用する浴場では、脱衣作業の必要が生じる可能性がある。(最も、センターに行きたがらない者は、出来る限り自分の事は自分でしたいとの思いもあり、脱衣作業の要求も余り出ては来ないと思われる。現に今一般舎居住の男子盲人の一人は脱衣作業無しで浴場を利用している。)

第8条 別表(1) - 1 職種、定員、賞与金の額

作業種目	作業日数	定員	単価	月額	合計月額	備考
(週休二日制)						
図 書	21	3	420	8,820	26,460	
印 刷	21	4	420	8,820	35,280	
ミ シ ン	21	3	420	8,820	26,460	
衣 修 理	21	2	420	8,820	17,640	
園 芸	21	3	420	8,820	26,460	
樹 木	21	8	420	8,820	70,560	
清 掃	21	24	420	8,820	211,680	
(請負制)						
会 館 管 理		4		9,000	36,000	
会 堂 管 理		6		9,000	54,000	
納骨堂管理		1		11,000	11,000	
公 園 管 理		2		9,000	18,000	
電話BOX管理		1		7,000	7,000	
脱 衣		2		6,000	12,000	
光 明 神 社		2		10,000	20,000	
植 樹 管 理		2		12,000	24,000	
(その他)						
主任手当(A)	人数再掲	13		900	11,700	
副主任手当(B)	"	5		600	3,000	
合 計		67			611,240	

六、今後について(対応面)
 今後の対応としては対象者が出た場合は、その人数等により所要時間を考慮した上で、脱衣作業の時間帯を一定に定めて浴場利用をしてもらう事とし、その時間帯に福祉より職員を派遣し、脱衣作業に当たるようにすれば、一般業務の時間的やり繰りの中で対応して行けると思われる。(最も対象者が男子あるいは女子のみで五名を越えて出るようであれば、時間的やり繰りだけでは難しいと思われる。)又、この場合の派遣者は男子対象者については男子作業手の中から、女子対象者については女子事務補助者の中から考えたい。

3 作業と年金

一五五 国民年金法の施行

(愛生編集部蔵「長島つうしん」No.11 昭和34年)

国民年金法の施行にあたって

宇佐美治

福祉年金の受給を前にして、われわれ八氏病患者が社会保障としてどんな取扱いをされてきたかを省りみたい。療養所創設期の盲人たちは、手さぐりでガーゼを伸ばし繃帯を巻き、日に二銭か三銭が所得の全てであった。戦前、国民の生活水準の安定していた一九三五年においてさえ患者食費一日十八銭で、患者数は定員を超え、実質の食費は、はるかに少なかった。当時の患者対策は、生活水準の維持が基本理念でなく、生存限界を保つのが政策のすべてであった。一九四四年―四六年にいたると生存限界すら維持する事が出来ず、栄養失調で死亡者が続出していた。戦後十五年たった今日でも、人間らしい生活を要求する事は罪悪に通ずるといふ考えをもっている人がいるのではないだろうか。

このたびの国民年金法が、一般国民と平等に八氏病患者にも適用される意義は大きい。何故なら、八氏病患者も社会保

障の一環に包含されたとの自覚と連帯感をもち得たからである。苦難に満ちた八氏病対策の歴史をふりかえり、再び一億浄化の名のもとに、八氏病療養所を死の待合所化しないために、欠かんだらけの国民年金法であるかも知れないが大事に守り育てて、反動の嵐にふき消されないよう病める、貧しい、多くの国民と共に一緒になって努力しなければならぬと思ふ。

(一九五九・九・二〇)

一五六 入所者の国民年金

(愛生園神谷書庫蔵「長濤会報」No. 40 昭和34年)

入所患者の国民年金について

医事係

国民年金制度は、抛出制と無抛出制に分れる。この無抛出制を福祉年金と云い、これは更に補充的福祉年金と経過的福祉年金に分れる。抛出制並びに補充的福祉年金は、昭和三十六年四月一日から実施されるが、経過的福祉年金は昭和三十四年十一月一日から実施され、既に九月から受け付けを始めている。

この福祉年金は老令、障害、母子福祉年金の三種類に分れ

るが、入所患者を対象とする経過的福祉年金の特例として、満七十才以上の老令者に老令福祉年金を、満二十才以上の別表一級該当者に障害福祉年金をそれぞれ支給されることとなった。

前述の補充的とは、抛出制の被保険者が本来納めるべき保険料を納められない場合、これは国民皆保険とならないので、額を少なくし、その他支給制限を加える等して支給することである。経過的とは、昭和三十四年十一月一日の発足時において、既に資格要件を満たしている人に経過的に支給するものである。

入所患者の手續上の特例としては、秘密保持の観点から市町村経由が不適当であるとし、県国民年金課と直結することとなる。即ち邑久町役場を経ることなく、療養所が市町村役場の事務の全部を行うこととなる。又特殊な受給権者であることから、添附書類の内、住民票の謄本、所得状況届を省略できる。その他、らい予防法に基く親族の援護をうけている親族も各府県と直結することとなる。

年金額は、老令福祉年金一二、〇〇〇円、障害福祉年金一八、〇〇〇円である。但し次のような支給制限がある。公的年金受給者は、その額が年金額より多いときは全額、以下

のときは差額が支給される。その配偶者は六、〇〇〇円以内の支給制限がある。配偶者が福祉年金を支給されている場合も制限がある。夫婦が共に老令福祉年金をうける場合は、各々が三、〇〇〇円の減。夫婦の片方が障害、片方が老令福祉年金をうける場合は、老令福祉年金のみ三、〇〇〇円の減がある。夫婦共の障害福祉年金には制限がない。

この九月一日からの受付けは、十一月一日現在で、資格のある人を対象に扱い、以後の受給権者はその資格ができるのを俟つて行うこととなる。

ではどんな書類が裁定請求書の添付書類として必要かと云うと、戸籍抄本、廃疾認定診断書（障害の場合）公的年金証書の写（一二、〇〇〇円未満）全部又は一部停止通知書写、支給停止関係届、配偶者の公的年金証書写、全部又は一部停止通知書写である。これら全部の書類が揃つた上で受理し、必要な審査を行つて、これを県知事に進達する。県知事は、裁定に伴つて作成した国民年金証書を療養所を通じて受給権者に交付することとなる。

支払いは来年三月であるが、第一回分として四力月分が虫明郵便局において支払われる。この支払方法は日本にかつて例がなく、従来の公的年金は、郵便局で裁定記録を確認の上

支払う案内方式であつた。これが国民年金は証書の事項だけで支払われることとなつており、有価証券的なものと云える。従つてこの証書があれば誰にでも支払われるから、証書の保管は嚴重にするようにとのことであり、紛失の際は遅滞なく届出ることとなつている。以上入所患者に関係ある国民年金のあらましを述べたが、次に別表一級の障害程度を抄録する。

× × ×

- 一、両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの。
- 二、両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの。
- 三、両上肢の機能に著しい障害を有するもの。
- 四、両上肢のすべての指を欠くもの。
- 五、両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。
- 六、両下肢の機能に著しい障害を有するもの。
- 七、両下肢を足関節以上で欠くもの。
- 八、体幹の機能にすわつていないことができない程度、又は立ち上がるできない程度の障害を有するもの。
- 九、前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

(心光)

一五七 在日入所者が厚生省へ陳情

(愛生園蔵「親展文書綴」昭和35年)

〔園外〕 事務部長(印) 医務部長(印) 庶務課長(印)

謹啓 爽快な初夏の候、益々御清栄の段慶賀至極に存じ上げます。さて、かねてから「患者の外出許可」につきましては、常に注意を喚起し、取り扱いに意を用いてこられたことと存じます。偶々去る五月十六日夕刻、帰省という名目による外出許可所持のらい患者十一名が「対朝鮮人国民年金法の適用」について、厚生省国立療養所課に集団陳情にきました。

本件については、先般開催した本年度所長・庶務課長(事務部長)会議の際にも注意を促したところでありますが、このような行動は、らい患者の特殊性に鑑みて社会に及ぼす影響は大きく、且つ療養上の目的に反することは勿論、ひいては療養所の運営にも多くの支障を来たすこととなり、誠に遺憾に堪えません。つきましては、陳情に参加した貴施設の左記患者について、外出の理由、現在の病状の進行程度(特に感染の危険等)を知り、今後における事務上の参考に致したく、診断書並びに

本件の外出許可書の写各一通を本職あて至急送付されるようお願い申し上げます。

なお、今後は患者の外出を許可するに当り、再びかかることのないよう十分留意するとともに、患者に対しては規律を遵守し、公衆の批判を受けることのないよう厳に注意されたくお願い申し上げます。

敬具

昭和三十五年六月三日

厚生省医務局国立療養所課長

橋本寿三男

高島重孝殿

記

S・F	栗生楽泉園	R・H	長島愛生園
H・M	同 右	K・N	同 右
B・S	多磨全生園	O・K	同 右
H・S	同 右	K・H	邑久光明園
K・S	駿河療養所	K・Z	菊池恵楓園
K・Y	同 右		

一五八 国民年金の拡大の要請〔抄〕

(愛生自治会蔵「代議員書類綴」昭和41年)

昭和四十一年六月二十八日

全国々立療養所ハンセン氏病患者協議会

長島支部長 加賀田 一

要請書

長島愛生園々長 高島重孝殿

〔中略〕

(三) 国民年金の拡大について

一、らい性マヒを障害の認定基準に入れ、全入所者に障害年金を適用して下さい。

二、障害福祉年金を現在受給しているものについても、自動的に障害年金に切替えられる措置を講じて下さい。

三、盲人に対して、特別に配慮し、年金額を増額して下さい。

四、沖繩及び外国人療養者にも障害、老令年金が受けられるよう国民年金法を改正して下さい。その場合、韓国、朝鮮国籍による差別はしないようにして下さい。

一五九 年金診断の要望書

(愛生自治会蔵「報告書類綴」昭和41年 原本横書)

昭和四十一年一月一日

殿

全患協

大島支部長 山四 芳雄

邑久支部長 望月 拓郎

長島支部長 加賀田 一

今回改正され、本年一月一日より実施されました国民年金の診断に就いて、別紙に記載した事項に就き十分に御配慮の上、一人でも多くの入所者が受給権者となれるよう要望致します。

要 求 項 目

一、国民年金法の改正に就いて

障害福祉年金受給権者は、自動的に拠出制年金に移行させること。又は障害福祉年金を一級及び二級該当者に支給し、その支給額を拠出制年金と同額にすること。

註Ⅱハンセン氏病患者の障害福祉年金受給者は全盲、両手、両足、その他、三重、四重の障害のほか、更に全身がマ

ヒしたものが受給者である。障害福祉年金受給者は無条件で、拋出制年金に移行させるべきである。

二、高令者任意加入の改正について

明治三十九年四月二日以降、明治四十四年四月一日までの間に生まれたものゝ任意加入の取扱いに就いては、昭和三十六年四月一日にさかのぼって、加入できるよう改正されたい。又、国民年金法第八十八条による法免の手續を認められたい。

註Ⅱ本件に就いては、本年も厚生省と大蔵省との折衝十分でなく、見送られるおそれがあるとのことであるが、本年中に必ず実現するよう要望する。

三、認定の取扱いに就いて

(一)、退所者の条件の一つとして、稼得労働に従事している者に限るとされているのは差別的な取扱いであり、不合理であるから取消して頂きたい。

(二)、二級程度の障害を持ったまゝ退所した者は後発障害が発生したときは、併合認定の対象とされるが、入所を継続して^るいものは、事後重症として福祉年金の対象としない。

この扱いは、退所者と入所を継続しているものとを差

別したものであつて不合理であるから、等しく併合認定の対象とされたい。

(三)、眼科疾患はすべて非らい性であることを確認して頂きたい。

(四)、知覚マヒの初診日は、知覚マヒの症状よりはじめて医師の診療を受けた日であることを確認して頂きたい。

(五)、季節的に変動のある障害に就いては、年間を通じた平均値でなく、最悪の状態で認定されたい。

四、らいに起因する障害の取扱いについて

障害年金はらいという疾病に対する保障でなく、日常生活に支障を及ぼす個々の障害に対する保障であることは、法第三十条第一項に明記されている。従つてらいに起因する傷病であってもその発生部位が別であれば、それぞれ単独障害として取扱うべきである。垂手、垂足、鷺手、口覚マヒ、喉頭キヨウサク等をらいに起因するとして1個の障害とすることは不合理である。

社会保険庁この指示は法律違反であるから直ちに撤回すべきである。

以上

五、前項の垂手、垂足、鷺手、口覚マヒ、喉頭キヨウサク等の疾病についてはライに起因せざる場合もあるが、そうした疾病については、当然単独障害として扱うべきであるにかかわらず、起因をライに一括することは不合理である。

診察に際しての要望事項

一、五年以上診療を受けていない疾病については、治癒したものととして取扱って頂きたい。

註

医師法第二十四条によれば、診療録の保存は五年間となっている。従って五年以上経過した疾病については不問にするのが当然であります。

二、併合の一七号は次のような規準となっている。

「前各号に掲げるもののほか身体の機能の障害、又は、長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」

「告示の一七号の規定による障害の程度は、身体の機能

又は、長期にわたる安静を必要とする病状が告示の一号から一六号までと同程度以上であつて、日常生活が制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のものであるが、その程度とは、日常生活にやや制限を受ける程度の障害、すなわち、日常生活において制限はあるが、労働により収入を得ることは可能ではない程度の障害をいう。」

この一七号で日常生活に制限を加えるとされている規準は、障害をもつ大部分の入所者に該当するものであるので、併合の一七号を最大限に活用して、抛出制年金の対象として取扱って頂きたい。

三、併合の一七号のうち「日常生活が制限を受けるか、又は、日常生活に制限を加える程度」が複数障害^{〔複〕}によって成立する場合は、その中の一つでも昭和三十六年四月一日以後に初診日がある場合は、後発障害として取扱って頂きたい。

四、障害の認定に当っては、本人の良心的な申告を尊重して頂きたい。

五、火傷はすべて外傷として取扱って頂きたい。

六、衆、参両院の社労委の付帯決議を十分に尊重して診断に

当って頂きたい。

以上

一六〇 年金特別措置の要望書

(愛生園蔵「国民年金関係」昭和42年 原本横書)

〔欄外〕
「六・一五付年金課長来園、懇談会終了後、課長宛に提出したものである」

四二・六・一六⑤

要望書

一九六七年六月一日

年金獲得の会

代表者 森田竹次④

岡山県年金課

課長 加地幸角様

障害年金の適用拡大と障害福祉年金に対する

特別措置について

このたび私達の要望や生活の実情を理解していただくために、多忙ななかを来園されたことに対し、敬意を表します。さて国民年金のうち、障害年金と障害福祉年金とハンセン氏病患者との関係は、きわめて矛盾にみちたものでありま

す。本来国民はすべて平等に社会保障の恩恵をうけることができることが原則でなければならぬはずであります。しかるに国民年金制度は障害者の年令、原因となった傷病の初診日、痲疾認定日、障害の経過等によって年金受給の可否が決定されたり、その金額が左右されることは不合理きわまるものと考えます。

そこで私たちは、現在の障害の程度にのみ、対応して受給できるとしていただきたいと思います。すなわち、現在の痲疾の状態が法別表一級に該当すれば抛出制一級の年金を、二級に該当すれば抛出制の二級の年金を受給できるようにしていただきたいのであります。

入園者は被保険者とそうでない者が同居し、抛出制の年金受給者と福祉年金受給者が枕をならべ、しかも被保険者といえども、保険料免除者であり、抛出制障害年金受給者となったものもたまたま条件がそろったということにすぎません。全く宝くじでもひくような状態であります。

そこで少しでも原則的なものに近づぐために、当面療養所の特殊性を十分御理解の上、次のような処置をとって下さるようお願いいたします。

一、法の解釈を可能な限り拡大し、多くの入所者が抛出年金

を受給できるようにしていただきたい。

- 一、福祉年金を拠出制障害年金最低額（一級七万二千円、二級六万円）に引きあげていただきたい。
- 以上のことについて、関係方面に働きかけ、実現をはかっていただきたい。

一六一 国民年金法改正の請願

（光明自治会蔵「国民年金法改正に関する請願」昭和43年）

昭和四十三年三月 日 紹介議員

国民年金法改正に関する請願

請願人

岡山県邑久町虫明六二五三の一

国立療養所邑久光明園入園者代表 千島染太郎

岡山県邑久町虫明六五三九

国立療養所長島愛生園入園者代表 下川 亘

岡山県議会議長

天野与一殿

請願事項

国民年金法の改正に際して、左記の各項目が実現するよう格別のお取計らいにより、議決を以て、国の関係各機関に対し

意見書の提出を請願致します。

記

- 一、第五十一国会に於ける衆院社労委の附帯決議（十五項目）をすみやかに実現して下さい。
- 特に二、三、八項の実現をお願いします。

注附帯決議

- 二、年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること等、社会保障の精神に従って改善を図ること。
- 三、障害年金、障害福祉年金ともに障害等級範囲を厚生年金と併せること。
- 八、福祉年金の額を大巾に引き上げること。

- 二、保険料納付者と保険料免除者（老令福祉、障害福祉、生活保護者）の差別給付を無くするようにして下さい。

- 三、高令者（明治三十九年四月二日〜明治四十四年四月一日）の任意加入を昭和三十六年四月一日にさかのぼって復活出来るようにして下さい。

- 四、老令年金受給者（拠出、福祉）も障害度によって障害年金に移行できるようにして下さい。

- 五、盲人級を特設し高額の年金が受けられるようにして下さい

い。

請願の理由

先進国といわれる国々においては、社会保障はすでに高い水準に達しており、社会保障の充実の如何は、その国の進歩を示すバロメーターであることは、世界の常識であります。我が国の社会保障は、国民年金制度の創設とその改正によって、その恩恵をうける幅がつきつきと拡げられておりますが、憲法第二十五条第二項の理念や諸外国との対比から見ると、とうていその比ではありません。この度私達療友のごく一部にも障害年金（抛出制）を受給することになりました。しかしながら、これらの受給者より高度の障害をもち日常生活に著しい不自由をきたしている大部分の者は、初診日、廃疾認定日、起因廃疾、などのきびしい制限によって、法の保護からはずされています。すなわちいかに重度の障害をもつていても、明治四十四年四月一日以前に生れたものは、その対象とはなりません。初診日が昭和三十六年四月一日以前にある疾病または負傷による障害は、これまた障害年金（抛出制）の対象とはなり得ません。初診日が該当していても、廃疾認定日が一定の保険料納付期間をみたす前にある場合もまた同様であり、廃疾認定日が支給要件をみたしていても、

その起因疾病の初診日が昭和三十六年四月一日以前であれば、どんな重度の障害が発生しても、障害年金（抛出制）の対象とはなり得ず、低額の福祉年金しか受給できません。さらに明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた者は任意加入の道がひらかれていましたが、創設したばかりの年金制度に対する理解と指導を欠いたために、せっかくの任意加入の権利も空文にひとしいものとなってしまっています。療養所という共同社会で、同じ病に苦しみ、衣食をともにしておりながら、一方は障害年金、他方は障害福祉年金を受給する者が、枕をならべて同居するという深刻な状態がくりひろげられています。

第五十一国会（昭和四十一年）で国民年金法が改正された際、衆議院社会労働委員会で一五項目の付帯決議がなされております。これが活かされるなら、現在発生している矛盾と苦しみは大部分解決できるものと確信致します。厚生省におきましては、昭和四十四年度国会に於て国民年金法を、大中に改正するために其の内容を、国民年金審議会に諮問しておりますが、近く出される此の答申に基いて改正法案の作成が行われることになっております。

以上の事情を御賢察の上、宜しくお取計らい下さるよう、請

願する次第であります。

以上

〔後略〕

一六二 特別措置の新規予算の請願書

(光明自治会蔵「請願書」昭和43年 原本横書)

請願書

昭和四三年一二月 日

殿

紹介議員

ハンセン氏病療養所入所患者に対する生活待遇「患者日用品費」「特別措置」改善の要求実現について意見書提出要請に
関する件

岡山県邑久郡邑久町虫明六二五三ノ一

国立療養所 邑久光明園

入園者代表 千島 染太郎

岡山県邑久郡邑久町虫明六五三九

国立療養所 長島愛生園

入園者代表 下川 亘

〔中略〕

二. 特別措置として(抛出制障害年金月額六、〇〇〇円を基準にした差額) 新規予算を認めて下さい。

昭和四一年度において年金法が一部改正され、ハンセン氏病療養所入所者にもごく一部のものが抛出制障害年金の適用をうけることになりました。しかし、現行法においては年令、初診日、廃疾認定日、起因疾病、保険料納付期間等のきびしい制限があり、大部分のものが除外されるという大きな矛盾をきたしております。

すなわち大部屋での雑居生活のため、一方が抛出制障害年金受給者、他方は福祉年金受給者と大きな格差のため深刻な対立をうんでおります。又入所中の被保険者は、すべて保険料免除者であるため、被保険者とそうでない高令者との差別は、生年月日がおそいか、早いかの一点だけです。入所中の患者で重度の障害者は初診日、年令の制限によってとり残され、かえって軽度の障害者が受給するという現象が起きております。さらにこれら不遇な老令者、重度障害者はそのほとんどが、戦前或は戦時中に入所し、看護、農工、木工、その他療養所運営に献身し、目を失ない、手足の自由をなくし、全身の発汗障害を起しながら、今日の療養所を築きあげた功労者です。

以上

一六三 後発障害の認定

(光明自治会蔵「極秘文書」年金関係「昭和45年 原本横書」)

⑧

ハンセン氏病患者にかかる後発障害の認定については、ハンセン氏病患者にかかる後発障害の認定については、ハンセン氏病の特殊性及びハンセン氏病患者のおかれている特殊事情を考慮して次により取扱うものとする。

一・ハンセン氏病による障害を有する者に二〇歳到達以後又は昭和三六年四月一日以降において新たに障害が発生したことにより、障害年金の裁定請求があつた場合における新たに発した障害の認定にあつては、新たに発した障害が明らかにハンセン氏病に基づくものであると断定できるものを除き、ハンセン氏病に起因しない傷病として取扱うものとする。

二・国民年金法別表一級に該当する程度の視力障害を有する者が二〇歳到達以後又は昭和三六年四月一日以降において新たに発した傷病により残存視力を完全に喪失した場合は、新たに発した傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上であるものとして取扱うものとする。

三・一・及び二・の取扱いは、昭和四五年四月一日から実施

するものとする。

ハンセン氏病の障害年金の認定取扱いについて

一・拠出年金の障害年金制度の運用により、制度の基本に抵触しない範囲において、弾力的な措置を講ずる。
二・おそくとも四十五年四月より実施する。
三・以上一・二・の措置は社会保険庁関係当局も了解済である。

昭和四五年一月二八日

自由民主党副幹事長

二階堂 進

国民年金に関する会議

日時 昭和四五年五月七日

場所 厚生省第五会議室

出席者 社会保険庁 北野国民年金課長 三上福祉年金課長

齊藤補佐 (国年) 坂本補佐 (国年)

木村補佐 (福祉)

齊藤係長 (国年) 企画指導

野田係長 (福祉) 審査係長

国立療養所課 野津課長 大谷補佐 金森補佐

千石係長 磯崎事務官

国立らい療養所 高島 矢嶋 武田 志賀各園長

難波 横田 中村各医務部長

要旨 らい療養所における処遇の問題は、これまで度々取りあげ検討されてきたところであるが、らい療養所における特殊事情を考慮し年金サイドで所得格差の是正をはかることは、法のわく内の運用ということであれば自然とその限界があるわけで、全ての問題を解決することは不可能であるが、幾分でも解決の方向にするために、障害認定上の運用のわくをひろげることとした。

これは、あくまでも、らいの特殊性に基づくもので結核にもその影響を及ぼすことではないので、正式文書ではないが、この文書は㊦以上の取り扱いをお願いした。

この文書は、全国一〇の都道府県課長会議の説明資料であるが、これにより従来各都道府県段階にあつた凸凹をなくするということにもなるものと思う。

この文書の一・は、従来その起因性については、きびしい態度をとつてきたが、今後は、後発障害の起因性については出来るだけそのわくを取りはずし、福祉より抛

出への移行の拡大をはかろうとするもので、九九％はらいであろうと考えられる障害であつても、あとの一％は非らい性ではないかと疑われるケースについては、らい性と記載することなく提出された診断書については非らい性として取り扱つてもよろしいという意で、あくまでも法の基本に抵触しない方法で拡大をはかろうというものである。

なお、二・において、視力が〇となつた場合に限るとしたのは、らいの特殊事情を考慮して、光覚程度でも視力が残つていた者であれば後発の新障害により視力が全くなくなつた場合は、らい患者の四肢その他の触覚等の欠損も考慮して抛出に移行させようという主旨である。なお、さきに認知されていないとしていた機能障害に欠損事故が加つた場合は、らい療養所の場合対象として取り上げていくことにする。

また、基本的な線は崩せないのであるから被保険者であることは絶対条件であり、初診日、廃疾認定日については崩せないことは従来通りである。

〔後略〕

一六四 労務外出者取扱い要項

(愛生自治会蔵「提案書綴」昭和45年 原本横書)

労務外出者取扱い要項

昭和四五年一月一日実施

本取扱い要項は、入園者は園内において療養することを原則とするも、本人の意志により労務外出する者の扱いについて作業規定第一四条に基づいて設けるものである。

一、労務外出者（以下労務外出者という）とは、菌陰性者又は、医療上、支障のないもので、下記の各号に該当する者と言う。

イ、全日、半日を問わず外出して就労する者。

ロ、全日、半日を問わず外部業者、その他に雇用されて就労する者。

二、作業部長は、分館福祉係と密接な連絡をはかり、常に労務者の実態を把握しなければならない。

三、労務者は下記の各号を遵守すると共に、規制を受けるものとする。

イ、労務外出しようとする者は、作業部長に届け出ること。

ロ、執行委員会が必要と認めた園内行事、その他で協力を求められた時はこれに協力し、入園者に迷惑をかけて

はならない。

ハ、労務者は、園内作業に従事することは出来ない。但し、園内作業終了後（午後）の労務者は、その限りでない。

二、全日作業に従事する労務者は、直ちに園内作業から除籍するものとする。

ホ、全日就労の労務者は、労務停止後、三〇日間はその園内作業に就業することは出来ない。但し、外部業者、その他に雇用されて、園内で就労する者は、その限りでない。

ヘ、全日労務者は、園内作業就労後でなければ休養者保障を受けることは出来ない。

ト、半日労務者は、一カ月のうち四日以上就労した場合、休養者保障を受けることはできない。

チ、災害保障は、雇用主より受けるものとし、作業賃からは一切支給しないものとする。

リ、休養者保障を受けた者で、無届で就労したことが後日明らかになった場合、支給した休養者保障は返金しなければならない。

四、次の各号に該当する時は、労務外出を中止しなければならない。

イ、医療管理上、医師の勧告のあった場合。

ロ、執行委員会が労務外出の中止を必要と認めた場合。

以上

一六五 在日入所者の年金問題

〔韓人互助会編『孤島―韓人ハンセン氏病患者生活記録文集』

第一集 昭和36年刊〕

永い道

安 述蓮

〔中略〕

一昨年十一月、国民年金法が実施され、福祉年金受給によつて、日常生活面にいくらか恵まれると同時に、反面、今まで見られなかった妙な雰囲気のだだよいを感じるようになりました。と申しますのは、たとえ健康があつて、作業に就きその謝金の最高額を得る不自由舎付添をやつたところで、年金受給者に比べてはるかに劣るからなのです。まして障害度の適用範囲が大幅に拡大され、又不自由寮の付添が職員に切り換えられた場合、私たち韓人患者はどうなるものなのでしょう。暗たんとしてこれから先が案ぜられます。手足が悪い程度の者でも年金を受給されている事がありますが、私

たちには何んの関係もなく、しかも働くにしてもその作業場がないとすれば、ささやかではありましても一切の収入源が断たれる事になります。それでなくとも現に年金受給の該当者でありながら、国籍が違うとの理由で除外されていることは、どう考えても得心が出来ないであります。成る程、今までは何ら区別なく一様に同じ待遇を受けました事は感謝いたしますが、事態がこのように急角度に変わるとは夢にも想像がつかぬことであつただけに、その失望も大きい訳であります。

〔後略〕

年金受給者調査

58. 2. 1 調

区分	支部名	長 島	邑 久
1項 入園者数		1022	633
2項 明治39年4月1日以前の出生者		91	57
(1) 老齢福祉年金受給者		16	16
(この中で他の年金との併給者)		0	0
(2) 障害福祉年金受給者		65	34
1級		65	34
2級		0	0
(この中で他の年金との併給者)		2	0
1級		2	1
2級		0	0
(3) 各種公的年金受給者		5	2
(この中で福祉年金など他年金併給者)		5	1
(4) 老齢特別給付金受給者		0	0
(この中で恩給厚生年金を受けている者)		0	0
(5) (年金類を一切受給していない者)		5	5
内 ①外国人障害者		4	5
訳 ②その他		1	0
3項 明治39年4月2日～明治44年4月1日出生者		130	59
(1) 障害福祉年金受給者		58	18
1級		58	18
2級		0	0
(この中で他の年金との併給者)		8	0
1級		8	4
2級		0	0
(2) 各種公的年金受給者		4	4
(この中で福祉年金など他の年金併給者)		4	3
(3) 老齢福祉年金受給者		1	3
(4) 抛制障害年金受給者		29	18
1級		29	18
2級		0	0
(5) 抛制老齢年金受給者		0	1
(6) 5年年金受給者		5	0
(7) 10年年金受給者		5	0
(8) 年金類を一切受給していない者		28	15
内 ①外国人障害者		11	11
訳 ②10年年金加入者で未受給者		0	0
③5年年金加入者で未受給者		0	0
④その他		17	4
4項 明治44年4月2日以降の出生者		801	517
(1) 障害福祉年金受給者		63	28
1級		63	28
2級		0	0
(この中で恩給や他の年金との併給者)		43	25
1級		43	25
2級		0	0
(2) 各種公的年金受給者		69	48
(この中で福祉年金など他の年金併給者)		35	30
(3) 抛制障害年金受給者		446	256
1級		422	232
2級		24	24
(4) 抛制老齢年金受給者		5	9
(5) 年金類を一切受給していない者		218	176
①外国人障害者		62	65
②その他		156	111
5項 福祉手当の支給を受けている者		0	0

注1 他園と合計のデータは省略

注2 原表は(A)・(B)・(C)に分かれているが、1表に統一した。